

XXI. ドイツ連邦共和国
(Federal Republic of Germany)

<目次 ～ドイツ～>

第1章	金融制度概要	1
1.	金融機関の種類	1
(1)	銀行の業態「3本柱の構造」	1
(2)	商業銀行 (commercial banks, Kreditbanken)	2
(3)	公的部門銀行 (public sector institutions, Öffentlich-rechtliche Kreditinstitute)	4
(4)	信用協同組合 (credit cooperatives, Kreditgenossenschaften)	8
(5)	専門銀行 (specialised banks, Spezialbanken)	9
2.	監督官庁と指導体制	11
(1)	世界金融危機前の監督体制 (BaFin と Deutsche Bundesbank による監督)	11
(2)	世界金融危機後の監督体制 (ECB による直接・間接監督)	11
(3)	監督組織の再編	13
3.	ドイツの金融制度の特徴	15
(1)	ユニバーサルバンクの誕生	15
(2)	公的部門銀行の是非	15
4.	預金保険制度の枠組み	16
(1)	かつての預金保証制度 (2013年まで)	16
(2)	現在の預金保証制度 (2014年以降)	17
(3)	EDISの動きとドイツの反発	18
第2章	郵便貯金の概要	21
1.	設立目的・沿革概要	21
(1)	郵政改革とポストバンクの誕生	21
(2)	ポストバンクの株式公開と業容拡大	22
(3)	ドイツ銀行によるポストバンクの買収とその後の方針転換	23
2.	経営形態	28
3.	金融サービス提供の形態	28
(1)	郵便事業会社、郵便局運営会社との受委託関係	28
(2)	直営店、委託店における金融サービスの提供状況	29
(3)	店舗・ATM配置戦略	29
(4)	DXの推進	30
4.	預金業務概要	31
5.	口座維持手数料等の導入状況	31
6.	リスク性金融商品概要	33
7.	貸付業務概要	33
8.	金融包摂への取り組み	33
9.	送金・決済業務概要 (キャッシュレス決済、モバイル決済等)	33
10.	インターネットバンキング	33
11.	国際業務概要	34

12.	付随業務概要	34
13.	資金運用（ESG 投資関連を含む）	34
14.	窓口取扱時間	35
15.	他行、地域金融機関等との協業ビジネスの展開（他業種との業務提携を含む）	35
16.	財務諸表.....	35
第 3 章	民間リテール金融機関の概要.....	38
	DZ BANK グループ	38
第 4 章	最近の金融動向と今後の展望.....	41
1.	金融ビジネスにおける DX、フィンテック、キャッシュレスの動向	41
(1)	フィンテックの動向.....	41
(2)	キャッシュレス化の状況	42
(3)	モバイル決済の動向.....	44
(4)	リテール決済に関する法規制の状況	45
(5)	顧客データを活用したビジネス動向	46
(5)	リテール金融機関の顧客接点における DX	47
(6)	インターネット専門銀行	47
(7)	デジタル通貨導入に向けた動き.....	48
(8)	IT 人材の育成・活用状況.....	49
(9)	生成 AI の活用状況.....	50
2.	郵便局金融を含めた金融包摂.....	50
(1)	格差に関する社会情勢・国民意識とそれらを背景とした格差是正政策.....	50
(2)	金融包摂政策における国、自治体、郵便局、銀行の関わり	51
(3)	学校職域における金融教育	52
(4)	政策評価と方向性	53
(5)	高齢化対策	54

＜略語集＞

略語	原語（英語、ドイツ語）	日本語訳
BaFin	Federal Financial Supervisory Authority, Bundesanstalt für Finanzdienstleistungsaufsicht	連邦金融監督庁
BAKred	Federal Supervisory Office for Banks, Bundesaufsichtsamt für das Kreditwesen	連邦銀行監督局
BAV	Federal Supervisory Office for Insurances, Bundesaufsichtsamt für das Versicherungswesen	連邦保険監督局
BAWe	Federal Supervisory Office for Securities Trading, Bundesaufsichtsamt für den Wertpapierhandel	連邦証券監督局
BIS	Bank for International Settlements	国際決済銀行
BVR	National Association of German Cooperative Banks, Bundesverband der Deutschen Volksbanken und Raiffeisenbanken	ドイツ信用協同組合全国協会
DGA	Deposit Guarantee Act, Einlagensicherungsgesetz	預金保証法
DGICA	Deposit Guarantee and Investor Compensation Act, Einlagensicherungs- und Anlegerentschädigungsgesetz	預金保証及び投資者補償法
DGS	Deposit Guarantee Scheme	預金保証制度
DSGV	German Savings Banks Association, Deutscher Sparkassen- und Giroverband	ドイツ貯蓄銀行協会
DZ Bank	Deutsche Zentral-Genossenschaftsbank	ドイツ信用協同組合中央銀行
EBA	European Banking Authority	欧州銀行機構
ECB	European Central Bank	欧州中央銀行
EdB	Entschädigungseinrichtung deutscher Banken,	ドイツ銀行協会の預金保証制度
EdÖ	Entschädigungseinrichtung des Bundesverbandes Öffentlicher Banken Deutschlands	ドイツ公的銀行協会の預金保証制度
EDIS	European Deposit Insurance Scheme	欧州預金保険制度
FMSA	Federal Agency for Financial Market Stabilization, Bundesanstalt für Finanzmarktstabilisierung	金融市場安定化機構
GDPR	General Data Protection Regulation	一般データ保護規則
Helaba	Landesbank Hessen- Thüringen	ヘッセン・テューリンゲン州立銀行
IPS	Institutional Protection Scheme	機関保護制度
KfW	Kreditanstalt für Wiederaufbau	ドイツ復興金融公庫 KfW グループ
KWG	Gesetz über das Kreditwesen	ドイツ銀行法
LBBW	Landesbank Baden-Württemberg	バーデン・ヴュルテンベルク州立銀行
PSD2	Payment Service Directive 2	第2次決済サービス指令
PUDLV	Postal Universal Service Ordinance, Post-Universaldienstleistungsverordnung	郵便ユニバーサルサービス条例
SoFFin	Special Financial Market Stabilization Funds, Sonderfonds Finanzmarktstabilisierung	金融市場安定化基金
SRM	Single Resolution Mechanism	単一破綻処理メカニズム
SSM	Single Supervisory Mechanism	単一監督メカニズム
VDP	Association of German Pfandbrief Banks, Der Verband deutscher Pfandbriefbanken,	ドイツ・ファンドブリーフ銀行協会
VÖB	Bundesverband Öffentlicher Banken Deutschlands	ドイツ公的銀行協会
WGZ Bank	Westdeutsche Genossenschafts-Zentralbank	西ドイツ信用協同組合中央銀行
ZKG	Zahlungskontengesetz	決済口座法

為替レート：ユーロ。1ドル＝0.86ユーロ、1ユーロ＝183.76円（2026/3/11）

第1章 金融制度概要¹

1. 金融機関の種類

ドイツの金融機関としては、「ドイツ銀行法（German Banking Act, Gesetz über das Kreditwesen, KWG）」第1条第1項に規定される「与信機関（以下、銀行）（credit institution, Kreditinstitute）」及び同法第1条第1a項に規定される「金融サービス機関（financial service institution, Finanzdienstleistungsinstitute）」、「保険会社監督法（Act on the Supervision of Insurance Undertakings, Gesetz über die Beaufsichtigung der Versicherungsunternehmen, VAG）」に規定される「保険会社（insurance undertakings, Versicherungsunternehmen）」及び「年金基金（pension funds, Pensionsfonds）」がある²。

本稿が主眼とする銀行は、商業目的で、或いは、商業的に組織された事業体を要する規模で銀行業務（banking business, Bankgeschäfte）を行うものである。銀行業務とは、預金受入（deposit business, Einlagengeschäft）や信用供与（credit business, Kreditgeschäft）、手形割引（discount business, Diskontgeschäft）等の伝統的業務に加えて、金融商品の委託売買業務（principal broking services, Finanzkommissionsgeschäft）や金融商品の引受（underwriting business, Emissionsgeschäft）等の証券業務を含む、所謂、ユニバーサルバンキング・サービスの提供である。なお、金融サービス機関は銀行法に従うものの、銀行ではない組織と定義されている³。

(1) 銀行の業態「3本柱の構造」

ドイツの金融機関の中心は銀行であり、その大部分がユニバーサルバンキング・サービスを提供するユニバーサルバンク（Universalbanken）である⁴。ユニバーサルバンクは、銀行の所有形態及び営業目的の違いにより、商業銀行（Commercial banks）、公的部門銀行（Savings bank sector）、信用協同組合（Cooperative sector）の3つに分類される（図表1）。ドイツの特徴は、公的部門銀行や信用協同組合の存在感が大きいことであり、それ故、「3本柱の構造」（three pillar structure, Drei-Säulen-Struktur）と呼ばれる。

¹ 特に断りの無い限り、本章における数値（資産残高、資産比率、機関数、支店数等）は2024年12月末時点である。

² 銀行と金融サービス機関及び業務の英訳は、ドイツ連邦銀行による銀行法の仮訳に基づく。

https://www.bafin.de/SharedDocs/Downloads/EN/Aufsichtsrecht/dl_kwg_en.html?nn=8379954 保険会社と年金基金の英訳は、連邦金融監督庁(BaFin)による保険会社監督法の仮訳に基づく。

https://www.bafin.de/SharedDocs/Downloads/EN/Aufsichtsrecht/dl_vag_en_va.html

³ 金融サービス機関は、商業目的で、或いは、商業的に組織された事業体を要する規模で金融サービスを提供する。金融サービスには、金融商品の売買仲介（investment broking, Anlagevermittlung）、金融商品の売買等に関する助言（investment advice, Anlageberatung）、顧客保有の金融商品の裁量的管理（portfolio management, Finanzportfolioverwaltung）、ファイナンシャルリース業務（financial leasing, Finanzierungsleasing）等が含まれる。

⁴ 羽森（2012）

図表 1: ドイツにおける銀行の業態別機関数と支店数 (2024 年 12 月末)

	Number of credit institutions as at 31 Dec. 2024			Number of branches as at 31 Dec. 2024		
	2023	Change	2024	2023	Change ¹	2024
Commercial banks	242	-4	238	4,572	-1,280	3,292
1 Big banks ²	3	0	3	3,471	-1,287	2,184
2 Regional and securities trading banks and other commercial banks	137	-4	133	941	2	943
of which: Securities trading banks	0	0	0	0	0	0
3 Branches of foreign banks and securities trading banks	102	0	102	160	5	165
of which: Branches of foreign securities trading banks	0	0	0	0	0	0
Savings bank sector	360	-5	355	7,104	-178	6,926
4 Landesbanken	6	0	6	139	-1	138
5 Savings banks	354	-5	349	6,965	-177	6,788
Cooperative sector	697	-25	672	6,588	-186	6,402
6 Regional institutions of credit cooperatives	1	0	1	13	0	13
7 Credit cooperatives ³	683	-22	661	6,430	-180	6,250
8 Other credit institutions affiliated with the BVR ³	13	-3	10	145	-6	139
Other	104	-1	103	1,237	13	1,250
9 Mortgage banks	7	0	7	31	0	31
10 Special purpose banks	20	0	20	7	-3	4
11 Private building and loan associations	9	-1	8	743	-21	722
12 Public building and loan associations	5	0	5	443	37	480
13 Housing enterprises with savings facilities	47	0	47	13	0	13
14 Central securities depositories	1	0	1	0	0	0
15 Guarantee banks and other banks	15	0	15	0	0	0
Total	1,403	-35	1,368	19,501	-1,631	17,870

(出所) ドイツ連邦銀行, <https://www.bundesbank.de/en/press/press-releases/changes-in-bank-office-statistics-in-2024-962986>

また、ドイツにおいて資産規模の大きな上位 7 行は以下の通りである。

図表 2: 総資産上位 7 行 (2024 年 12 月末、億ユーロ)

銀行名	総資産	業態
Deutsche Bank	13,870	商業銀行
Deutsche Zentral-Genossenschaftsbank (DZ Bank AG)	6,596	信用協同組合中央銀行
Commerzbank AG	5,550	商業銀行
KfW Group	5,454	専門銀行
Landesbank Baden-Württemberg (LBBW Bank)	3,690	州立銀行
Bayerische Landesbank Group	2,677	州立銀行
UniCredit Bank (HypoVereinsbank)	2,635	商業銀行
Landesbank Hessen-Thüringen (Helaba Group)	2,006	州立銀行
NRW.BANK	1,618	専門銀行

(出所) 各銀行アニュアルレポート、財務諸表を基に作成

(2) 商業銀行 (commercial banks, Kreditbanken)

第一の柱である商業銀行は、利潤追求を目的とした民間銀行で、(i) 大銀行 (big banks, Großbanken)、(ii) 地方銀行 (regional banks and other commercial banks, Regionalbanken und sonstige Kreditbanken)、(iii) 外国銀行の支店 (branches of foreign banks, Zweigstellen ausländischer Banken)、(iv) 個人銀行 (private bankers, Privatbankiers) の 4 つに分類される。商業銀行の資産規模 (5兆 2,020 億€)

は銀行全体（10兆9,070億€）の47.7%を占め⁵、公的部門銀行や信用協同組合の資産規模と比べて大きい。しかし、商業銀行の銀行数・支店数は、公的部門銀行や信用協同組合と比べて少ない。

(i) 大銀行（Großbanken）

大銀行はグローバルに展開する拠点網を通じ、個人・法人・機関投資家を対象として多様なサービスを提供する、地域的、業務的に多岐に亘るユニバーサルバンクである。大銀行3行の総資産（2兆3,640億€）は、銀行全体の21.7%、商業銀行全体の45.4%を占めている（2024年12月末）。ドイツ連邦銀行（Deutsche Bundesbank）の統計によると、大銀行は、ドイツ銀行（Deutsche Bank）、コメルツ銀行（Commerzbank）、ユニクレディト（ヒポ・フェラインス）銀行（UniCredit Bank（HypoVereinsbank））⁶の3行である。これらの内、ドイツ銀行の規模が群を抜いており、総資産は大銀行第2位のDZ銀行の2倍以上に達する（図表1）。

ドイツ銀行は1870年にベルリンで創設された⁷。当時のドイツでは、産業化の進展に伴い、企業の資金需要が拡大していた。こうした中、アーデルベルト・デルブリュック氏（Adelbert Delbrück）はドイツ銀行を立ち上げ、全ての銀行業務を営み、特にドイツとその他欧州諸国や海外市場との貿易関係の促進に努めた。ドイツ銀行と同時期に、コメルツ銀行（1870年）とドレスナー銀行（1872年）も創設され、これら3行は「3大銀行」と呼ばれ、長きに亘り、ドイツの商業銀行の中心的存在であった⁸。

ヒポ・フェラインス銀行は、当時のドイツで最大の地方銀行であったバイエリッシュ・フェラインス銀行（Bayerische Vereinsbank AG）と、専門銀行の1つであったバイエリッシュ・抵当振替銀行（Bayerische Hypotheken- und Wechsel-Bank AG）が、シェア拡大等を目的として1998年に合併して誕生した⁹。同行は2005年にイタリアのユニクレディト・グループに買収され、2009年にユニクレディト銀行（UniCredit Bank AG）に社名を変更した。

ポストバンクは、元々、政府が保有する郵政事業の1つであったが、1995年に株式会社化された。1999年には、郵便事業を運営するドイツポストの完全子会社となったが¹⁰、現在はドイツ銀行と統合している。ポストバンクについては第2章で詳述する。

歴史的には、大銀行は大企業と密接な関係を築き、ハウスバンク（Hausebank、日本におけるメインバンクと同じ位置づけ）と呼ばれた。大銀行は、ハウスバンクとして、関係の深い大企業の資金調達を支えると共に、投資銀行業務を提供したり、持ち株を通じて財務基盤の安定に貢献したりした¹¹。もっとも、1990年以降、大銀行は持ち株を手放していった。背景として、金融機関を取り巻く環境が変化し、対応が求められる中、余裕資金を捻出する必要があったこと、自己資本の強化を求められたこと、

⁵ Deutsche Bundesbank Banking statistics 29-01-2026 "I. Balance sheet items of German banks (MFIs) 816056.pdf"

⁶ 2009年に UniCredit Bank AG に名称変更したが、ブランド名の HypoVereinsbank を引き続き使用している。

⁷ ドイツ銀行による沿革解説に基づく

<https://www.db.com/company/en/media/Deutsche-Bank-History--Chronicle-from-1870-until-today.pdf>

⁸ 羽森（2012）

⁹ 落合（1997）

¹⁰ 林（2006）

¹¹ Behr and Reinhard(2015)と金融庁（2014）が詳しい。金融庁（2014）によると、大銀行による上場企業の株式保有は、大銀行の設立（1870年代）当時から行われていたという。企業の設立時や増資時に発行された株式を銀行が引き受けたり、財務状況の悪化した企業の債務を株式に転換したりして、銀行による企業の株式保有は増加した。また金融庁（2014）は、第2次世界大戦後、ドイツの税法や株式法が、銀行による持ち株を促進するような仕組みであったことも、銀行が企業の株式を保有する誘因を高めたことと指摘する。更に金融庁（2014）は、銀行が企業に人材を派遣することで、企業と日々コミュニケーションをとり、結果として、銀行が最適な資金を提供することが可能となったことも、銀行が企業の株式を保有する動機になったと述べる。

高い利益を期待される中で最適なビジネスパートナーを柔軟に選択する動きが活発化したこと等が挙げられる¹²。

(ii) 地方銀行 (Regionalbanken und sonstige Kreditbanken)

地方銀行は 124 行存在し、その総資産は 2 兆 3,790 億€と、銀行全体の 21.8%、商業銀行全体の 39.0%を占めている。この中には地方・地域に営業範囲を限定した銀行もあれば、全国的に営業を展開する銀行もある。業務の内容に関しては、大銀行と大きな差は無い¹³。

(iii) 外国銀行の支店 (Zweigstellen ausländischer Banken)

外国銀行の存在感は限定的であり、その総資産 (4,590 億€) は銀行全体の 4.6%、商業銀行全体の 8.8%にとどまる。外国銀行によるドイツのリテール金融市場への進出は、貯蓄銀行や信用協同組合との競争の中での参入が難しく、成功例と失敗例の両方がある¹⁴。

(iv) 個人銀行 (Privatbankiers)

個人銀行は、起源を 16 世紀にまで遡る伝統的な銀行で、法人格を持たず一般には零細であり、特定の顧客や特定業務にのみ特化した業務を行っている¹⁵。ただし、ヘルシュタット銀行の倒産を契機とする 1976 年の銀行法改正により、現在では個人銀行の新設が禁止されている。ドイツ連邦銀行の統計上でも区分が廃止されており、1999 年以降は地方銀行として分類されている¹⁶。現在ドイツ銀行協会に登録されている個人銀行は 16 行である¹⁷。

(3) 公的部門銀行 (public sector institutions, Öffentlich-rechtliche Kreditinstitute)

第二の柱である公的部門銀行は、貯蓄銀行グループとも呼ばれ、地域住民の貯蓄意識や財産形成の奨励、低所得者層への金融サービスの提供、地域経済の発展の支援、地方自治体の資金需要の充足を主たる任務としており、利潤追求を主目的としていない¹⁸。公的部門銀行は三層構造であり、(i) 貯蓄銀行 (savings banks, Sparkassen) と (ii) 貯蓄銀行の中央機関の役目を果たす州立銀行 (Landesbanken)、(iii) 貯蓄

¹² 金融庁 (2014)

¹³ 羽森 (2012)

¹⁴ 成功例として、オランダの ING グループが 100%株主となった ING-DiBa が挙げられる。ING-DiBa については後述する。スペインのサンタンデール・グループのドイツの現地法人であるサンタンデール消費者銀行 (Santander Consumer Bank AG) も消費者金融と自動車金融に特化してドイツで急成長した。同グループは、2008 年にジェネラル・エレクトリックと、ロイヤルバンク・オブ・スコットランドの消費者金融部門を買収し、2011 年 2 月にはスウェーデンの金融グループ企業 SEB のドイツ現地法人 SEB AG のリテール部門を買収した。これにより、サンタンデール・グループは、約 700 万の顧客と 348 の支店のネットワークをドイツ国内に獲得した。その後は海外の自動車メーカー系金融との合併事業を複数立ち上げている。顧客数、口座数や支店数は減少を続けており、2019 年末時点では顧客数が約 430 万、支店数は 210 である。スイスの UBS は、富裕層向けのプライベートバンキングをドイツでも展開して成功している。一方で失敗例として、SEB、米国のシティ・グループ、英国のロイヤルバンク・オブ・スコットランド等のリテール部門、フランス/ベルギー企業所有のデクシア・コムナルバンク、米国のヘッジファンドが所有している IKB Deutsche Industriebank、オランダ/ベルギーのフォルティス・フィナンシャル・グループの消費者信用・クレジットカード/住宅金融事業、オランダの住宅金融会社の DSB 銀行等はいずれも、リテール金融部門を売却または廃業して、ドイツのリテール金融市場から撤退した。

¹⁵ 羽森 (2012)

¹⁶ “Bankenstatistiken 01.03.2021”, 153 頁, <https://www.bundesbank.de/resource/blob/803956/1c53a910ae6632745f06b7232996c4ee/mL/0-bankenstatistiken-data.pdf>

¹⁷ ドイツ銀行協会, <https://bankenverband.de/en/association/members/>

¹⁸ 羽森 (2012)、IMF(2011)

銀行の証券会社の役割を果たすデカバンク（Deka Bank）からなる¹⁹。なお、Deutsche Bundesbankの統計上、デカバンクは州立銀行に含まれている。

公的部門銀行の特徴として、地方自治体や州などの公的部門が出資主体であることにより、2つの公的保証が付与されていた点が挙げられる²⁰。1つ目の「維持責任（Anstaltslast）」は、銀行の業務継続や債務履行に対し、公的部門が責任を持つというものであり²¹、2つ目の「保証責任（Gewährträgerhaftung）」は、銀行が債務不履行に陥った場合、公的部門が当該債務を弁済するというものであった²²。

現在、維持責任と保証責任は撤廃されている。1999年に欧州銀行連盟は、これら公的保証が、EUにおける競争を阻害する「国家援助（State Aid）」に該当するとして、欧州委員会に不服を申し立てた²³。欧州委員会とドイツ政府による交渉の結果、2001年の合意に基づき、これら公的保証の段階的な撤廃が進められた²⁴。

(i) 貯蓄銀行（Sparkassen）

公的部門銀行の中核である貯蓄銀行は、その殆ど全てが公法により設立された公法上の機関であり²⁵、利潤追求を主目的とせず、公的及び地域的性格が強い²⁶。例えば、バイエルン州貯蓄銀行指令第1条には、「貯蓄銀行は、地方公共団体により所有される独立した商業機関で、活動する地域において市場原理に基づき十分な金融サービス、貸付サービスを地域社会全体、中小企業経済に提供する公的使命を有する。」と規定されている。貯蓄銀行の数は349行あり、その総資産は銀行全体の14.5%を占めている。

貯蓄銀行の誕生は18世紀まで遡る。当時の資料には勤勉と貯蓄が国益に繋がることの記述があり、貯蓄銀行設立の動機は安全で利子の付く預金を通して貧民層を助け責任の持てる生活を送るといった慈善的かつ教育的なものだった²⁷。1778年に市民団体により、最初の貯蓄銀行（Ersparungskasse der Allgemeinen Versorgungsanstalt in

¹⁹ 本稿の主眼が銀行にあるため、公的部門銀行を三層構造と述べたが、実際の組織は更に分権化している。ドイツ貯蓄銀行協会（German Savings Banks Association, Deutscher Sparkassen- und Giroverband, DSGV）によると、公的部門銀行を構成するのは、本稿で触れた貯蓄銀行、州立銀行、デカバンクに加え、州立建築貸付組合や保険会社、リース会社、ファクタリング会社等であるとされる。

https://www.dsgv.de/_download_gallery/Publikationen/DSGV_FB-2016_Online_EN.pdf

なお、DSGVは、地方の貯蓄銀行協会と州立銀行から資金提供を受ける組織であり、銀行政策、法規制、その他内外の銀行業界の諸課題について傘下の貯蓄銀行グループの利益を代表する。同時に、グループ内での意思決定機関、戦略策定機関として、地方の貯蓄銀行協会及びグループ内の各機関との協力のもと活動する。

²⁰ 前原（2011）

²¹ 黒川（2008）、郵便貯金振興会（2007）、齋田（2008）によると、業務継続や債務履行のために必要であるならば、地方自治体や州は、出資先の公的部門銀行に対して資本注入や流動性供給を行う責任があった。

²² 黒川（2008）によると、債権者は、自らの債権について当該金融機関が保有する資産への請求では不足が生じる部分に限り、保証責任主体である公的部門に対して残余の請求権を有し、公的部門銀行の出資主体たる地方自治体や州が、公的部門銀行の債務に関して最終責任を持つとされていた。

²³ EU運営条約第107条第1項では、「形式を問わず、国より与えられる援助或いは国家資金より与えられる援助であり、ある企業またはある商品の生産に便益を与えることによって競争を歪める（恐れがある）ものは、域内市場とは両立しない」と定められている。

²⁴ 羽森（2011）によると、具体的には、①2005年7月19日以降、維持責任については出資額に見合う有限責任という通常の出資関係に改正され、保証責任も段階的に廃止される、②既存債務については、償還まで現在の維持責任・保証責任が適用される、③2001年7月19日から2005年7月18日までは移行期間として、現状の維持責任・保証責任が維持される、④2001年7月19日以降に発生し、かつ上記移行期間の最終日に保有する債務については、償還期限が2005年12月31日を超えない条件で維持責任・保証責任が適用される。

²⁵ 黒川（2007）。ただし、こうした公法上の貯蓄銀行の他に、いくつかの自由貯蓄銀行（freie Sparkassen）が存在し、これらは私法上の団体である財団、株式会社等の形態で運営されている。

²⁶ Behr and Reinhard(2015)。また、黒川（2008）によると、人口1,000人以下の地域では、貯蓄銀行と信用協同組合しか金融機関が設置されていないところが殆どであるという。

²⁷ 田淵（2011）

Hamburg) がハンブルグで設立されたことを契機に、ドイツ各地で徐々に貯蓄銀行の数は増加した²⁸。地方自治体による貯蓄銀行として、1801年に Spar- und Leihkasse Göttingen がゲッティンゲンで設立された。1838年にプロイセン貯蓄銀行法が成立すると、当時のプロイセン領内全ての貯蓄銀行が、各地方自治体の管轄下に置かれた。

貯蓄銀行の公的・地域的性格の強さの背景には、公法で規定される以下の2つの原則がある。これらの原則に従い、貯蓄銀行は、個人向け口座や住宅ローン、融資などに加え、地方自治体の資金需要の充足や低所得者層への金融サービス、退職者向けサービスの提供などを行ってきた²⁹。

1つ目の原則は「公益性原則 (Gemeinnützigkeitsprinzip)」である。この原則により、貯蓄銀行は公益性の向上に力点を置き、営業地域内の持続的な経済発展を目指すことを基本的な理念としている³⁰。この原則に関連し、貯蓄銀行は、資産の部において、自己勘定での株式投資や外国為替取引のほか、企業資本の取得及び保有が禁止されている。貸出業務においては、営業地域の資金需要を満たすべく配慮しなければならない。一方で負債の部においては、貯蓄性預金を中心した長期的預金が大きな比重を占めている³¹。

2つ目の原則は「地域原則 (Regionalprinzip)」である。この原則により、貯蓄銀行は原則として特定の地域内でのみ営業活動を行わなければならない³²。この原則に関連し、貯蓄銀行は、特定の市町村等の自治体に焦点を絞って業務を行っており、ドイツ人の半数以上が貯蓄銀行に貯蓄口座又は振替口座を保有している。また、この原則によって貯蓄銀行間での競争は排除されているため、これまで貯蓄銀行は安定的な経営が可能であると言われてきた経緯がある。近年の金融危機は、貯蓄銀行にも影響を与えたが、多くの貯蓄銀行が貸出も含めて保守的な資産運用をしてきたことから、比較的健全な経営を続けることができた。

なお注意すべきは、上述した維持責任・保証責任の撤廃後も、貯蓄銀行が有する公益性・地域性は維持されているという点である³³。

(ii) 州立銀行 (Landesbanken)

州立銀行は、州政府や地方貯蓄銀行協会を設立母体としている場合が多い³⁴。歴史的にみると、州立銀行は、中央振替銀行 (Girozentralen) という別称の通り、州内に所在する貯蓄銀行間の決済を業務の中心に据えると共に、貯蓄銀行が行うには規模の点から困難な地域顧客に対する貸出業務や投資銀行業務等を提供していた³⁵。また、公共ファンドブリーフ債 (Pfandbriefe) ³⁶の発行業務、公共投資関連業務などを行う

²⁸ 黒川 (2008) は、貯蓄銀行の歴史に詳しい。

²⁹ 黒川 (2008) は、2つの原則を背景として「地方自治の安定化と自律性、さらには地方における社会的文化的な発展を支援するという公的課題が貯蓄銀行に与えられているということが出来る。この点において、貯蓄銀行グループは、商業銀行グループとは顕著に異なる性格を具有するものといえる」と述べている。

³⁰ 例えば、ドイツで最大の経済規模を有するノルトライン＝ヴェストファーレン州の貯蓄銀行法 (Sparkassengesetz) では貯蓄銀行が、経済的基盤が脆弱な層に支援を行うことが定められている (第2条第2項) 上、「営利は事業の主たる目的ではない (Gewinnerzielung ist nicht Hauptzweck des Geschäftsbetriebes)」と定められている (第2条第3項)。

³¹ 黒川 (2008)

³² 例えば、前述のノルトライン＝ヴェストファーレン州貯蓄銀行法においては、貸付業務やデリバティブ業務といった業務の類型ごとに活動可能な地域が定められている (第3条)。

³³ 黒川 (2008)

³⁴ 羽森 (2012)

³⁵ Behr and Reinhard(2015)、羽森 (2012)

³⁶ ファンドブリーフ債とは、ドイツ債券市場で発行されている「固定金利付有価証券」であり、世界的にも大きな市場規模を有している。ファンドブリーフ債は大きく、①事業が有する不動産または土地債権を担保とする第一抵当貸付型の債券、②地方自治体貸付のリファイナンス手段として活用される債券、の二つに分けられる。

州政府のハウスバンクでもあった³⁷。しかし、1980年代以降、州立銀行の中には、国全体或いは国際的に業務を拡大し、商業銀行や、本来ならば支援するはずの貯蓄銀行と競合する銀行が現れた³⁸。

ドイツの州立銀行の数は6行（Deka Bankを含む）と、危機前（2007年）の12行から減少している³⁹。主要な州立銀行として、バーデン・ヴェルテンベルク州立銀行（Baden-Württemberg Landesbank, LBBW）、バイエルン州立銀行（Bayerische Landesbank, BayernLB）と北ドイツ州立銀行（Norddeutsche Landesbank, NordLB）等が知られている。州立銀行の総資産（8,789億€）は、銀行全体の8.1%、公的部門銀行の35.5%を占めている。

州立銀行にとって転換点となったのは、上述した公的保証の廃止である。廃止前は、公的保証の存在により、州立銀行が発行する債券は最高格付けを取得でき、その高い信用力を背景として、州立銀行の資金調達費用は低かった。しかし、公的保証の廃止後、州立銀行は、資金調達費用が上昇したことで、それまでのビジネスモデルの見直しを余儀なくされた⁴⁰。一部の州立銀行は、資金調達費用の上昇に見合う高い収益を求めるようになり、ハイリスク・ハイリターン投資戦略に打って出るようになった。

2008年の金融危機は、そのような州立銀行の投資ポートフォリオに大打撃を与え、その結果、州立銀行の統廃合が進んだ。例えば、サブプライム市場に大きく投資していたザクセン州立銀行（Landesbank Sachsen, SachsenLB）は自力再生が不可能となり、バーデン・ヴェルテンベルク州立銀行により、2007年に買収された。西ドイツ州立銀行（Westdeutsche Landesbank Girozentrale, WestLB）は2008年に不良資産に対する約50億ユーロの保証を受けるとともに、出資者であるノルトライン＝ヴェストファーレン州政府と地元の貯蓄銀行から約20億ユーロの資本注入を受け、さらに2009年11月には金融市場安定化基金（SoFFin）から約30億ユーロの無議決権株式による出資を受けた。同銀行は、2009年12月にはバッドバンク（悪い銀行）法により約60億ユーロの不良資産をバッドバンクに切り離す銀行の第一号となり、2010年4月には約710億ユーロの不良資産を追加で切り離した。そして、2011年12月12日のヘッセン＝テューリングゲン州立銀行（Landesbank Hessen-Thüringen, Helaba）取締役会が西ドイツ州立銀行の資産・負債を引き継ぐことを決定し、2012年7月1日に同行に統合された。HSH ノルトバンク（HSH Nordbank）や北ドイツ州立銀行、バイエルン州立銀行も州政府の保証や資本注入を受けている。州立銀行の合併や民営化の背景には、州政府のファイナンスが債券発行など証券形態となったことで、州政府のハウスバンクとしての機能が終焉したことが挙げられている⁴¹。

(iii) デカバンク（DekaBank）

デカバンクは、貯蓄銀行のための証券会社であり、全株式を貯蓄銀行が保有している。デカバンクは、子会社とともにデカ・グループ（Deka Group）を構成し、州立銀行間の資金決済業務、同グループへの貸付業務にとどまらず、個人投資家や機関投資家向けに開発した投資商品を独占的に貯蓄銀行に提供し、貯蓄銀行が顧客に投資商品を販売する。デカバンクは、セールスコンサルタントを貯蓄銀行に配置し、販売支

³⁷ 齋田（2008）

³⁸ Behr and Reinhard(2015)

³⁹ ドイツには16の連邦州があるが、危機前も全ての州に州立銀行があるわけではなかった。東西ドイツ統一前の西ドイツの11の連邦州にはすべて州立銀行があったが、新連邦州は必ずしも州ごとに州立銀行を設置しなかったためである。

⁴⁰ 羽森（2012）

⁴¹ 代田純（2018）「マイナス金利と銀行の再編成～ドイツの動向～」、<https://www.jsri.or.jp/publish/review/pdf/5806/04.pdf>

援を行う。

(4) 信用協同組合 (credit cooperatives, Kreditgenossenschaften)

第三の柱である信用協同組合は、その資産規模が銀行全体の 11.1%と、商業銀行や公的部門銀行に比してシェアは小さい。しかし、金融機関の数は 670 (地域の信用協同組合 669+DZ Bank) と最も多い (2024 年 12 月末時点)。信用協同組合は、組合員の支援を目的とし、純然たる利潤追求を主目的としない点が公的部門銀行と共通している。基本的に地域原則が適用される点も公的部門銀行と同様である。信用協同組合は二層構造となっており、(i) 信用協同組合 (credit cooperatives, Kreditgenossenschaften) と (ii) 信用協同組合中央銀行 (Deutsche Zentral-Genossenschaftsbank; DZ Bank) に分類される。

(i) 信用協同組合

第一層にあたる信用協同組合は、「一人は万人のために、万人は一人のために (Einer für alle, alle für einen)」と協同の精神を唱えたフリードリヒ・ヴィルヘルム・ライファイゼン氏 (Friedrich Wilhelm Raiffeisen, 1818-88) とフランツ・ヘルマン・シュルツェ＝デーリチュ氏 (Franz Hermann Schulze-Delitzsch, 1808-81) により、それぞれライファイゼンバンク (Raiffeisenbank) とフォルクスバンク (Volksbank) として世界で最も早い 19 世紀半ばに創設された⁴²。貯蓄銀行が公的な役割を志向しているのに対し、信用協同組合は農業従事者、商工業者、中小企業などの組合員の利益最大化を目的としており、相互の経済活動を助成する目的で要求払預金の受入れや短期貸付などの短期金融業務を主業務として行っている⁴³。1974 年の法改正により、組合員以外との取引も可能になり、規模の大きい信用協同組合では、中長期の預金・貸付業務や証券業務や国際与信業務を開始するなど近年はユニバーサル銀行化が進んでいる。

協同組合を特徴づけるのが、次の 4 つの任務・原則である⁴⁴。1 つ目の「支援任務 (Förderauftrag)」により、協同組合の目的は利潤の最大化ではなく、組合員の経済的發展であるとされる。協同組合の根拠法である協同組合法 (Gesetz betreffend die Erwerbs- und Wirtschaftsgenossenschaften) の第 1 条では、組合員の経済的發展の支援等を目的とする団体が協同組合と定義されている。2 つ目の「自発性原則 (Freiwilligkeitsprinzip)」により、協同組合への加入・脱退は個人の自由であるとされる。3 つ目の「同一性原則 (Identitätsprinzip)」により、協同組合の組合員は、出資者であると共に顧客でもあるとされる。4 つ目の「民主主義原則 (Demokratieprinzip)」により、利益の運用等を定める組合員総会において、組合員の議決権は出資額に依存せず、1 人 1 票とされる。

信用協同組合は、中央組織として全国信用協同組合協会 (National Association of German Cooperative Banks, Bundesverband der Deutschen Volksbanken und Raiffeisenbanken, BVR) を組織し、信用協同組合 (Raiffeisenbank, Volksbank) の共通した戦略の調整等、法制、税制、その他事業運営等に関しアドバイスを実施するほか、信用協同組合の利益保護のために国内、国際レベルで活動している。また、信

⁴² 農林中金総合研究所 (2018) 「フランス、ドイツ、オランダの農業協同組合、協同組合銀行の制度と実情」
<https://www.nochuri.co.jp/skrepo/pdf/sr20180801.pdf>

⁴³ 羽森 (2011)、田渕 (2011)

⁴⁴ DZ Bank(2011)

用協同組合の預金保護制度も運営している。

(ii) 信用協同組合中央銀行 (DZ Bank)

第二層には、信用協同組合の上位機関として信用協同組合中央銀行がある。同行は、ドイツ信用協同組合中央銀行 (Deutsche Zentral-Genossenschaftsbank, DZ Bank) と西ドイツ信用協同組合中央銀行 (Westdeutsche Genossenschafts-Zentralbank, WGZ Bank) が、2016年に合併して誕生した⁴⁵。

従来、DZ Bank と WGZ Bank は個別の信用協同組合に対して、信用協同組合において提供する金融商品の開発や流動性の供給、資金運用の代行を行う信用協同組合の中央機関 (振替銀行) としての役割を果たしてきた。WGZ Bank はドイツ西部のノルトライン＝ヴェストファーレン州と、ラインラント＝プファルツ州の面積の約 2/3 を占める地域⁴⁶にある 182 の信用協同組合の中央機関⁴⁷ (2015年12月末時点) であり、合併前の DZ Bank はそれ以外の地域の信用協同組合の中央機関であった。

合併後の DZ Bank Group の総資産は 6,596 億ユーロ⁴⁸ (2024年12月末) となり、国内上位行の規模に匹敵する。DZ Bank は、中央機関としての広いネットワーク基盤を活用した効率的な経営や銀行サービスを提供できるほか、他の信用協同組合との協力関係の強化といった合併効果が期待された⁴⁹。

(5) 専門銀行 (specialised banks, Spezialbanken)

専門銀行は、ユニバーサルバンクとは異なり、特定の業務に特化している。本稿では、主要な専門銀行として (i) 不動産抵当銀行 (mortgage banks, Realkreditinstitute)、(ii) 建築貸付組合 (building and loan associations, Bausparkassen)、(iii) 特殊銀行 (Banken mit Sonder-, Förder- und sonstigen zentralen Unterstützungsaufgaben) の 1 つであるドイツ復興金融公庫 (Kreditanstalt für Wiederaufbau, KfW) を概観する。

(i) 不動産抵当銀行 (Realkreditinstitute)

不動産抵当銀行は、ファンドブリーフ銀行 (Pfandbrief bank) とも呼ばれ、ファンドブリーフ法 (Pfandbrief Act) により、ファンドブリーフ (カバードボンド) を発行し、資金調達を行いその資金を貸し付ける業務を行っている⁵⁰。裏付資産の種別により、モーゲッジ・ファンドブリーフ、公共セクター・ファンドブリーフ、船舶・ファンドブリーフ及び航空機・ファンドブリーフの 4 種類に分類される。

ファンドブリーフ法では、連邦金融監督庁 (BaFin) から免許を取得すれば、与信機関全てがファンドブリーフを発行することができることになっている。ドイツ・ファンドブリーフ銀行協会 (Association of German Pfandbrief Banks, Der Verband deutscher Pfandbriefbanken, VDP) には 50 の銀行が加盟している⁵¹。

⁴⁵ DZ Bank, “Fusion von DZ BANK und WGZ BANK rechtlich vollzogen – „DZ BANK. Die Initiativbank“ geht an den Start” https://www.dzbank.de/content/dzbank_de/de/home/unser_profil/presse/news-archiv.2016.29-07-2016_DZ_BANK_Fusion_Eintrag_Handelsregister.html

⁴⁶ ラインラント＝プファルツ州の旧コブレンツ県と旧トリア県 (1999年まで同州は 3 つの県に分けられていた)。

⁴⁷ WGZ Bank, Corporate Presentation, 31, December 2015

⁴⁸ DZ Bank Group, “2024 Annual Report”, <https://annualreport.dzbank.com/en/financial-report/consolidated-financial-statements>

⁴⁹ DZ Bank, “2016 Annual Report”

https://www.dzbank.com/content/dzbank_com/en/home/DZ_BANK/investor_relations/reports/Archiv.html

⁵⁰ ファンドブリーフ法については、中山 (2014) が詳しい。

⁵¹ VDP, “Our Members” https://www.pfandbrief.de/site/en/vdp/association/membership/our_members0.html

(ii) 建築貸付組合 (Bausparkassen)

建築貸付組合は、1972年11月16日付け建築貸付組合法 (Bausparkassen Act) により設立された。建築貸付組合には、公法と私法により設立される2種類がある。公法による建築貸付組合は、貯蓄銀行金融グループに属する州立建築貸付組合 (Landesbausparkassen, LBS) の5組合があり、地域的に限定された範囲内で営業をしている⁵²。私法による民間建築貸付組合は10組合あり、全国規模で営業を行っている。近年の低金利環境のもとで組合間の合併が進んでおり、ポストバンクがドイツ銀行子会社と合併した2019年5月には、ポストバンク子会社のBHW建築貸付組合とドイツ銀行グループのDB Bauspar AGが統合された⁵³。なおブランドとしてはBHWが維持されている。

州立建築貸付組合は、公的な銀行の一部門或いは公法に基づき法人化された公的機関のいずれかであり、民間建築貸付組合は、株式会社の形態をとっている。2022年の契約数は、民間組合が1,460万、州立組合が810万であり、民間組合が市場の約3分の2を、州立組合が約3分の1を占める。組合の融資はドイツにおいて広く普及しており、ドイツの全物件購入のうち6割が組合のローンを利用している⁵⁴。

契約者は、住宅建設に必要な資金の一部 (通常必要な資金の40~50%) を数年間毎月0.3%~0.7%積み立てた後、残りの資金について低利かつ固定金利で、組合より融資を受ける。返済期間については、組合が提示するプランに応じて契約者が選ぶことができるほか、早期返済も可能である⁵⁵。

組合の融資は住宅建設資金の全てはカバーせず、その他の金融機関の住宅ローンを併用することが求められる。通常は積立を含む組合から得る資金が建設資金の半分までとされている。組合は唯一の劣後ローン提供事業者であるため返済順位が低く、他の金融機関のローンは返済順位が高い優先ローンとして扱われる。州政府による補助金制度が存在することも特徴である⁵⁶。16歳以上でドイツに所得税を納めている自然人或いは孤児であり、年間の課税所得が35,000ユーロ以下 (単身世帯) 或いは70,000ユーロ以下 (結婚世帯) の者が対象となり、住宅建築のための建築貸付組合への積立拠出金や当初出資金等の建築貸付組合への年間支出の10.0%が補助金として支給される。ただし、対象支出の上限額は700ユーロ (単身世帯) 或いは1,400ユーロ (結婚世帯) であるため、補助金の上限額はそれぞれ70.00ユーロ、140.00ユーロとなる⁵⁷。この補助金は資本取引税の対象とならない。

(iii) ドイツ復興金融公庫 (KfW) (特殊銀行の1つ)

連邦政府の機関であるドイツ復興金融公庫は、1948年に第二次世界大戦後のドイツ復興を促進するための援助資金 (マーシャル・プラン) を流通させるための金融機関として、KfW法 (Gesetz über die Kreditanstalt für Wiederaufbau) に基づいて設立された。その目的も達成され、1960年代からは開発金融機関としての役割を担うようになった。同公庫は、ドイツの持続的成長のために、公的資金を比較的 low cost で、中小企業やベンチャー企業、太陽光発電等の環境関連プロジェクト、輸出プロジェク

⁵² LBS, "The Landesbausparkassen at a glance", <https://www.lbs.de/unternehmen/bausparkassen.html>

⁵³ "DB Bauspar und BHW Bausparkasse fusionieren - Meilenstein bei Integration der Postbank", https://www.db.com/news/detail/20190514-db-bauspar-und-bhw-bausparkasse-fusionieren-meilenstein-bei-integration-der-postbank?language_id=3

⁵⁴ VdPB, "Bausparen in Germany" <https://www.bausparkassen.de/en/facts-figures/bausparen-in-germany/>

⁵⁵ VdPB, "How it works", <https://www.bausparkassen.de/en/bauspar-system/how-it-works/>

⁵⁶ この制度はドイツ住宅建築補助金法 (German House Building Premium Act、Wohnungsbauprämiengesetz、WoPG) により規定されている。

⁵⁷ <https://www.bausparkassen.de/bauspar-infos/bausparen/staatliche-foerderung/wohnungsbaupraemie/>

ト、途上国の開発投資等のために提供している。

また、ドイツには、ドイツ復興金融公庫を含めて特殊銀行（special purpose banks）が 20 行あり（連邦政府または州政府による）、社会政策目的を達成するという公的な目的と、与信機関として市場原則に基づき活動する二面性を有している。活動範囲により、国法及び州法により設立されている。

2. 監督官庁と指導体制

ドイツの銀行監督に関与する機関は、ユーロ圏の中央銀行である欧州中央銀行（European Central Bank, ECB）、ドイツの連邦金融監督庁（Federal Financial Supervisory Authority, Bundesanstalt für Finanzdienstleistungsaufsicht, BaFin）、ドイツの中央銀行であるドイツ連邦銀行（Deutsche Bundesbank）である。

ドイツでは、BaFin が銀行監督の責任を持つと共に Deutsche Bundesbank と連携してきたが、2014 年 11 月以降、ECB がユーロ圏全ての国の銀行を直接的または間接的に監督することになった。BaFin は引き続き銀行監督の責任を有するが、相対的に規模の大きい銀行に関しては ECB が直接的に監督し、規模の小さい銀行については BaFin による監督を通じて ECB が間接的に監督する。

(1) 世界金融危機前の監督体制（BaFin と Deutsche Bundesbank による監督）

ドイツでは、2002 年 4 月 22 日に統合金融サービス監督法（Law on Integrated Financial Services Supervision, Gesetz über die integrierte Finanzaufsicht-FinDAG）が成立し、同年 5 月 1 日に BaFin が創設された。BaFin は、それまでの連邦銀行監督局（Bundesaufsichtsamt für das Kreditwesen, BAKred）、連邦保険監督局（Bundesaufsichtsamt für das Versicherungswesen, BAV）、連邦証券監督局（Bundesaufsichtsamt für den Wertpapierhandel, BAWe）を統合し、金融市場全体として銀行、金融サービス機関、保険会社を監督する単一の規制体であり、併せて消費者保護、健全性監督を行うものであった。

BaFin は、法的独立性は有するものの連邦財務省（Federal Ministry of Finance, Bundesministerium der Finanzen）に管轄される連邦機関である。ボンとフランクフルトに事務局を置き、1,292 の銀行、392 の金融サービス機関、83 の決済機関及び電子マネー機関、707 の投資機関、25 のクレジットサービス機関の合計 2,500 機関を監督している（2024 年 12 月末時点）⁵⁸。

Deutsche Bundesbank は BaFin との連携を通じて銀行監督に関与する。銀行法第 7 条に基づき、Deutsche Bundesbank は、日常的な検査業務（金融機関からの年次報告書や監査報告書の検査、銀行業務の定期的検査、自己資本充実に関する銀行への聞き取り調査等）を行うことになっている。

(2) 世界金融危機後の監督体制（ECB による直接・間接監督）

2012 年 6 月の EU 首脳会議では、世界金融危機や 2009 年以降にユーロ圏の一部国で発生した債務危機に対する反省から、金融安定性の追求を目的とした銀行同盟（Banking Union）の創設が決定された。銀行同盟には、単一監督メカニズム

⁵⁸ BaFin, Annual Report 2024

https://www.bafin.de/EN/PublikationenDaten/Jahresbericht/jahresbericht_node_en.html

(Single Supervisory Mechanism, SSM)、単一破綻処理メカニズム (Single Resolution Mechanism, SRM)、預金保険制度 (Deposit Guarantee Scheme) の3つの柱がある。

銀行監督を担うSSMに関しては、2014年11月、ユーロ圏各国当局が有していた銀行監督権限がECBに集約された。SSMでは、ECBが、ユーロ圏全ての国の銀行を直接的または間接的に監督する。ECBが直接監督するのは、(a) 総資産が300億ユーロ超、もしくはGDPの20%超かつ50億ユーロ以上 (b) 加盟国で設立された銀行のうち最も重要な3行、または特定の1カ国もしくはEUの経済において影響力が大きい、(c) 総資産が50億ユーロ超、かつ、2国以上のEU加盟国に対するクロスボーダー資産 (或いは負債) の総資産 (或いは総負債) に占める割合が20%超、(d) 欧州安定メカニズム (ESM) もしくは欧州金融安定ファシリティ (EFSF) から公的支援を受け入れた、または要請した機関、のいずれかを満たした銀行⁵⁹であり、「重要度の高い銀行 (significant institutions)」と呼ばれる。2025年9月時点で、ユーロ圏に所在する111行が重要度の高い銀行に該当する⁶⁰。111行以外の「重要度の低い銀行 (less significant institutions)」については、各国の金融監督当局 (National Competent Authority, NCA) による監督を通じて、ECBが間接的に監督する。

ドイツに関しては、ドイツ銀行やコメルツ銀行等の27行が重要度の高い銀行に分類され、ECBによる直接監督の対象となる (2025年9月時点)。これら27行以外の重要度の低い1,089行については、ECBから権限を委譲され、ドイツのNCAであるBaFinがDeutsche Bundesbankと連携して監督を行う (BundesbankはSSMにおけるNCAではない)⁶¹。

ECBの中では、ミクロ・プルデンシャル監督 (Micro-prudential Supervision) 第1総局 (Directorates General, DG) から同第4総局まで、合計4つの総局が銀行監督に関与する。この内、同第1総局と同第2総局は重要度の高い銀行を直接的に監督する⁶²。同第3総局は、NCAたるBaFinがDeutsche Bundesbankと連携して実施する重要度の低い銀行への監督に対し、最終的な責任を持つ。同第4総局は、銀行監督に関わる幅広い業務や後述する合同監督チーム (JST) のサポート等を行う。加えて、秘書業務等を行う事務局 (Secretariat) が存在する。

ドイツでは、NCAであるBaFinの中では銀行監督局 (重要度の高い外国銀行やリース業務を監督する第1部、重要度の高い銀行や州立銀行を監督する第2部、建築貸付組合や個人銀行、重要度の低い外国銀行を監督する第3部、信用協同組合や貯蓄銀行、専門銀行を監督する第4部、銀行リスクを監督する第5部)⁶³が、その協力機関であ

⁵⁹ ECB, “Guide to banking supervision November 2014”, p.10
<https://www.bankingsupervision.europa.eu/ecb/pub/pdf/ssmguidebankingsupervision201411.en.pdf>
及び、“What makes a bank significant?”,

<https://www.bankingsupervision.europa.eu/banking/list/criteria/html/index.en.html>
なお、ドイツで重要度の高い銀行に分類される判断基準は総資産による。

⁶⁰ ECB <https://data.ecb.europa.eu/publications/supervisory-banking-statistics/4065601>

⁶¹ Deutsche Bundesbank (2016)。またDeutsche Bundesbank (2014)によると、ドイツでは、BaFinがDeutsche Bundesbankと協力して、金融機関の監督を行う。BaFinはNCAであるが、銀行法(KWG)第7 sectionの下、Deutsche Bundesbankは監督業務に関与する。故に、Deutsche BundesbankはNCAではないが、監督義務を有する中央銀行である。Deutsche Bundesbankの1,300人超の職員が銀行監督に関与し、個別行から提出された通知や報告を評価したり、銀行の経営陣と監督に関する議論をしたり、実地考査をしたりしている。Deutsche Bundesbankのこうした取り組みを基に、BaFinは国としての決定を下す。

⁶² ECB, “Guide to banking supervision November 2014” なお、ミクロ・プルデンシャル第1総局は「特に」重要な30行ほどを直接監督し、同第2総局はそれら以外の重要な銀行を監督することになっている。

⁶³ BaFin, “Organisation chart of the Federal Financial Supervisory Authority”
https://www.bafin.de/SharedDocs/Downloads/EN/Liste/dl_organigramm_en.html?nn=7859740

る **Bundesbank** の中では銀行・金融監督局⁶⁴が、各々、銀行監督に携わる。

重要度の高い銀行に対する **ECB** の直接監督において重要な役割を果たすのが、**ECB** と **NCA** の両方の職員から構成される「合同監督チーム (**Joint Supervisory Teams, JST**)」である。ドイツの場合、**JST** には、**NCA** たる **BaFin** と共に、**Deutsche Bundesbank** の職員も参加する⁶⁵。**JST** は各行毎に編成されるが、**ECB** 職員が統括役となり、監督業務の実施に責任を持つ。**BaFin** や **Bundesbank** の職員は、統括役である **ECB** 職員を支援すると共に、自らの見解を **JST** の見解に反映する。

重要度の低い銀行に対する監督において、**Deutsche Bundesbank** は銀行から提出された諸財務資料や年次報告書等を評価し自己資本比率およびリスク管理手順が適切であるかどうかをチェックする⁶⁶ほか、実地検査や経営陣との面談等を担当する⁶⁷。これらを基にして、必要ならば **Deutsche Bundesbank** は **BaFin** に対して、銀行監督に関わる提案を行う。**BaFin** は、銀行のリスク分析を行うほか、銀行監督上の措置や行動に関して最終的な責任を有する。

(3) 監督組織の再編

ECB は 2020 年 7 月 29 日に、銀行監督組織である監督理事会 (**Supervisory Board**) の 2014 年の設立以来初となる監督組織の再編を発表した⁶⁸。これまで銀行規模に応じて設置されていたマイクロ・プルデンシャル監督総局は、銀行のビジネスモデルや機能別に計 7 つの総局 (**Directorate General, DG**) および部局 (**Directorate**) に再編され、各タスクが再配分された。

具体的には、各銀行監督を担当する総局を、銀行のビジネスモデルに応じて、(1)**Systemic and International Banks(DG/SIB)**、(2)**Universal and Diversified Institutions(DG/UDI)**、(3)**Specialised Institutions and Less Significant Institutions(DG/SPL)**の 3 つ設けることで、共通したリスクと課題の比較をより適切に行う。

また、機能別の組織としては、以下の 4 つが分担して監督にあたる。(4)**Horizontal Line Supervision 総局 (DG/HOL)**は、リスクに関する専門知識の強化、業界全体にわたる評価、政策スタンスの策定など、横断的な監督を担当する。(5)**Supervisory Strategy and Risk 部局(D/SSR)**は、戦略プランの策定、監督の優先順位の提案、全銀行に対する一貫した対処の徹底を行う。**SSR** 部局は第 2 防衛線と称され、リスク管理を担当する。(6)**On-site and Internal Model Inspections 総局 (DG/OMI)**は、独立したオンサイト調査機能を持つ。(7)**SSM Governance and Operations 総局 (DG/SGO)**は、現在の事務局業務の多くを担当する。このうち、(5)**SSR** 部局と(6)**OMI** 総局が新設されたグループである。

銀行を監督するチームとテーマ別監督チーム間の連携強化や各銀行への一貫した対応の徹底によって、監督の透明性と予測可能性が高まることが期待される。新組織は

⁶⁴ Deutsche Bundesbank, “Organisation Chart Central Office”
<https://www.bundesbank.de/resource/blob/618334/b7be042c78ff9fec4e15f3596797e1cf/mL/organisationsplan-der-zentrale-data.pdf>

⁶⁵ Deutsche Bundesbank(2014)

⁶⁶ https://www.bafin.de/DE/Aufsicht/BankenFinanzdienstleister/bankenfinanzdienstleister_node.html

⁶⁷ Deutsche Bundesbank(2016)

⁶⁸ ECB, “ECB announces organisational changes to strengthen banking supervision”,
<https://www.bankingsupervision.europa.eu/press/pr/date/2020/html/ssm.pr200729~e5c783c499.en.html>

3. ドイツの金融制度の特徴

ドイツの金融制度の特徴としては主に2点が挙げられる。第1の特徴は、ユニバーサルバンクが主流であることである。預金・貸付等の伝統的な銀行業務に加え、金融商品の委託売買や引受、投資銀行等の証券業務を行うユニバーサルバンクは、ドイツの銀行全体の総資産の8割を占めている。第2の特徴は、ユニバーサルバンクの中で公的部門銀行、信用協同組合の比率が高いことである。代表的な公的部門銀行である貯蓄銀行は地域住民への金融サービス提供を主目的として「3本柱の構造」の一翼を担い、信用協同組合は個人や零細企業に対して金融サービスを提供している。

(1) ユニバーサルバンクの誕生⁷⁰

ドイツでユニバーサルバンクが誕生したのは、産業革命後の時代の要請に応えるためであった。19世紀のドイツでは、産業革命を推進するため、銀行が企業部門の資金不足を補填する必要があった。これに際し、銀行側は、長期貸付による資金の固定化を出来るだけ回避するため、企業が借入と同時に株式発行も行い、そこで調達した資金を銀行借入の返済に充当することを望んだ。即ち、銀行は、貸出という銀行業務と共に、株式発行という証券業務を同時に進める必要があったのである。このようにしてドイツでユニバーサルバンクが誕生し、1870年代に創設されたドイツ銀行等の大銀行を中心に発展していった。ただし、金融危機後、ユニバーサルバンクに対する規制が強まり ECB のマイナス金利政策や量的緩和政策による低金利は、ドイツの金融機関、特にリテール金融機関にとってリスクとなる可能性が指摘されていた⁷¹。銀行の利鞘（貸出金利と預金金利との差）が縮小傾向となる中では、貸出の総量を増やすことによって貯蓄銀行・信用協同組合の収益は安定的に推移した。

(2) 公的部門銀行の是非

代表的な公的部門銀行である貯蓄銀行は、地域住民の貯蓄意識を高めて財産形成を促進すると共に、地域住民に金融サービスを提供することを主目的として誕生した。現在でもその目的は変わらず、利潤追求を掲げる商業銀行等とは性格が異なる。

貯蓄銀行に対する政府・自治体等の関与の是非は、現在でも見解の分かれる論点と言える。統一的な見解が得られていないため、賛成・反対それぞれの立場から先行研究を紹介する。まず賛成の立場からは、貯蓄銀行の地域性・公益性がその貸出行動を安定的（景気循環に対する感応度が低い）にしているとの指摘がある⁷²。これは、景気拡大局面では企業の過剰投資を抑制し、景気後退局面では企業の資金繰りを確保する効果があるとの考え方である。しかし、貯蓄銀行に地域性・公益性があるからと言って、その取引先である企業の資金調達行動に変化は無い（銀行依存が強まるわけではない）という見解もある⁷³。反対の立場からは、モラルハザードの問題が指摘される。公的保証（維持責任・保証責任）が廃止された後、貯蓄銀行等では、貸出先に対して早期返済や金利引き上げを求める動きがみられたと言及されている⁷⁴。

⁷⁰ ユニバーサルバンクの歴史等については、羽森（1998）に基づく。

⁷¹ Deutsche Bundesbank(2015)、O'Neill(2016)

⁷² Behr, Foos and Norden (2015)

⁷³ Engel and Torgo (2007)

⁷⁴ Gropp, Gruendl and Guettler (2010)

4. 預金保険制度の枠組み

ドイツにおける預金保証制度は、歴史的に、法定制度と任意制度に分かれて預金保証機関が複数存在すると共に、金融機関の破綻を防ぐことを主目的とした機関保護制度（Institutional Protection Scheme, IPS）が預金保証の役割も果たすという特徴がある。EU 加盟国であるドイツは、預金保証関連の EU 法規の制定・改定の影響を受けながらも、現時点でこうした特徴に大きな変化はみられない。

(1) かつての預金保証制度（2013 年まで）

EU 創設を定めたマーストリヒト条約（1993 年）の発効後、EU では、預金者を保護するため、また、銀行取付のリスクを低減するため、少なくとも 1 つの預金保証制度（Deposit Guarantee Scheme, DGS）を設けるべきとする考え方が共有され、1994 年に預金保証制度指令（Directive 94/19/EC）が制定された。この指令は「最低限の調和の原則（principle of minimum harmonisation）」に基づき、預金の「最低」保証限度額を 2 万ユーロ（預金者 1 人が 1 つの銀行に保有する預金口座の合算に対しての限度額）とすることを各国に求めた⁷⁵。各国は、預金保証制度指令を国内法化する中で、保証限度額を 2 万ユーロよりも引き上げることが可能であった。なお、同指令が制定された当初の最低保証限度額は 2 万ユーロであったが、金融危機後、2009 年には 5 万ユーロに、2011 年には 10 万ユーロに引き上げられた。

ドイツでは、預金保証制度指令に従い、1998 年に「預金保証及び投資者補償法（Deposit Guarantee and Investor Compensation Act, Einlagensicherungs- und Anlegerentschädigungsgesetz, DGICA）」が施行された⁷⁶。同法により、民間商業銀行と公的部門銀行の各々に対して 2 つの法定保証制度が創設され、全ての預金取扱金融機関は法定保証制度に属することが義務付けられた⁷⁷。また、当時のドイツには任意保証制度が存在していたが、銀行業に対する信頼を保ち、銀行システムの安定に大きな役割を果たしてきたとの認識から、法定保証制度と併存する形で維持されることになった⁷⁸。

(i) ドイツの法定保証制度・機関保護制度

民間商業銀行が加盟する法定保証制度は、ドイツ銀行協会（Bundesverband deutscher Banken）が運営するドイツ銀行保証制度（Entschädigungseinrichtung deutscher Banken, EdB）である。公的部門銀行が加盟する法定保証制度は、ドイツ公的銀行協会（Bundesverband Öffentlicher Banken Deutschlands, VÖB）が運営するドイツ公的銀行協会保証制度（Entschädigungseinrichtung des Bundesverbandes Öffentlicher Banken Deutschlands, EdÖ）である⁷⁹。これら 2 つの法定保証制度は、私法の範囲に属するため財務省から保証制度の権能、権限を授与された保証制度である。

これに対して、ドイツ貯蓄銀行協会（Deutscher Sparkassen- und Giroverband, DSGV）とドイツ信用協同組合全国協会（Bundesverband der Deutschen Volksbanken

⁷⁵ Deutche Bundesbank (2015)

⁷⁶ ドイツにおいて、預金保証制度指令や DGICA の前に預金保証制度が存在しなかったわけではない。ドイツ銀行協会は 1976 年に預金保証基金を設立し、ドイツ公的銀行協会は 1994 年に預金保証基金を設立している。

⁷⁷ 預金保証及び投資家補償法（現在の預金保証法）では、欧州経済領域（EEA）に本店を持つ外銀のドイツ国内支店については法定保証制度への加盟は任意とされる。EEA 域外に本店を持つ外銀のドイツ国内支店は強制加入の対象である。

⁷⁸ 鬼頭・澤井（2015）

⁷⁹ 鬼頭・澤井（2015）によると、公的銀行協会は、連邦及び州が運営する開発銀行、州立銀行などがメンバーとなっているが、それら銀行では、リテール預金などの預金を扱う機関が少なく、メンバーのすべてが法定保証制度に加盟しているわけではない。

und Raiffeisenbanken, BVR) は、多くの銀行から構成される協会であることから、銀行の破綻を避けるため流動性と支払いを銀行間相互において保証するという機関保護制度 (Institutional protection schemes, IPS) を構築してきた⁸⁰。IPS が法定補償制度の代替 (alternative) 制度であるとみなされたことから、IPS に加盟している金融機関は、DGICA 施行後も法定保証制度への強制加盟が免除され、貯蓄銀行や信用協同組合の中には法定保証制度に加盟しないところもあった⁸¹。

(ii) ドイツの任意保証制度

任意保証制度は、法定保証制度の補完を目的として、各銀行協会によって創設された。DGICA 後の法定保証額は 10 万ユーロ (2011 年以降、預金者 1 人が 1 つの銀行に保有する預金口座の合算に対しての限度額) であったため、民間銀行及び公的銀行の任意預金保証制度は追加の預金保証を提供してきた。

民間商業銀行が加盟するドイツ銀行協会の預金保証基金 (Einlagensicherungsfonds des Bundesverbandes deutscher Banken) は、各行の責任自己資本の 30% まで 1 人の預金者の預金を保証されていた。この保証基金の保証対象は法定保証制度の上限を超える部分であるため、ドイツでは預金者は実質 100% の保証を受けることができると言える。なお、2012 年に同協会は、保証上限額を 2015 年以降は 20%、2020 年以降は 15%、2025 年以降は 8.75% まで段階的に引き下げることを決定した。

これに対して、公的部門銀行が加盟するドイツ公的銀行協会の預金保証基金 (Einlagensicherungsfonds öffentlicher Banken) は、事前的に保証の上限を定めているわけではない。この保証基金の保証対象も法定保証制度の上限を超える部分であるが、超える部分のどの程度を保証するかは、預金保証基金の総積立額に応じて決まる。

(2) 現在の預金保証制度 (2014 年以降)

欧州銀行同盟の創設に向けた一連の流れの中で、預金者保護の強化、預金保証制度の調査、金融の安定化を図るため、2014 年に改正預金保証制度指令 (Directive 2014/49/EU) が制定された。改正指令は「最大限の調和の原則 (principle of maximum harmonization)」の原則に基づき、預金の保証限度額を「一律」10 万ユーロ (預金者 1 人が 1 つの銀行に対して有する預金口座の合算に対しての限度額) としており、各国の裁量によって保証限度額を 10 万ユーロより引き上げることは認められていない⁸²。

改正預金保証制度指令の制定に伴い、ドイツでは、預金保証及び投資者補償法に代わり、2015 年に「預金保証法 (Deposit Guarantee Act, Einlagensicherungsgesetz,

⁸⁰ 鬼頭・澤井 (2015) によると、貯蓄銀行協会による IPS は 1969 年に設立され、貯蓄銀行と州立銀行および州立住宅金融組合が対象機関である。信用協同組合協会による IPS は 1934 年に設立され、ドイツにおける預金保証スキームとしては最も古く、全ての信用協同組合が対象である。貯蓄銀行協会による IPS と信用協同組合協会による IPS は、共に、破綻防止を目的としており、明示的な預金保証の限度額は設定されていない。

⁸¹ 鬼頭・澤井 (2015) によると、代替制度というのは、IPS を通じて銀行破綻が回避されることにより、間接的に預金者が保護される制度ということである。IPS は、金融機関が破綻した場合に付保保険の払い戻しを行うことを主目的とする預金保証制度とは性格が異なる。

⁸² 改正預金保証制度指令による変更点は具体的には以下の 4 点である。第 1 に、預金保証の水準である。預金の保証限度額は 10 万ユーロとされるほか、不動産取引 (例えば住宅の売却) 等の特別な生活のイベント (結婚、離婚、退職等) 等による「一時的な残高の増加」があった場合には、各国において定めた期間内 (最高 12 カ月) においてより高い保証限度額を認める。第 2 に、預金保証料の払い込み時期である。従来、多くの加盟国では保証料は後払いだったが、改正預金保証制度指令により、保証料は前払いとなる。保証料の総額は、少なくとも付保対象預金額合計の 0.8% と同等額にならなければならない。第 3 に、預金保証金の支払時期である。従来、預金者は、銀行が破綻した場合は、20 営業日以内に払戻しを受けるとされていたが、改正預金保証制度指令により、7 営業日以内と短縮される。第 4 に、告知分への署名である。預金者が預金保証制度について理解していることを確認するために、標準化された告知文に署名をすることが求められる。銀行は、最新の情報が掲載された告知文を 1 年に 1 回は預金者に送付する。

DGA) 」が新たに制定された(次表)。

改正預金保証制度指令や預金保証法の制定後も、法定補償制度や任意保証制度に大きな変化は無い。法定補償制度に関しては、預金の保証限度額が10万ユーロ(預金者1人が1つの銀行に対して有する預金口座の合算に対しての限度額)とされ、任意保証制度については、10万ユーロを超える部分に対して保証を提供するものである。

ただし、IPSの機能については変化が生じた。元々、IPSは法定保証制度の代替制度とみなされ、IPSに加盟する銀行は法定保証制度への加盟を強制されていなかった。しかし、改正預金保証制度指令の施行に伴い、銀行は、法定保証制度、或いは、公式に預金保証制度と認定されるIPSのいずれかに加盟することが義務付けられた。これを受け、ドイツのIPSは、公式に預金保証制度と認定されるIPSになることを選択することになった⁸³。

図表 4: ドイツの預金保証概要

	対象となる業態	法定保証制度	任意保証制度、機関保護制度
民間銀行部門	商業銀行等	預金保証限度額: 10万ユーロ ドイツ銀行協会が運営するドイツ銀行保証制度(EdB)による法定保証	法定保証制度の限度額(10万ユーロ)を上回る預金の保証(銀行自己資本の15%を限度(注)) ドイツ銀行協会の預金保証基金(Einlagensicherungsfonds des Bundesverbandes deutscher Banken)による任意保証。 2023年1月から国内支店の預金のみを対象(海外支店の預金は対象外) ⁸⁴ 。
	信用協同組合等	預金保証限度額: 10万ユーロ ドイツ信用協同組合全国協会(BVR)による法定保証	機関保護制度(IPS) ドイツ信用協同組合全国協会(BVR)の保証制度
公法銀行部門	貯蓄銀行、州立銀行等	預金保証限度額: 10万ユーロ ドイツ貯蓄銀行協会(DSGV)、州貯蓄銀行協会による法定保証	IPS ドイツ貯蓄銀行協会(DSGV)、州貯蓄銀行協会
	開発銀行等	預金保証限度額: 10万ユーロ ドイツ公的銀行協会(VÖB)が運営するドイツ公的銀行協会保証制度(EdÖ)による保証制度	法定保証制度の限度額(10万ユーロ)を上回る預金の保証(事前的に上限を設けず) ドイツ公的部門銀行協会の預金保証基金(Einlagensicherungsfonds öffentlicher Banken)による任意保証

(注) 2025年1月から8.75%に引き下げられ、自己資本比率方式は2030年までに完全廃止予定。

(出所) ドイツ連邦銀行、"Deposit Protection in Germany", *Monthly Report*, pp.47-60 December 2015⁸⁵を基に作成

(3) EDISの動きとドイツの反発

欧州銀行同盟に関し、単一監督メカニズム(SSM)が2014年11月4日から、単一破綻処理メカニズム(SRM)が2016年1月から実施される中、欧州委員会は、2015年11月24日、各国の預金保証制度を補完するため、銀行同盟の第3の柱となるべく欧州預金保険制度(European Deposit Insurance Scheme, EDIS)を導入することを提言した⁸⁶。これは、各国の預金保証制度が一人当たり10万ユーロを保証しているが、大規模な機関の破綻があった場合対応が困難となるため、銀行同盟全体で保証すると

⁸³ 鬼頭・澤井(2015)

⁸⁴ <https://www.db.com/files/documents/legal-resources/Discontinuation-of-the-Deposit-Protection-Fund-for-Deposits-en.pdf>

⁸⁵ <https://www.bundesbank.de/en/tasks/banking-supervision/individual-aspects/deposit-protection/deposit-protection-622748>

⁸⁶ European Commission, "Proposal for a REGULATION OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL amending Regulation (EU) 806/2014 in order to establish a European Deposit Insurance Scheme"
<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:52015PC0586&from=EN>

いう共通制度の創設である。欧州委員会の提言内容は、2024年までに段階的に各国の預金保証制度をEDISに一元化するものであった。しかしながら、ドイツの銀行業界や政府等から否定的な意見が相次いで出され、この提言は修正を余儀なくされた。

(i) EDISに関する欧州委員会の提言（2015年）

欧州委員会が当初提言したのは、2017年から2024年に亘り3段階でEDISの保証基金を拡大させていく内容であった。第1段階として、まず2017年からユーロ圏共通の預金保証基金が創設される。圏内の銀行は各国毎の預金保証基金に加え、共通基金にも保証料を払い込むようにする。当初3年間は、各国毎の基金が枯渇した場合に共通基金が支援する仕組みとしてスタートする。第2段階として、2020年以降は加盟国ごとの保証制度と分担してユーロ圏の預金を保証する仕組みに拡大し、第3段階として、2024年には共通の基金だけで預金者保護に対応する。国別の保証制度は2024年以降も残るが、預金者への支払い管理の役割にとどめられる。銀行の負担増を避けるため、銀行が支払う保証料の総額は従来負担してきた金額の範囲内にとどまるようにされる。

(ii) 欧州委員会の提言に対するドイツの反応⁸⁷

欧州委員会の提言に対し、ドイツの銀行業界や連邦政府、ドイツ連邦銀行等は強い反対意見を表明している。そうした意見の背景にあるのがモラルハザードの問題である。具体的には2点が挙げられる。

第1に、銀行のモラルハザードである。上述した通り、ドイツでは銀行業態毎に預金保証制度（或いはIPS）が存在する。こうした業態毎の預金保証制度がEDISに一元化されれば、例えば、貯蓄銀行や信用協同組合のように相対的に低リスクで業務を営む銀行が、究極的には、大銀行等のように高リスクで事業を営む銀行の預金に責任を有することになる。このため、貯蓄銀行や信用協同組合は、大銀行等でモラルハザードが生じることを危惧している。

第2に、国のモラルハザードである。改正預金保証制度指令の制定後も、EU加盟国の中には十分な規模を有する預金保証制度を備えていない国がみられた。そうした状況でEDISが開始されれば、そのような国が自ら制度を整えようとする動機を弱め、究極的には、既に預金保証制度を持つドイツが、そのような国の預金を保証することになりかねないと考えられた。

(iii) EDISを巡る最近の動向

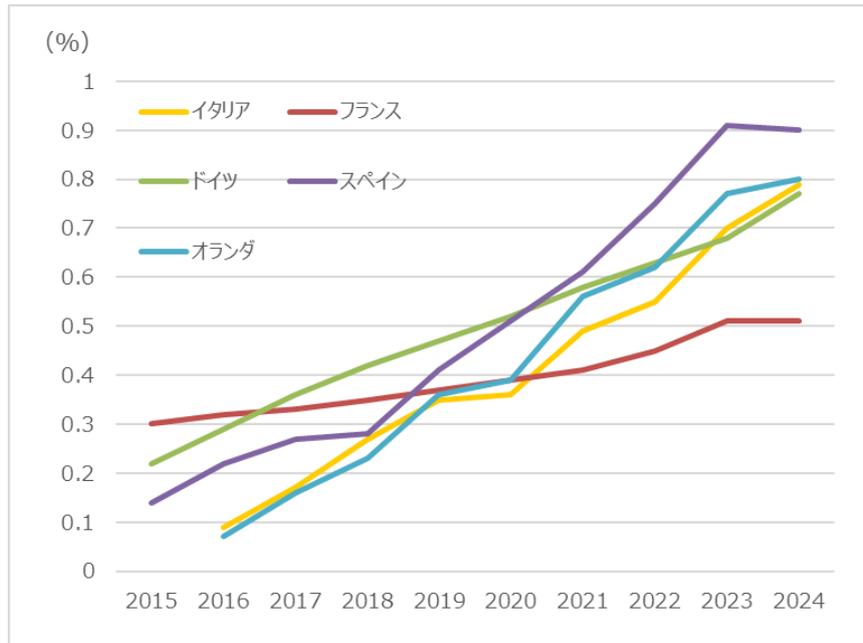
改正預金保証制度指令を受け、各国で預金保険スキームの調和を図る取り組みが進んでいるものの、現状では預金保険の事前積立の進捗もまちまちである⁸⁸。欧州銀行同盟は、監督および破綻処理の枠組みがすでに整備されているが、預金保険を欠いたままとまっている⁸⁹。

⁸⁷ 黒川洋行（2017）「EUの銀行同盟における欧州預金保険制度の動向-2015年の欧州委員会によるEDIS規則案とドイツ銀行業界の反応-」、https://www.jsri.or.jp/publish/research/98/98_04.html

⁸⁸ 伊藤さゆり「欧州金融システムのリスク再考-銀行同盟の強靱性が試されるのはこれから」ニッセイ基礎研究所 Weeklyエコノミスト・レター2023-04-24、https://www.nli-research.co.jp/files/topics/74615_ext_18_0.pdf?site=nli

⁸⁹ Eurofi、<https://www.bankingsupervision.europa.eu/press/interviews/date/2023/html/ssm.in230913~d990592ae3.en.html>

図表 5: ユーロ主要国の預金保険積立率の推移



注) 2024年7月の目標は0.8% (フランスのみ0.5%)

出所) EBA <https://www.eba.europa.eu/activities/single-rulebook/regulatory-activities/depositor-protection/deposit-guarantee-schemes>

第2章 郵便貯金の概要

1. 設立目的・沿革概要⁹⁰

(1) 郵政改革とポストバンクの誕生

ドイツの郵政制度は、帝国憲法（1871年）において帝国の立法事項と定められて以来、第2次世界大戦後も、共和国憲法にあたる基本法（1949年）の中でも連邦が立法権限を有する、連邦固有行政とされてきた。こうした区分の下、連邦郵便電気通信省（Bundesamt für Post und Telekommunikation）の管轄下にある連邦郵便（Deutsche Bundespost）が、郵便、郵便貯金、電気通信の3事業を一括運営し、3事業を独立採算させるのではなく、郵便及び郵便貯金事業の赤字を電気通信事業の黒字で補填するという内部補助を行ってきた。1980年代以降、連邦郵便を取り巻く環境の変化や東西ドイツの統合等を背景に、ドイツでは第1～第3次郵政改革が実施された。

(i) 第1次郵政改革（1980年代）：郵政3事業の公社化

世界的な電気通信自由化の流れを受けて、電気通信事業の競争力を高めるために事業の分割・民営化が求められるようになった。こうした中で設置された連邦政府通信制度委員会は、1987年に、電気通信市場の競争促進、電気通信事業の規制主体と事業主体の分離、電気通信事業と郵便事業の分類を柱とする答申を提出した。この答申を踏まえて1989年に「郵便・電信制度とドイツ連邦郵便を新編成するための法律（Gesetz zur Neustrukturierung des Post- und Fernmeldewesens und der Deutschen Bundespost）」が制定され、連邦郵便の中ではあるが、従来の3事業一体経営が、それぞれ独立した郵便（Postdienst）、郵便貯金、（Postbank）、通信（Telekom）の3つの国営事業体（公社）に分割された。各公社は事業運営を担い、連邦郵便電気通信省は規制機能を担うこととなった。これは、従来の行政事務と企業経営とが混在していたものを改めるための措置であった。

(ii) 第2次郵政改革（1990年代前半）：3公社の株式会社化

1990年代には、高賃金と社会保障費が企業の重荷となり景気が悪化、失業率も10%台まで上昇した。また、東西ドイツ統一に伴う公共部門の比重の増大も顕著となったことで構造改革がますます必要とされるようになった。更に、東西ドイツ統一と同時に郵便事業も統一された結果、元々悪かった収支構造が更に悪化した。こうした中、民営化による経営効率の向上を求める声が大きくなり、郵政改革を後押しすることとなった。1994年に共和国基本法が改正され、郵政制度を連邦固有行政とする規定が削除され、それに関わる規制機能やユニバーサルサービスの保証等が連邦の権限とされた。そして、利用者本位の企業的経営、国際競争力の確保（特に、電気通信事業）のため、1995年に発行株式の100%を政府が保有する持株会社のもとで、3公社はドイツポスト（Deutsche Post）、ドイツポストバンク（Deutsche Postbank）、ドイツテレコム（Deutsche Telekom）という株式会社に改組された。なお、株式会社後5年間は政府が株式の過半数を保有するが、それ以外の株式は民間に放出することとされた。

(iii) 第3次郵政改革（1990年代後半）：連邦郵便電気通信省の廃止

1997年末には、連邦郵便電気通信省が廃止され、政策立案機能が連邦経済省（Bundesministerium für Wirtschaft）に、監督・規制機能が新たに発足した電気通

⁹⁰ ドイツの郵政改革に関しては、橋本・河内（2002）に基づく。

信・郵便規制庁（Regulierungsbehörde für Telekommunikation und Post）に移管された。

(2) ポストバンクの株式公開と業容拡大

3社は株式会社化によって独立採算性が徹底されるようになり、郵便貯金事業体であるポストバンクに関しては、銀行法による免許を受けた金融機関となった。しかし、ドイツポストとポストバンクの経営が分割されていた90年から99年の間は業務運営上のあらゆるレベル・分野において両社間に不和が生じていたという⁹¹。また、ポストバンクが独立した金融機関として収益を生み出すことが出来なかったことから、1999年にドイツポストが政府保有のポストバンク株式を100%買い取り、ポストバンクを子会社化した。これには、ドイツポストの店舗網を活用して事業を改善させようという狙いがあったとされる⁹²。経営統合後、ポストバンクの業績は改善し、親会社であるドイツポストは、2000年11月20日に株式公開（IPO）を実施したこともあり、2004年には保有しているポストバンクの株式の33.2%を民間、機関投資家に売却した⁹³。2005年7月18日には、連邦政府の機関であるドイツ復興金融公庫KfWグループが所有していた株式の一部を売却した結果、上場株が55%を超えることとなり、国によるドイツポスト株式の保有比率は、過半を下回ることとなった。

株式会社化したポストバンクは、複数の金融機関の買収や決済業務代行を引き受けることを通じて、事業拡大を遂げてきた。

- 2000年1月1日に公的金融機関で不動産金融を専門とするDSL銀行の株式を100%取得（1999年10月に80%超の株式を保有していたが残存の連邦財務省持分を取得）⁹⁴。
- 2002年にクレディ・スイス（ドイツ）から子会社2社を買収し、新会社2社を設立。約100人の渉外員（アドバイザー）による中間層所得者への訪問型投資・金融アドバイザーサービス提供を開始⁹⁵。支店営業を補完するものとして位置付ける。
- 2001年に物流金融会社BHF（USA）を買収し、PB（USA）と改称。米国において仕組金融、不動産金融を提供⁹⁶。
- 2006年1月1日、ドイツポストから850の郵便局店舗及び約9,600人の従業員を9億9300万ユーロ（取引手数料700万ユーロ含む）で買収。それまでポストバンクは、ドイツポストの店舗を利用することの対価として、ドイツポストに金融業務取扱手数料を5億1,300万ユーロ（2005年）、4億9,600万ユーロ（2004年）を支払っていた。買収後にポストバンクが支払うのは、ドイツポスト支配下の郵便局の金融業務取扱手数料のみとなり、買収した郵便局での郵便取扱手数料は収益となる⁹⁷。

⁹¹ Scherr, M. J. (2001). Postal Saving and the Provision of Financial Services: Policy Issues and Asian Experiences in the Use of the Postal Infrastructure for Saving Mobilization. *Economics and Social Affairs*. p.17

⁹² 林（2006）

⁹³ ドイツポストの株式公開（IPO）は同年におけるドイツでの最大のIPOであり、世界的に見ても第3位の規模であったと言われる。なお、2022年2月28日時点で、ドイツポストDHL（2009年3月にブランド名変更）の株主は、ドイツ復興金融公庫KfWグループが20.5%、浮動株が78.29%、うち個人投資家が17.04%という構成になっている。ドイツポストDHLウェブサイト <https://www.dpdhl.com/en/investors/shares/shareholder-structure.html>

⁹⁴ Postbank, “Postbank annual report 1999”, p.28

⁹⁵ Postbank, “Postbank annual report 2002”, p.16, p.41

⁹⁶ Postbank, “Postbank annual report 2001”, p.39

⁹⁷ Postbank, “Postbank annual report 2006”, p.126

- 2006年1月2日に建築貸付組合 BHW の持株会社 BHW ホールディングス株式会社（BHW Bausparkasse AG（建築貸付組合）の持株会社）を買収。住宅貸付残高は 2005年12月末の 290 億ユーロから 2006年12月末の 623 億ユーロに拡大し、ドイツ最大となった⁹⁸。
- 2007年1月1日にヒポ・フェラインス銀行（HypoVereinsbank）の決済業務子会社（HVB Payment & Service GmbH）を買収。決済業務でのマーケットシェアが 16%から 20%超に上昇⁹⁹。
- 2009年2月から HSH ノルトバンク（ドイツの州立銀行、HSH Nordbank）の決済業務代行を開始¹⁰⁰。

(3) ドイツ銀行によるポストバンクの買収とその後の方針転換

(i) ドイツ銀行のポストバンク買収

2008年にドイツ銀行はポストバンクの買収を決定した¹⁰¹。元々ドイツ銀行は投資銀行業務を重視していたが、金融危機による収益悪化を経験し、安定的な収益源としてリテール分野の強化を図る方針転換を行った。ドイツ銀行は、ポストバンクの大株主であるドイツポストから、2009年にポストバンク株式の 29.75%を現金で購入すると共に、ポストバンク株式の残り全てを 3年以内に購入する権利を得た。ドイツ銀行によるポストバンク株式の購入は予定通り進み、2012年2月には、ドイツポストによるポストバンクの株式保有は無くなった。この買収により、ドイツ銀行は、ポストバンクの個人顧客約 1,450 万人を獲得すると共に、ポストバンクの支店（850 店舗）とドイツポストの 5,000 以上の支店を活用することが可能となった。ドイツポストのアペル CEO はこの売却に関して、金融業界が困難な時期に銀行事業から撤退し、グローバルなロジスティクス企業への転換が可能になったとコメントした。ただし、売却後もポストバンクとは店舗における小売販売の協力関係を維持していくとした¹⁰²。

2005年のノリス銀行（Norisbank）とベルリン銀行（Berliner Bank）の買収に続いてポストバンクを買収したことで、ドイツ銀行は、ドイツ最大のリテール金融機関の顧客を傘下に収めただけにとどまらず、ポストバンクの保有する新勘定系システムによる業務効率化を図ることも可能になった¹⁰³。このシステムは業務プロセス数を大幅に削減し、バックオフィスの業務コストを引き下げる効果を持つ。

(ii) ドイツ銀行のポストバンク売却方針

欧州中央銀行（European Central Bank, ECB）の低金利政策等、銀行業界を取り巻く環境が厳しくなる中、ドイツ銀行は 2015年4月27日に「戦略 2020」（Strategy 2020）を発表し、2020年までの戦略の一環として、ポストバンクを売却してリテール業務のうち同行が担ってきた一般個人向けリテール（所謂 mass retail）部門を縮小

⁹⁸ Postbank, “Postbank annual report 2006”, group structure, p.2, p.30

⁹⁹ Postbank, “Postbank annual report 2007”, p.34

¹⁰⁰ Postbank, “Postbank annual report 2009”, p.20

¹⁰¹ ドイツ銀行によるポストバンクの買収については、藤澤（2013）に基づく。

¹⁰² Deutsche Post DHL, “Deutsche Post DHL completes Postbank transaction”, https://www.dhl.com/en/press/releases/releases_2012/group/022812.html

¹⁰³ SAP ジャパンウェブサイト「独ポストバンク、大容量勘定系システムを SAP の銀行向け新ソリューションで稼働」（2003年11月19日付）<https://news.sap.com/japan/2003/11/19/%E7%8B%AC%E3%83%9D%E3%82%B9%E3%83%88%E3%83%90%E3%83%B3%E3%82%AF%E3%80%81%E5%A4%A7%E5%AE%B9%E9%87%8F%E5%8B%98%E5%AE%9A%E7%B3%BB%E3%82%B7%E3%82%B9%E3%83%86%E3%83%A0%E3%82%92sap%E3%81%AE%E9%8A%80/>

する方針を明らかにした¹⁰⁴。当時のドイツ銀行の共同 CEO であったユルゲン・フィッ
チェン氏 (Jürgen Fitschen) とアンシュ・ジェイン氏 (Anshu Jain) は、ポストバ
ンクを売却する理由として、①ポストバンクのレバレッジ比率が低いこと、②両銀行
間のクロスセルによる収益面でのシナジー効果が見込めないこと、③分離銀行法¹⁰⁵に
よってポストバンクが調達した資金のドイツ銀行での活用が制限されることの 3 点を
挙げた。①に関しては、ポストバンクの住宅ローンは高採算であるもののバランスシ
ートが膨らむ要因にもなっており、当時のレバレッジ比率 3.1%を、ドイツ銀行の戦略
的かつ優先的な目標である 5%以上に引き上げるためには 30 億ユーロの資本増強が必
要となる計算である、としている。②については、元々ドイツ銀行とポストバンク両
行の顧客層が異なる上に、クロスセルが規制強化で費用が高み難しくなっており、③
については、規制によってポストバンクの預金獲得力をドイツ銀行本体の資金ニーズ
に十分に活用できなくなった、と述べている¹⁰⁶。

また、当時ドイツ銀行は、2013 年に成立した自己資本要件規則 (Capital
Requirements Regulation, CRR) を受けて資本強化に追われていた。アナリストはポ
ストバンク売却によって CET1 比率が 1%上昇するとし、格付会社はドイツ銀行の資本
目標達成にはポストバンク売却が必要だと指摘していた¹⁰⁷。

ドイツ銀行は、ポストバンク株式の売却に柔軟に対応するために、ポストバンクの
少数株主に対しスクイズ・アウト (squeeze out) ¹⁰⁸を実施し、持株比率を「戦略
2020」発表時点の 96.8%から、2015 年 12 月 21 日時点で 100%に引き上げた¹⁰⁹。「戦
略 2020」では、2016 年 12 月末までにポストバンクの新規株式公開 (IPO) を実施す
る予定としていたが、2016 年に入って株式市況が軟調に推移し、売却発表時 (2015
年 4 月) から欧州銀行株は約 3 割下落したため、5 月に IPO は一旦保留された¹¹⁰。こ
の時ドイツ銀行の経営陣は、大幅な評価額の減少は受け入れられないと述べており、
市場が回復するまで IPO を待つ用意があるとしていた。また、ポストバンクを売却し
て売却損が実現すると、ドイツ銀行は国内会計基準でも損失を計上しなければならな

¹⁰⁴ Deutsche Bank, “Strategy 2020: Delivering Value”, pp 8,9,15,16
https://www.db.com/ir/en/download/Deutsche_Bank_Strategy_2020_27April2015.pdf

¹⁰⁵ BaFin, “Annual Report 2013”, p.75, https://www.bafin.de/SharedDocs/Downloads/EN/Jahresbericht/dl_jb_2013_en.html

“Trennbanken: Auslegungshilfe zum Abschirmungsgesetz”, https://www.bafin.de/SharedDocs/Veroeffentlichungen/DE/Fachartikel/2016/fa_bj_1602_trennbanken.html

2014 年 1 月に発効した「分離銀行法」の第 2 条 (Abschirmungsgesetz) では、金融グループのうち売却可能・売買目的の資産を 1,000 億ユーロ以上保有する金融機関を傘下に擁する場合、または、同様の資産が過去 3 会計年度に当該金融機関の総資産の 20%を超え、かつ報告日に当該金融機関の総資産が 900 億ユーロを超える場合、自己売買業務や、ヘッジファンド・同類のファンドへの貸出・保証、マーケットメーカー目的ではない高速取引を、別会社に移して運営する必要がある。本規制の目的は、リテール金融業務からリスクが高い投資銀行業務を分離して保護することにある。ドイツ銀行を含む 11 の対象機関は 2016 年 7 月までに対応する必要があった。

¹⁰⁶ Deutsche Bank, Press Conference, Strategy 2020, Jürgen Fitschen and Anshu Jain Co-Chief Executive Offices, 27 April 2015,
[https://www.db.com/newsroom_news/Rede_engl._27.04.2015\(1\).pdf](https://www.db.com/newsroom_news/Rede_engl._27.04.2015(1).pdf)

¹⁰⁷ Bloomberg, 2016-10-25, “Deutsche Bank Said to Weigh Full Integration of Postbank (1)”

¹⁰⁸ スクイズ・アウトとは、強制的に少数株主から株式を買い取って 100%子会社化することで、ドイツ会社法により、支配株主は、少数株主の保有する株式を取得する際、相当な現金による代償と引換えに少数株主の株式の強制移転ができるとされる。

¹⁰⁹ Postbank, “2015 POSTBANK GROUP ANNUAL REPORT”
https://investor-relations.db.com/global-pages/deutsche-postbank-group-annual-reports?language_id=1

¹¹⁰ Reuters, “Deutsche Bank sale of Postbank faces delay -WirtschaftsWoche”, January 5, 2016
<https://www.reuters.com/article/deutsche-bank-postbank-idUSL8N14P2UF20160105>

Wall Street Journal, “Deutsche Bank to Delay Postbank Float Until Market Conditions Improve, German bank had said it would sell or float its retail unit by the end of 2017”, March 2, 2016,

<https://www.wsj.com/articles/deutsche-bank-to-delay-postbank-float-until-market-conditions-improve-1456920445>

Bloomberg, “Deutsche Bank Mulling ‘Creative’ Postbank Exit, Cryan Says”, 2016 年 5 月 31 日、

<https://www.bloomberg.com/news/articles/2016-05-31/deutsche-bank-mulling-creative-postbank-solutions-cryan-says>

くなり¹¹¹、それは、ドイツ銀行が発行する劣後債（CoCo債）のクーポン支払の障害となる可能性がある。即ち、劣後債への影響を避けるため、ドイツ銀行はポストバンクを売却出来なかった可能性があるということである¹¹²。こうした事情を踏まえ当時のクライアン（John Cryan）共同 CEO は 2016 年 3 月に「CoCo 債のクーポンが必ず支払われるとは言えない」と発言している¹¹³。結局ドイツ銀行が希望する売却額を提示する会社は現れなかった。

(iii) ドイツ銀行のポストバンク統合

ドイツ銀行は 2017 年 3 月 5 日の取締役会及び監査役会でポストバンク統合のための増資・資産運用部門の一部 IPO や組織再編を決定し、ポストバンクをドイツ銀行のリテール・法人顧客向け事業と統合する考えを明らかにした¹¹⁴。4 月 7 日には約 80 億ユーロの増資を完了したことで、CET1 比率は目標である 13%を十分に上回る 14.1%を達成した。レバレッジ比率についても 4.1%となり、目標の 4.5%に近づいた¹¹⁵。

同年 10 月 26 日には、ポストバンクとドイツ銀行のプライベートバンキング部門子会社（Deutsche Bank Privat- und Geschäftskunden AG）との統合が発表された¹¹⁶。統合の目的として、ドイツの国内市場での地位強化が挙げられており、低金利下で収益拡大を図るには規模のメリットとコスト削減が必要との判断に基づいている。リストラや IT 投資等の費用としては 19 億ユーロが見込まれ、統合によるコスト削減効果は、2022 年末以降年間 9 億ユーロになると見込まれている。また、ドイツポストとの支店ネットワークに関するパートナーシップは 5 年間の新契約が締結された。その他に若年層を対象としたデジタル銀行を 2018 年末に創設¹¹⁷することも併せて発表された。2018 年 5 月 25 日にポストバンク統合は完了し、ドイツ銀行(Deutsche Bank AG)の完全子会社 DB Privat- und Firmenkundenbank AG（DB PFK AG）となった¹¹⁸。CEO は引き続き、ドイツ銀行国内個人・法人部門（Private and Commercial Bank）の責任者であるドイツ銀行出身のフランク・シュトラウス氏（Frank Strauss）が兼任していたが、2019 年 7 月末に退任し、同日開催されたドイツ銀行の監査役会で、前アリアンツ・ドイツ CEO のマンフレッド・ノフ（Manfred Knof）氏が執行役会（Management Board）に選出された。ノフ氏は 2020 年 1 月 20 日に ECB の承認をもって DB PFK の新 CEO に就任した¹¹⁹。DB PFK は、約 2,000 万人の顧客を有するドイツ最大のリテールバンクで、合併後もドイツ銀行とポストバンクの 2 ブランドをそのまま継続し、

¹¹¹ ドイツ銀行によるポストバンク買収時（2008 年）からの評価損は国際会計基準では計上する必要があるが、ドイツ国内会計基準では、対象がキャッシュ・インフローを生み出している限り売却時まで計上する必要がない。

¹¹² Yalman Onaran, November 07, 2016 “What’s Keeping Deutsche Bank From Postbank Sale? CoCo Bonds (1)”, <https://www.garp.org/risk-intelligence/all/all/a1Z4000003MD1dEAG>

¹¹³ Bloomberg, 2016-03-02, “Deutsche Bank ‘Wasn’t Forceful Enough’ in CoCos Selloff: Cryan”

¹¹⁴ Deutsche Bank, “Raising capital, strengthening our German home base and repositioning for growth” https://www.db.com/ir/en/download/Deutsche_Bank_Analyst_Event_6_Mar_2017.pdf, https://japan.db.com/jp/content/6405_6549.html

¹¹⁵ 「ドイツ銀行、増資を完了」 https://japan.db.com/jp/content/6405_6552.html

¹¹⁶ Deutsche Bank, “One bank, two brands: Deutsche Bank and Postbank are creating a new Private & Commercial Bank” https://www.db.com/newsroom_news/2017/one-bank-two-brands-deutsche-bank-and-postbank-are-creating-a-new-private-and-commercial-bank-en-11688.htm

¹¹⁷ 2019 年に DB PFK の社内スタートアップとして FYRST が設立された。FYRST はオンライン専業銀行として、創業者、自営業者、フリーランサー、中小企業向けデジタルバンキングソリューションを提供している。ポストバンクのアカウト ID で利用が可能で、コストの低さ、セキュアなシステム、シンプルさが特長とされる。

¹¹⁸ Deutsche Bank, “Germany’s biggest Private & Commercial Bank is launched” https://www.db.com/newsroom_news/2018/germany-s-biggest-private-and-commercial-bank-is-launched-en-11589.htm

¹¹⁹ Deutsche Bank, “Manfred Knof tritt als Leiter des Privatkundengeschäfts der Deutschen Bank in Deutschland an” https://www.db.com/newsroom_news/2019/manfred-knof-tritt-als-leiter-des-privatkundengeschäfts-der-deutschen-bank-in-deutschland-an-de-11549.htm

¹²⁰ Postbank, “Annual Report 2019”, p.7

それぞれの顧客に応じたサービスを展開することになる（Two brands – one bank 戦略）。

ドイツ銀行に対する見方は厳しく、金融危機後、ドイツ銀行の信用格付は相次いで引き下げられてきた。2018年6月1日にはS&P社がドイツ銀行の長期発行体格付をA-からBBB+に引き下げた¹²¹ほか、2019年6月7日にFitch Ratingsが各信用格付けを引き下げ、長期発行体格付はBBB+からBBBになった¹²²。こうした状況を受けて、ドイツ銀行は2019年7月7日に新たな再建計画「North Star（北極星）」を発表した。欧州の顧客取引を中心とする事業モデルへの回帰を宣言し、株式トレーディングからの撤退や投資銀行業務の大幅縮小、4つの事業部門への再編などが柱となっている。これに伴って、2022年までに全従業員の2割に相当する1万8千人の人員削減も盛り込まれた¹²³。また再建計画の一環として、経営幹部の刷新も行われ、リストラに反対していたフランク・シュトラウス氏が退任し、ドイツ銀行のカール・フォン・ローア（Karl Von Rohr）プレジデント（President）が個人・中小企業・富裕層部門（Private Bank）および資産運用部門（Asset Management）の責任者となった¹²⁴。DB PFKのノフ CEO はローア氏の直属となった。

2020年5月15日、ドイツ銀行（Deutsche Bank AG）はDB PFK AGとの統合を完了し、ポストバンクは完全にドイツ銀行のブランドの一つとなった¹²⁵。顧客・職員・貸借対照表科目および事業資産はそのままドイツ銀行に移される。この統合により、両社に共通するインフラやガバナンス業務を削減し、コスト削減を目指す。また、ポストバンクのITシステムをドイツ銀行に移行し、この統合後もポストバンクとドイツ銀行の2ブランドは維持され、DB PFKの支店や商品も変更されることはない。2023年7月、ドイツ銀行はポストバンクとのITプラットフォームの統合を完了したと発表した¹²⁶。

2024年4月28日、金融危機時のポストバンク買収を巡って過少支払いの訴訟が続いていた状況を鑑み、ドイツ銀行は2024年第2四半期に13億ユーロの引当金を計上する可能性を発表した¹²⁷。第3四半期には4.4億ユーロの引当金を戻入、黒字に転換¹²⁸し、2025年は訴訟関連の大規模な追加引当はなく、財務が改善し利益は過去最高水準となった¹²⁹。

¹²¹ Deutsche Bank, “Ratings” <https://www.db.com/ir/en/current-ratings.htm>

¹²² Deutsche Bank, “Fitch Downgrades Deutsche Bank to 'BBB'; Outlook Evolving” https://www.db.com/ir/en/download/Fitch_on_DB_07_Jun_2019.pdf

¹²³ Deutsche Bank, “Deutsche Bank announces radical transformation”, https://www.db.com/newsroom_news/2019/deutsche-bank-announces-radical-transformation-en-11538.htm

このような業務再編の進展を受け、S&Pは2021年11月に長期発行体格付けをBBB+からA-に引き上げている。Fitch Ratingsも2021年9月に長期発行体格付けをBBB-からBBB+に、その後2023年7月にA-に引き上げている。<https://investor-relations.db.com/creditors/ratings>、https://www.db.com/news/detail/20230703-fitch-upgrades-deutsche-bank-s-credit-ratings?language_id=1

¹²⁴ Deutsche Bank, “Deutsche Bank announces new leadership team”, https://www.db.com/newsroom_news/2019/deutsche-bank-announces-new-leadership-team-en-11539.htm

¹²⁵ Deutsche Bank, “DB Privat- und Firmenkundenbank AG merges with Deutsche Bank AG”, https://www.db.com/newsroom_news/2020/db-privat-und-firmenkundenbank-ag-merges-with-deutsche-bank-ag-en-11583.htm

¹²⁶ Reuters, dated July 3rd, 2023, <https://www.reuters.com/business/finance/deutsche-bank-completes-final-phase-postbank-tech-integration-2023-07-03/>

¹²⁷ Reuters, <https://jp.reuters.com/markets/world-indices/QLYCE7J4FRISVJMKUNJV5PEN3U-2024-04-30/>

¹²⁸ CNBC <https://www.cnbc.com/2024/10/23/german-court-rules-against-deutsche-bank-in-postbank-acquisition-lawsuit.html>

¹²⁹ Deutsche Bank https://investor-relations.db.com/files/documents/quarterly-results/2025/Deutsche-Bank-Q3-2025-Presentation.pdf?language_id=1

図表 6： ドイツ銀行によるポストバンク買収への流れ

年	月	ドイツポスト	ポストバンク	ドイツ銀行
1989	7	三分割持株会社化 ドイツ郵政構造改革法の下、旧郵政省の現業部門が①郵便(ドイツポスト)②貯金(ポストバンク)③電信電話(ドイツテレコム)の3部門に分割		
1995	1	株式会社化(Deutsche Post AG)	株式会社化(Deutsche Postbank AG)	
1999	1		政府がポストバンク全株をドイツポストに売却	
2000	11	ドイツポスト IPO		
2004	6		ポストバンク株式の 33.2%を IPO	
2008	9			ポストバンク株式の 29.75%取得
2009	1		ドイツポストがポストバンク株式の 22.9%をドイツ銀行に売却	ドイツポストからポストバンク株式の 22.9%を取得
2010	10			ポストバンク株式の公開買付を実施
2010	12		ドイツポストによるポストバンク株式のドイツ銀行への売却プロセス	ポストバンク株式の 51.98%を保有(うち 22.03%は 12月3日の公開買付で取得)
2012	2			ポストバンクの転換社債の株式(27.4%)、ドイツポストによるポストバンク株式のプットオプション行使(12.1%)及び 2.2%の株式を追加買収により、ポストバンク株式を合計 93.7%を保有
2012	2	ドイツポスト株式プットオプション行使(発行済株式数の 12.1%)		
2012	2	ドイツポストの株式構成 KfW グループ 25.5%上場株式 74.5% (機関投資家 63.7 個人投資家 10.8%)		株式市場での買付でポストバンク株式 94.1%保有
2015	4			2016 年末までを目標とする IPO によるポストバンクをスピンアウト(「戦略 2020」)して連結対象から外すことを発表、この時点のポストバンクの株式保有比率 96.8%
2015	12			ポストバンク少数株主に対してスクイーズ・アウトを実施してポストバンクを完全子会社化、IPO に備えた
2017	3			ポストバンクをドイツ銀行のリテール・法人顧客向け事業と統合すると発表
2017	10			ポストバンクと、ドイツ銀行の別子会社が 2018 年 6 月末までに統合されると発表
2018	5		ドイツ銀行内のブランドとして存続	ポストバンクと、ドイツ銀行の別子会社の統合が完了。統合後の新銀行の名称は、DB Privat- und Firmenkundenbank (DB PFK AG)
2020	5			ドイツ銀行と DB PFK の統合が完了

(出所)ドイツ銀行「ドイツ銀行、独ポストバンクへの株式公開買付けを承認」(2010 年 9 月 12 日)

https://japan.db.com/jp/content/headlines_2010_2916.html

同「ドイツ銀行、独ポストバンク株式公開買付申込関連文書を公表」(2010 年 10 月 7 日)

https://japan.db.com/jp/content/headlines_2010_2912.html

同「ドイツ銀行、ポストバンクと支配関係及び損益譲渡に関する交渉を開始」(2012 年 1 月 10 日) https://japan.db.com/jp/content/headlines_4202.html

同「ドイツ銀行、独ポストバンクの持分を 93.7%に引き上げる」(2012 年 2 月 28 日) https://japan.db.com/jp/content/headlines_4367.html

同「ポストバンクとの支配及び損益移転に関する契約を裁判所が承認」(2012 年 9 月 14 日) https://japan.db.com/jp/content/headlines_4706.html

Reuters, “Deutsche Bank, Post set new terms in Postbank sale”, 13 January 2009, <https://www.reuters.com/article/deutschebank-postbank-idUSLE15759720090114>

Spiegel, “Deutsche Bank Pounces on Postbank”, 11 September 2008, <http://www.spiegel.de/international/business/more-banking-consolidation-in-germany-deutsche-bank-pounces-on-postbank-a-577615.html>

林(2006)

総務省情報流通郵政局郵政行政部(2013)

2. 経営形態

ポストバンクは、2017 年末時点で約 1,300 万人の顧客、17,441 人の従業員、1,453 億ユーロの総資産を有し、ドイツの大銀行の一角を成していた¹³⁰。2021 年末時点でドイツ銀行国内リテール銀行事業（Private Bank Germany, PBGY）の顧客数は 2,000 万人以上である¹³¹。上述の通り、ポストバンクは、個人顧客及び中小企業との取引に重点を置くリテール金融機関である。個人顧客に対しては、簡易で、日々の需要に合わせた低コストの金融商品を提供しており、その範囲は、預金、支払、貸付から債券、投資信託、保険、住宅貯蓄契約と幅広い。他方で約 30 万の顧客企業には、自営業者、フリーランサー、事業主、協会、アパート経営者協会等が含まれ、支払取引、融資、投資に関し、簡易かつ魅力のあるソリューションを提供している。また、会社経営者に対しては、支払取引、不動産金融、中小企業融資、ファクタリング、リース、投資管理に関するソリューションを提供している¹³²。

ドイツ銀行の事業部門は、Corporate Bank、Investment Bank、Private Bank、Asset Management（DWS）、Corporate & Other の 5 つの部門に分かれている。このうち、Private Bank 部門は、国内リテール銀行（Private Bank Germany）と、国外の富裕層、個人、中小企業向けビジネス（International Private Bank）の 2 つに分かれており、Private Bank Germany がポストバンクブランドおよびドイツ銀行ブランドで行う国内リテール銀行事業に該当する。不採算事業の資産売却を行う Capital Release Unit は役割を終え 2023 年第 1 四半期よりセグメントより外れた¹³³。

3. 金融サービス提供の形態

(1) 郵便事業会社、郵便局運営会社との受委託関係

ドイツにおける郵便事業は主にドイツポストによって担われており、郵便局の配置や局数など郵便サービスに関わる基準は郵便ユニバーサルサービス条例（PUDLV）が規定している。規制体は連邦ネットワーク庁（Bundesnetzagentur, BNetzA）である。ドイツポストは 1993 年頃から郵便局の民間事業者（小売店、薬局、本屋等）への委託を進めており、2007 年末までは直営郵便局（自社職員によって運営されている局）を 5,000 局以上維持しなければならないと PUDLV で規定されていたが、2008 年 1 月 1 日以降はその義務が撤廃され、現在は国内約 13,000 局ほぼ全てが委託郵便局となっている。ポストバンクの約 550 の支店では郵便業務も取り扱っており、ドイツポストから手数料収入を得ている。逆にポストバンクの金融サービスを取り扱う約 2,000 の郵便局にはポストバンク（ドイツ銀行統合後はドイツ銀行）が手数料を支払っている。

¹³⁰ Postbank, “Annual Report 2017”, p.19,

¹³¹ Deutsche Bank, “Investor Deep Dive Deutsche Bank’s strategic evolution to 2025” 10 March 2022, Presentation および Transcript, https://investor-relations.db.com/files/documents/other-presentations-and-events/2022/Deutsche_Bank_ID_D_2022_Strategic_evolution_to_2025_Presentation.pdf

¹³² Postbank, “Die Postbank im Profil”, <https://www.postbank.de/unternehmen/ueber-uns/im-profil.html#ueber-uns/im-profil/portraet.html>

¹³³ Deutsche Bank, “Annual Report 2023”, p.6, <https://investor-relations.db.com/files/documents/annual-reports/2024/Annual-Report-2023.pdf>

(2) 直営店、委託店における金融サービスの提供状況

ポストバンクは、約 550¹³⁴の国内支店網のうち 250 店舗を閉鎖する予定であると報じられた¹³⁵。約 2,000 店¹³⁶のドイツポストの郵便局ネットワークで金融商品を提供しているが、拠点数だけをみるとライバルである貯蓄銀行グループに及ばない。ドイツで給与振込・決済に利用されている個人振替口座¹³⁷数では、ポストバンクは長きにわたり国内最大の口座数を有していたほか、ATM 数でも国内の銀行で最大で大きな強みを有していた¹³⁸。提供する資産運用商品も、預金のほか、株式、債券、投資信託、保険、年金のクロスセルを行っている。

約 550 のポストバンク支店では、幅広い金融サービス及び郵便サービスが提供されているが、約 2,000 のドイツポストの郵便局では、提供される金融商品やサービスは基本的なものに限られ、ファイナンシャルアドバイザーは提供されていない。地域アドバイザーセンター（Regionalen Beratungszentren）や支店に 1,750 人のモバイル・ファイナンシャルアドバイザーがいる¹³⁹。

(3) 店舗・ATM 配置戦略

現在のポストバンク支店は、かつてドイツポスト郵便局の中でも大きな局で、投資アドバイスや住宅ローン、消費者ローン、年金商品などアドバイザーサービスを含むフルレンジのポストバンク商品を取り扱っていた「ポストバンクセンター」を母体としている¹⁴⁰ため、都市部の人の往来が多い場所に位置している。金融業務を取り扱う約 2,000 のドイツポストの郵便局は、各局の採算性に基いて配置されている。ATM については、Cash Group¹⁴¹の ATM（ポストバンクを含めたネットワーク全体で約 12,500 台の規模）が利用可能である¹⁴²。また、提携する小売店やスーパーマーケットのレジで 200 ユーロまでの現金引出し（キャッシュアウト）も可能である。条件は当該小売店で 5～20 ユーロ以上の購入をすることである¹⁴³。

ドイツ銀行は現在、支店ネットワーク・セルフサービス端末を削減し、データ活用型販売チャネルへの投資、後述する新形態・遠隔型支店への移行を進めている¹⁴⁴。ドイツ銀行の支店ネットワークの調整にあたっては、銀行が提供するあらゆるアドバイス、商品、サービスに顧客が十分にアクセスできること、加えて、現地市場の状況と

¹³⁴ Postbank, “Die Postbank im Profil”, <https://www.postbank.de/unternehmen/ueber-uns/im-profil.html>

¹³⁵ <https://www.berliner-zeitung.de/wirtschaft-verantwortung/harte-massnahme-deutsche-bank-will-fast-die-haelfte-ihrer-postbank-filialen-schliessen-li.2153972>

¹³⁶ Postbank, “Die Postbank im Profil”, <https://www.postbank.de/unternehmen/ueber-uns/im-profil.html>

¹³⁷ 振替口座の独名は Girokonto、英名は current account や checking account である。これに対して、貯蓄を目的とした口座である貯蓄口座の独名は Sparkonto、英名は saving account である。振替口座はドイツでは給与振込口座として広く利用されており、かつては付利されていたが、現在は無利子である。基本料金は有料で毎月徴収されるが、毎月の口座への振込額（残高ではない）に応じて手数料を減額又は無料にするのが特徴である。

¹³⁸ Postbank, “Postbank in Zahlen”

¹³⁹ Postbank <https://www.postbank.de/finanzberatung.html>

¹⁴⁰ 2006 年 1 月 1 日にポストバンクがドイツポストから取得した 850 の郵便局のうち 787 局が「ポストバンクセンター」である。Postbank Group Annual Report 2006

¹⁴¹ Cash Group はドイツ銀行（ポストバンクを含む）、コメルツ銀行、ヒポ・フェラインス銀行およびこれらの子会社の銀行の顧客が共通して無料で利用可能な ATM ネットワークである。

<https://www.postbank.de/privatkunden/services/bargeld-und-automaten/transaktionen-am-geldautomaten.html#vorteil=cash-group>

¹⁴² <https://www.postbank.de/privatkunden/services/bargeld-und-automaten/bargeldauszahlung-im-einzelhandel.html#tab=fragen&expand=geld-abheben>

¹⁴³ <https://www.postbank.de/privatkunden/services/bargeld-und-automaten/bargeldauszahlung-im-einzelhandel.html#tab=fragen&expand=bargeldservice-nutzen>

¹⁴⁴ Deutsche Bank, “Annual Report 2021”

収益性が考慮された結果、主に都市部の支店の閉鎖が決定された。小さな都市や地方自治体にある唯一のドイツ銀行の支店を別支店と統合する場合には、投資などの本格的なアドバイスを提供するドイツ銀行の地域アドバイザーセンターを通じて、顧客は金融取引の多くを完結することができる。その他にも顧客はオンライン／モバイルバンキング、24時間営業のテレフォンバンキング、ドイツ銀行と提携する自営業形態のファイナンシャルアドバイザー（Finanzberater）といった様々なチャネルで銀行サービスを受けることができる。

地域アドバイザーセンターは、チャット、ビデオ、電話を介して、従来支店の営業時間より長い平日の8時から20時、土曜日の9時から15時まで連絡することができるドイツ銀行の拠点である。開設された2017年時点では、ドイツ全国に8か所計409名のアドバイザーを配置しており、そのうち個人顧客向けアドバイザーが228名、法人・自営業顧客向けアドバイザーが181名であった¹⁴⁵。2026年2月時点でドイツ銀行のウェブサイトを確認すると、全国9か所（ベルリン、ハンブルク、エッセン、マインツ、マンハイム、ヴッパータール、ミュンヘン、ハノーバー、ケルン）にアドバイザーが配置されている¹⁴⁶。地域アドバイザーセンターに配置されているのはドイツ銀行の従業員である。

また、ドイツ銀行投資センターは通常の銀行店舗であるが、オンライン予約が可能で、顧客が訪問してアドバイザーから相談や投資アドバイスを受けることができる物理拠点である。

ドイツ銀行と提携するファイナンシャルアドバイザーは、ドイツ銀行と商業代理店契約を結んだ自営業形態の訪問販売員であり、顧客の自宅や職場、または希望する場所に訪問してドイツ銀行商品の営業活動を行っている。現在約1,200人が登録されている。顧客は、ウェブサイトの検索ページから自分の地域のファイナンシャルアドバイザーを検索して直接ないしドイツ銀行支店を通じてコンタクトすることができる。また、ファイナンシャルアドバイザーはドイツ銀行をパートナーとして法人として登記している場合もあり、現在約150の機関が登録されている¹⁴⁷。

ドイツ銀行は「ポストバンク支店網」を段階的に縮小し、地域アドバイザーセンターに統合しながら、モバイル中心の運営に転換していくことが見込まれる。

(4) DXの推進

ポストバンクは、ATMや電話、インターネットによる24時間体制でのサービス提供も実施するなど、総合的な金融サービスを提供している。顧客は、支店やオンライン、電話により容易にポストバンクにアクセスすることができ、きめ細かなネットワークを築いている。ドイツ銀行はIBMとの戦略的パートナーシップを2025年に更新しDXを一段と加速させ、DX戦略をCloud × AI × Talentの三領域に統合して推進中である¹⁴⁸。ログインの大半がアプリ経由となり、モバイルバンキングが主要チャネルになっている。ポストバンク支店の削減と並行して、デジタル接点（アプリ・Web・ビデオ相談）へのシフトがみられる。

¹⁴⁵ Deutsche Bank https://www.db.com/news/detail/20170125-deutsche-bank-eroeffnet-regionale-beratungscenter?language_id=3

¹⁴⁶ <https://www.deutsche-bank.de/pk/service-und-kontakt/kontakt/beratungscenter.html>

¹⁴⁷ https://www.db-finanzberatung.de/de/karriere_hp.html

¹⁴⁸ Deutsche Bank https://www.db.com/what-we-do/focus-topics/tech/index?language_id=1

4. 預金業務概要

ポストバンクは、個人・法人顧客向けに振替口座、貯蓄口座等を提供している。インターネットバンキングのチャンネルも提供している。特に、オンラインバンキングサービスについては、国内で優秀なサービスに贈られる賞を受賞するなど、定評がある。

決済口座としては、Postbank Giro と呼ばれる振替口座が提供されており、ドイツ最大の口座数を誇っている。学生や軍隊、政府ボランティア、実習生等は口座維持手数料（Kontoführungsgebühren）が無料となっている。

図表 7: ポストバンクの個人向け振替口座一覧

	特徴及び口座維持手数料、高額預金保管料等	クレジットカード条件	その他の優遇
Giro plus	<ul style="list-style-type: none"> 口座維持手数料 €1,000 未満 €6.9/月 €1,000 以上 €5.9/月 当座貸越ファシリティ: 年利 10.79% 許容口座当座貸越: 年利 12.60% 5 万€超の高額預金保管料: 年利 0.00% 	<ul style="list-style-type: none"> ポストバンク Master カードの年会費は€29 (初年度無料) ポストバンク Master ゴールドカードの年会費は€59 (初年度無料) 	
Giro extra plus	<ul style="list-style-type: none"> Giro plus より手厚いサービス 口座維持手数料は、毎月の預金以外の入金(送金、給与等を想定)額により以下のように設定 €3,000 未満 €11.9/月 €3,000 以上 無料 当座貸越ファシリティ: 年利 8.92% 許容口座当座貸越: 年利 10.25% 5 万€超の高額預金保管料: 年利 0.00% 	<ul style="list-style-type: none"> ポストバンク Master カードの年会費は無料 ポストバンク Master ゴールドカードの年会費は€30 ポストバンク Master プラチナカードの年会費は€79 	<ul style="list-style-type: none"> オンラインバンキング無料 約7,000のCashGroup ATMの利用
Giro start direkt	<ul style="list-style-type: none"> 22 歳未満限定 口座維持手数料は無料 当座貸越ファシリティ: 年利 10.79% 許容口座当座貸越: 年利 12.60% 5 万€超の高額預金保管料: 年利 0.00% 	<ul style="list-style-type: none"> ポストバンク Master カードの年会費は€5 (初年度無料) (18 歳から作成可能) 	
Giro pur	<ul style="list-style-type: none"> 口座維持手数料 €900 未満 €5.9/月 €900 以上 無料 当座貸越ファシリティ: 年利 10.79% 許容口座当座貸越: 年利 12.60% 5 万€超の高額預金保管料: 年利 0.00% 	<ul style="list-style-type: none"> ポストバンク Master カードの年会費は€29 ポストバンク Master ゴールドカードの年会費は€59 	
Giro basis	<ul style="list-style-type: none"> 口座維持手数料は€4.9/月 5 万€超の高額預金保管料: 年利 0.00% 		

(注) 当座貸越ファシリティ (Dispositionscredit) は、一般的に銀行が顧客に設定したクレジットラインであるが、その限度額をさらに超えて短期的に資金が必要になった際に適用される与信枠が「許容口座当座貸越 (geduldete Kontoüberziehung)」である¹⁴⁹。

(出所) ポストバンク、<https://www.postbank.de/privatkunden/girokonten.html>

5. 口座維持手数料等の導入状況

ポストバンクは 2016 年 11 月 1 日、振替口座に口座維持手数料 (Kontoführungsgebühren) を導入した¹⁵⁰。2014 年に ECB が導入したマイナス金利政策の影響で、2019 年以降ドイツでは顧客へ ECB のマイナス金利分の負担を転嫁する金融機関が増えた¹⁵¹。高額預金保管料 (Verwahrtgelt) は個人預金に対する「実

¹⁴⁹ https://www.bafin.de/SharedDocs/Downloads/DE/dl_Glossar_zu_Para_47_ZKG_WORD.html

¹⁵⁰ “Postbank: Kontogebühr – was tun?”, 31/05/2017, <https://www.vzhh.de/themen/finanzen/konto/postbank-kontogebuehr-was-tun>

¹⁵¹ Biallo, “Rund 260 Banken und Sparkassen kassieren Negativzinsen” (2020 年 8 月 31 日付)

質的なマイナス金利」であり、主に振替口座と一時貯蓄口座（Tagesgeldkonto¹⁵²）に対して導入されたが、貯蓄口座（Sparkonto¹⁵³）にも導入の動きがあり、消費者センターが法的措置の検討をしていた¹⁵⁴。2022年11月18日には、フランクフルト地方裁判所が、コメルツ銀行に対し、貯蓄口座に高額預金保管料は課すことは容認できないとし、顧客に当該料金規定は無効であり今後課されることはないと通知しなければならないとした¹⁵⁵。

2020年5月18日以降、ポストバンクブランドを含むドイツ銀行の新規個人口座の10万ユーロ超部分の預金に高額預金保管料が導入された¹⁵⁶。料率にはECBの預金ファシリティ金利（マイナス0.5%¹⁵⁷）が適用された。また、2021年6月21日以降にポストバンクブランドで開設される新規口座では、振替口座と投資用口座について高額預金保管料を課す閾額が5万ユーロ超に、一時貯蓄口座（Tagesgeldkonto）については2万5,000ユーロ超に引き下げられた。さらにポストバンクは、2021年9月1日から既存顧客に対しても高額預金保管料を導入した¹⁵⁸。

一方のドイツ銀行ブランドでは、2021年6月時点でしばらくの間は閾額を10万ユーロから引き下げる予定はない旨の広報担当者の発言があったが¹⁵⁹、2022年4月1日時点で、5万ユーロ超の振替口座と投資口座、2万5,000ユーロ超の一時貯蓄口座に0.5%の高額預金保管料が課された¹⁶⁰。

その後、2022年7月21日のECB理事会において、ウクライナ危機を契機とするインフレ加速に対応すべく政策金利の0.5%ポイント引き上げが決定され、8年ぶりにマイナス金利政策が解除されたことを受け、ドイツ銀行は8月15日以降、ポストバンクブランド、ドイツ銀行ブランドともにいずれの口座についても高額預金保管料を0.0%としている¹⁶¹。

ドイツ銀行は国内リテール部門について、今後アドバイザリービジネスを成長させるために預金を投資商品に誘導し、収益源を金利から手数料に移す方針であり¹⁶²、高額預金保管料の導入もその一環として位置付けられる。

<https://www.biallo.de/geldanlage/ratgeber/so-vermeiden-sie-negativzinsen/>

¹⁵² kurzfristige Einlagen konto (short-term deposit account) と呼ばれる。振替口座と結びついた一時貯蓄用の口座で、利子の変動型である。送金や口座引き落としなどには利用できない。定期預金口座（Festgeldkonto）と異なり、預金の引出がいつでも可能である。https://www.bafin.de/DE/Verbraucher/Bank/Produkte/Tagesgeld/tagesgeld_node

¹⁵³ 付利されており、預金引出が可能な口座。決済性や貸越機能はない。

¹⁵⁴ <https://www.vzhh.de/themen/finanzen/sparen-geldanlage/verlangt-ihre-bank-negativzinsen>

¹⁵⁵ <https://www.vzhh.de/presse/commerzbank-darf-keine-entgelte-fuer-guthaben-auf-sparkonten-verlangen>

¹⁵⁶ Spiegel, “Deutsche Bank führt Negativzinsen für Privatkunden ein”

<https://www.spiegel.de/wirtschaft/unternehmen/deutsche-bank-fuehrt-negativzinsen-fuer-privatkunden-ein-a-7bb79b12-7da8-4748-af3e-de776cbbc2e6>

¹⁵⁷ https://www.ecb.europa.eu/stats/policy_and_exchange_rates/key_ecb_interest_rates/html/index.en.html

¹⁵⁸ “Jetzt bittet die Postbank ihre treuesten Kunden zur Kasse”, https://www.t-online.de/finanzen/news/unternehmen-verbraucher/id_90365332/strafzinsen-auf-girokonto-auch-postbank-bittet-ihre-treuen-kunden-zur-kasse.html,

“Postbank negative interest rate:13 practical and important points that savers,heires and entrepreneurs need to know”, <https://leores.de/postbank-negativzinsen/>

¹⁵⁹ Spiegel, “Postbank verlangt Strafzinsen schon ab 25.000 Euro”, <https://www.spiegel.de/wirtschaft/unternehmen/postbank-verlangt-strafzinsen-schon-ab-25-000-euro-a-764741db-95a6-42f9-8828-09b2a2820ea6>

¹⁶⁰ Deutsche Bank Preisaushang dated April 1st, 2022

¹⁶¹ “Negative interest rate for private customers are disappearing”, <https://www.handelsblatt.com/finanzen/verwahrentgelt-negativzinsen-fuer-privatkunden-verschwinden-was-auf-sparerer-zukommt/28594140.html>, Deutsche Bank Preisaushang dated August 15th, 2022

¹⁶² “Investor Deep Dive Private Bank Germany 2020”

6. リスク性金融商品概要

ポストバンクは証券口座、ETF 口座を提供している。投資関連商品については、有価証券売買の仲介を行っているほか、個人年金や投資信託の取扱いや投資に係る助言・個人に対するコンサルテーションも行っている。

7. 貸付業務概要

ポストバンクは、3 カ月分の給与を上限とした無担保の当座貸越、個人ローン、自動車ローン、クレジットカードを子会社経由で提供している。住宅ローンについては、2005 年に買収した BHW 建築貸付組合 (BHW Bausparkasse) のブランドで提供しているが、もともと Postbank 本体と、2000 年に買収した DSL でも扱っており、「不動産」向けに分類されている貸出の大半が住宅ローン関連とみられる。また、個人事業主を中心に事業用不動産物件向けや投資用不動産物件向けのローンも提供している。ポストバンクは、住宅、商業物件、投資用物件などの不動産物件の斡旋業務も行っており、斡旋した物件のファイナンスに繋げている。

8. 金融包摂への取組み

現状、ポストバンクウェブサイトおよびドイツ銀行が公表する各種報告書において、金融包摂は主要課題には掲げられていないものの、「社会的に包摂的で良好に統治された世界への貢献」を中核理念としており、サステナブルファイナンスの枠組みにおいて「Affordable Housing (手頃な住宅)」や「Essential Services (医療・社会ケア)」を通して、社会的弱者のアクセス改善を組み込んでいる¹⁶³。

9. 送金・決済業務概要 (キャッシュレス決済、モバイル決済等)

ポストバンクは他の民間銀行や貯蓄銀行と共にオンライン上のセキュアな支払いシステムである paydirect を開発した。銀行の振替口座と paydirect を連携することで、口座情報などを入力することなくオンライン上で支払いを済ませることができる。また、paydirect アプリではメールアドレスと電話番号を用いた個人間の送金が可能である。

個人顧客には、デビットカードやクレジットカードを子会社経由で提供している。クレジットカードは、国際ブランドの MasterCard と提携している。法人顧客には、ドイツ銀行、ヒポ・フェラインス銀行 (HypoVereinsbank) 及び HSH ノルトバンク (HSH Nordbank) の口座管理や信用管理のシステムを活用したトランザクション・バンキングなどのバックオフィス・サービスを提供している。

10. インターネットバンキング

ポストバンクのサービスはアプリ、ウェブサイト上から利用できる。アプリでは、ポストバンク以外の銀行口座や決済サービスを統合して一括管理できる機能を 2016

¹⁶³ https://www.db.com/what-we-do/responsibility/reports/sustainability-publications?language_id=1

年 8 月以降提供している。

11. 国際業務概要

送金は単一ユーロ決済圏（Single Euro Payment Area, SEPA）に参加している銀行に対して可能である。2020 年には即時送金（SEPA Instant Credit Transfer）にも対応し、24 時間 365 日相手先口座に数秒で着金することが可能である。Wero アプリでは個人の IBAN(国際銀行口座番号)は必要なく、携帯電話番号やメールアドレスだけで送金できる。欧州決済イニシアティブ(EPI)は PayPal、Apple Pay、Google Pay などのモバイル決済システムに代わる決済システムとして Wero の確立に取り組んでいる。Wero はドイツ、フランス、ベルギーのすべての参加銀行の顧客が利用可能で、ポストバンクに加え、ほとんどの貯蓄銀行や協同組合銀行も含まれる¹⁶⁴。

12. 付随業務概要

保険商品については、提携している保険会社の個人年金および損害保険、生命保険、企業年金向けの商品を、ポストバンクの支店・アドバイザーセンター・訪問販売員・オンラインを通して販売しているが、それほど大きなシェアがある訳ではない。保険商品の仲介は Postbank Direkt GmbH が行う。1998 年にポストバンクとドイツ保険大手のタランクス社はバンカシュアランスを目的に共同で保険子会社 PB Versicherungen を設立し、ポストバンクおよびドイツポストの郵便局で独占的に保険商品の販売を始めた。2007 年 7 月に、タランクス社が BHW Bausparkasse の生命保険子会社と共に PB Versicherungen をポストバンクから完全買収した結果、PB Versicherungen はタランクス社の 1 ブランドになったが、その後も両社の独占的パートナーシップは続いている。

ドイツ銀行は長年チューリヒ保険と提携していたが、2023 年 1 月 1 日以降は、ポストバンクの顧客にもチューリヒ保険の商品が提供されている。

13. 資金運用（ESG 投資関連を含む）

ポストバンクは、住宅金融や不動産金融にも力を入れており、BHW 建築貸付組合 (BHW Bausparkasse) や不動産に強みを有する DSL 銀行(DSL Bank)の買収が功を奏している。不動産取得向けの貸出だけでなく、不動産売買の仲介をはじめ、不動産による資金運用商品の組成と提供を行っている。

ポストバンクの主な資金運用先は、住宅ローン等顧客貸付 (loans to customer) (総資産の 34%) 及び金融資産への投資 (Financial assets) (総資産の 39%) である (2024 年 12 月末)¹⁶⁵。

¹⁶⁴ <https://www.postbank.de/themenwelten/geld-finanzen/bezahlen-mit-wero.html>

¹⁶⁵ Postbank, “Annual Report 2024”

14. 窓口取扱時間

ポストバンク支店の窓口取扱時間は、概ね平日の 9 時頃から 18-19 時頃（13 時から 14 時までは昼休憩の場合もある）と土曜の 9 時から 12-14 時頃である。

15. 他行、地域金融機関等との協業ビジネスの展開（他業種との業務提携を含む）

ドイツ銀行グループは、Google Cloud との提携によるサービスのクラウドへの移行を進めている。内部インフラから財務報告システムを含む SAP S4/HANA プラットフォームを Google Cloud に移行し、インフラの効率化を図っている。クラウドへの移行後、ドイツ銀行は Google Cloud の Vertex AI プラットフォームが提供する高度な AI ツールや、Gemini のような革新的な言語モデルを活用しています。これらのツールは現在、文書処理などの自動化に不可欠な役割を果たし、97%の精度を達成し、時間を40%短縮しています。さらに、銀行は Google Cloud 上で開発されたデジタルアシスタントを導入しました。このバーチャル支援は、銀行の調査、発信、助言部門の効率を高め、スタッフがレポート作成やビジネスデータ分析を行うのを支援している¹⁶⁶。

また、Oracle と提携し、顧客データベースの最新化や新しい金融商品の開発などを進めている。Oracle との提携は、Google Cloud との「パブリッククラウド中心」戦略とは補完関係にある。

16. 財務諸表

ドイツ国内においては Private Bank 部門の収益は 64 億ユーロと全体の約半分のウエイトを占める（図表 8）。

図表 8: セグメント収益の推移

in € m.	2024	2023	2022
Germany:			
Corporate Bank	3,811	4,225	3,166
Investment Bank	641	573	587
Private Bank	6,389	6,567	5,876
Asset Management	1,286	1,211	1,266
Total Germany	12,127	12,576	10,894

（出所） Deutsche Bank, “Annual Report 2024”

【参考】

ポストバンクがドイツ銀行と統合する以前の業績は以下の通りであった。

(i) 営業実績

ポストバンクは、長きに亘りドイツ国内で最大の個人振替口座数を有していたが、

¹⁶⁶ <https://fintechmagazine.com/articles/how-google-cloud-powers-deutsches-cloud-ai-transformation>

2017年9月末時点の口座数は497万口座で、前年比8万口座減（前年比-1.6%）となった。また、個人振替口座につながるオンラインバンキング口座数も前年比-0.2%と減少した。ただし個人振替口座残高は+6.2%と前年に引き続き大幅に増加した。2017年9月末時点の貯蓄口座に関しては、金利低下が影響して口座数（1,228万口座、前年比-1.9%）、残高（前年比-3.4%）とも減少した。一方、証券取引口座は、金利低下による預金口座からのシフトもあり、口座数（60万口座、前年比±0.0%）、残高（前年比+6.7%）共に増加傾向となった。

主な運用資産を2017年12月末の貸借対照表で見ると、顧客向け貸出残高は1,070億ユーロ（前年比+4.9%、うち住宅ローンを含む不動産貸出残高が714億ユーロ）、投資有価証券残高が226億ユーロ（前年比-15.5%）であった¹⁶⁷。ポストバンクは、2004年に買収した子会社であるBHW建築貸付組合（BHW Bausparkasse）ブランドで住宅ローン（building society loans BHW）を提供していたほか、DSL銀行（DSL Bank、2000年に買収）ブランドで貸出（mortgage lending）事業を行っていた。DSL銀行は元々国有の地方銀行で、法人向けの不動産貸出に強みを有していた。ポストバンクは、両社の買収により、アドバイザーが住居を訪問しセールスを行うといった販売チャンネルである「Postbank Finanzberatung」や「DSL Sales」等のノウハウを吸収した。しかし、2017年9月末のBHWによる住宅ローン残高は28億ユーロで前年比-6.7%と減少した。不動産貸出残高（mortgage lending、DSLブランドとPostbankブランド）は699億ユーロで前年比+2.8%であった。

図表 9: ポストバンクの営業実績

			2015	2016	2017.9	前年比
口座数 (単位: 万口座)	個人振替口座	(private checking accounts, Privatgirokonten)	525	505	497	-1.6%
	法人振替口座	(corporate checking accounts, Konten von Unternehmen)	30	30	29	-3.3%
	オンラインバンキング口座	(online banking, Online-Banking)	438	429	428	-0.2%
	貯蓄口座	(saving accounts, Sparkonten)	1,289	1,252	1,228	-1.9%
	うち、オンライン貯蓄口座	(online)	157	149	144	-3.4%
	証券取引口座	(brokerage accounts, Wertpapierdepots)	57	60	60	±0.0%
	うち、オンライン証券口座	(online)	49	53	52	-1.9%
残高 (単位: 億ユーロ)	個人振替口座	(private checking accounts)	360	401	426	+6.2%
	貯蓄口座	(savings volume)	469	437	422	-3.4%
	証券取引口座	(securities accounts)	133	150	160	+6.7%
	不動産貸出	(mortgage lending, Baufinanzierung)*	677	680	699	+2.8%
	中小企業向け貸出	(commercial finance, Gewerbliche Finanzierungen)	85	97	109	+12.4%
	子会社 BHW による住宅ローン	(building society loans BHW, Bauspardarlehen BHW)	32	30	28	-6.7%

*DSL 及び Postbank ブランドの不動産貸出残高

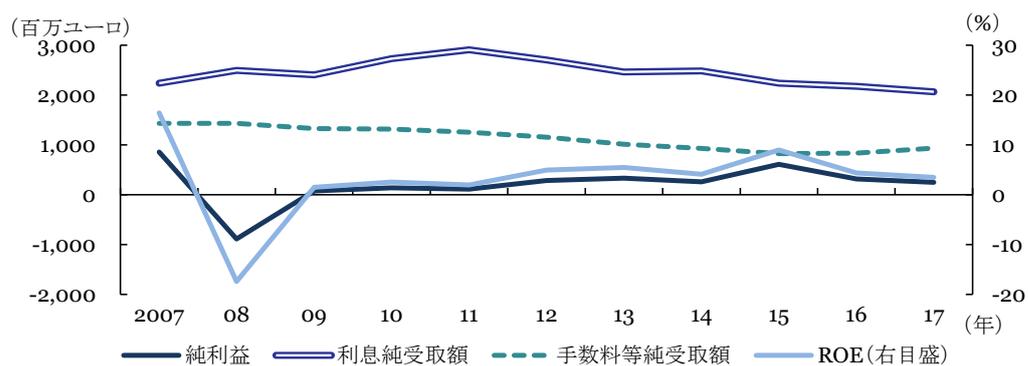
(出所) Postbank, "Postbank in Zahlen"

¹⁶⁷ Postbank, "Annual Report 2017", page.76, 98

(ii) 財務

ポストバンクは、金融危機が発生した 2008 年に大幅な赤字を計上した後、黒字に転化したものの、利益額でも ROE（株主資本純利益率）でも、危機直前（2007 年）の水準に達することはなかった。利益の内訳をみると、利息純受取額が減少傾向にあり、低金利を背景とした貸出利鞘の縮小が背景にあったと考えられる。また、手数料の純受取額の趨勢的な落ち込みも、利益の重石となっていた。

図表 10: ポストバンクの収益推移

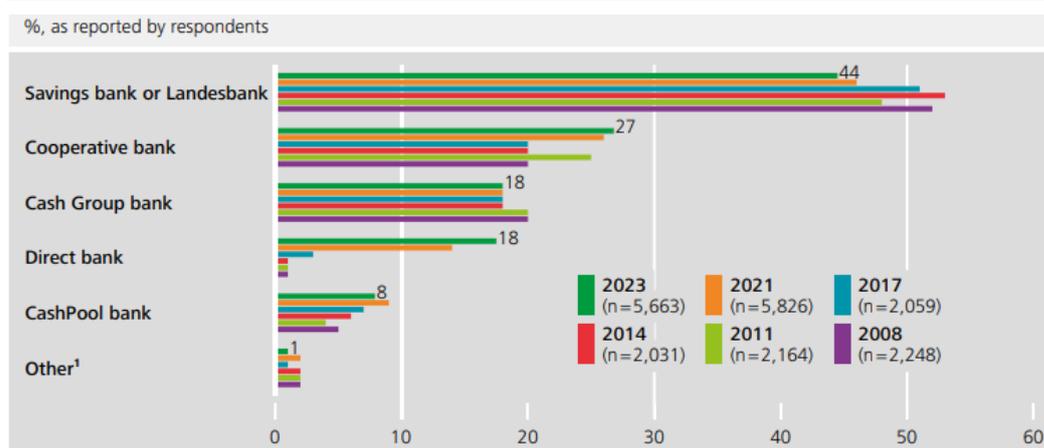


(出所) Postbank, "Annual Report"各年版より作成

第3章 民間リテール金融機関の概要

ドイツにおけるリテール金融機関としては貯蓄銀行、信用協同組合といった業態が挙げられる。貯蓄銀行や信用協同組合は、行数は多いものの各行の規模が小さく、個別には主要なリテール金融機関とは言えないが、貯蓄銀行は公益性原則・地域原則に沿って地域振興のために、信用協同組合は組合員の利益最大化のために、主として個人や零細企業に対して金融サービスを提供してきた。また、ポストバンクは、現在はドイツ銀行の一部だが、その広範な支店網を強みとして、とりわけ個人に対して金融サービスを提供しており、単独ではリテール金融機関と捉えられる。Deutsche Bundesbank の調査¹⁶⁸では、どの銀行の当座預金口座を最も利用するかという問いに対し、調査対象者の 44%が貯蓄銀行・州立銀行、27%が信用協同組合と回答しており、個人と貯蓄銀行・信用協同組合との結びつきの強さが示唆される。一方、大銀行は、大企業取引、国際取引等の多様なサービスを提供する一方で、18%（Cash Group bank）を占め、リテール金融機関としての側面も大きいと言える（図表 11）。

図表 11: 金融機関別当座預金口座



(出所) Deutsche Bundesbank, “Payment behaviour in Germany in 2023”

以上のリテール向けサービスを提供する金融機関の状況を踏まえて、本章ではドイツ国内 672 の協同組合銀行（Volksbanken・Raiffeisenbanken）の中央機関である DZ BANK AG およびグループを取り上げる。

DZ BANK グループ

(1) 総資産、預金残高、融資残高

DZ BANK グループの 2024 年の預金残高は対前年比 2%減の 1,541 億ユーロ、貸付残高は同 2%増の 2,087 億ユーロ、総資産は対前年比 1.8%減の 6,596 億ユーロとなった。

¹⁶⁸ Deutsche Bundesbank, “Payment behaviour in Germany in 2023”

図表 12 : DZ BANK グループの預金残高、融資残高 (百万ユーロ)

ASSETS				
€ million	(Note)	Dec. 31, 2024	Dec. 31, 2023	
Cash and cash equivalents	(14, 48)	81,790	101,830	
Loans and advances to banks	(15, 49)	143,532	128,867	
Loans and advances to customers	(15, 50)	208,688	204,776	
Hedging instruments (positive fair values)	(16, 51)	796	923	
Financial assets held for trading	(17, 52)	30,441	34,961	
Investments	(18, 53)	62,049	47,970	
Investments held by insurance companies	(54, 59)	122,625	115,568	
Property, plant and equipment, investment property, and right-of-use assets	(19, 55, 59)	1,828	1,870	
Income tax assets	(20, 56)	4,899	4,827	
Other assets	(21, 57, 59)	7,077	5,845	
Loss allowances	(22, 58)	-2,843	-2,248	
Non-current assets and disposal groups classified as held for sale	(23, 60)	68	1,790	
Fair value changes of the hedged items in portfolio hedges of interest-rate risk		-1,310	-2,389	
Total assets		659,638	644,589	

EQUITY AND LIABILITIES				
€ million	(Note)	Dec. 31, 2024	Dec. 31, 2023	
Deposits from banks	(24, 61)	187,526	176,594	
Deposits from customers	(24, 62)	154,103	157,627	
Debt certificates issued including bonds	(25, 63)	109,810	103,768	
Hedging instruments (negative fair values)	(16, 64)	659	624	
Financial liabilities held for trading	(17, 65)	42,234	47,675	
Provisions	(26, 66)	2,854	3,235	
Insurance contract liabilities	(11, 67)	111,340	105,151	
Income tax liabilities	(20, 56)	4,844	4,813	
Other liabilities	(21, 68)	9,443	8,872	
Subordinated capital	(27, 69)	4,420	4,261	
Liabilities included in disposal groups classified as held for sale	(23, 60)	-	1,533	
Fair value changes of the hedged items in portfolio hedges of interest-rate risk		-171	-634	
Equity	(70)	32,578	31,069	
Shareholders' equity		30,542	29,106	
Subscribed capital		4,926	4,926	
Capital reserve		5,551	5,551	
Retained earnings		17,673	15,977	
Reserve from other comprehensive income		-902	-642	
Additional equity components		3,293	3,293	
Non-controlling interests		2,036	1,963	
Total equity and liabilities		659,638	644,589	

(出所) DZ BANK Group “2024 Annual Report”

(2) 預金利子、預金条件、口座維持手数料等

DZ BANK グループは個人向け口座を直接提供せず、各地域の協同組合銀行が設定するため、銀行ごとに金利は異なる。BVR（ドイツ信用協同組合連合会）による資産規模の大きな信用組合銀行 3 行の定期預金金利は以下の通りである。2020 年 5 月 18 日以降、個人新規口座の預金 10 万ユーロ超部分に高額預金保管料が導入され、2022 年 4 月 1 日に振替口座・投資用口座では 5 万ユーロ超部分（一時貯蓄口座では 2.5 万ユーロ超）に 0.5%が課されていたが、同年 8 月 15 日以降 0.0%となっている。

図表 13 : 大手信用組合銀行の預金額・預金金利等

銀行名	都市	総資産 _m€	預金_m€	貸出_m€	預金種別	期間	年利 _%	最低預 入額_€
Deutsche Apotheker- und Ärztbank eG (apoBank)	Düsseldorf	51,812	30,270	34,743	定期	6M	0.017	10,000
Frankfurter Volksbank Rhein/Main eG	Frankfurt am Main	19,589	15,493	11,676	定期	6M	0.012	10,000
BBBank eG	Karlsruhe	19,517	17,221	9,648	定期	6M	0.02	5,000

(出所) BVR および各行ウェブサイトより作成

(3) 提供商品（貯蓄商品、リスク性金融商品、保険商品、貸付商品等）の現状

当座預金（Tagesgeld）定期預金（Festgeld）のほか、財形貯蓄（VL-Sparen）や投信積立（Fondssparplan）、証券口座（Wertpapierdepot）、ETF運用（MeinInvest）は標準的に取り扱っているが、上記のような大規模銀行では定期預金の種別・年限や投信・ETFのラインナップが多様化している。

また、保険商品については、住宅・家財・自動車保険、生命・医療保険、損害保険、貸付商品については個人ローン・消費者ローン・住宅ローン・当座貸越を取扱っている。

(4) 子会社、関連会社への出資状況

DZ BANK グループは8つの中核会社と多数の専門子会社からなっている。具体的には、中央機関としてのDZ BANK AG、保険部門の中核であるR+V Versicherung（生命・損害・医療・再保険）、アセットマネジメントの中核であるUnion Investment グループ、融資の中核であるDZ HYP（商業不動産）・TeamBank AG（個人向け easyCredit）・VR Smart Finanz（中小企業向け）・DZ PRIVATBANK（PB・ファンド）・Bausparkasse Schwäbisch Hall（住宅ローン）である。

DZ bank AG の株式保有状況は以下の通りである。

図表 14 : DZ bank AG の子会社株式保有状況

 Schwäbisch Hall	98%
 R+V	92%
 TeamBank	93%
 Union Investment	97%
 DZ HYP	96%
 DZ PRIVATBANK	92%
 VR Smart Finanz	100%

（出所）DZ BANK “Corporate presentation”

(5) ESG の取組

DZ BANK は協同組合金融グループとして、社会への責任と持続的な経営が重要としている。環境（Environmental）領域では、再生可能エネルギー向けプロジェクト融資の重要な貸し手であり、2018年以降「グリーンローン」および「グリーンボンド」の発行や、Schwäbisch Hall・DZ HYP が主導し不動産分野での省エネ・効率化支援を行っている。2025年11月25日、資金用途をドイツ国内のオンショア風力プロジェクトとする4本目のグリーンボンドを発行（3億ユーロ）した。社会（Social）領域では、教育支援や奨学金（Deutschlandstipendium）、市民活動の支援（Active Citizenship Foundation）社員の働きがいを高める施策を行っている。

第4章 最近の金融動向と今後の展望

1. 金融ビジネスにおける DX、フィンテック、キャッシュレスの動向

(1) フィンテックの動向

銀行のデジタル化は、金融機関の FinTech 企業等との連携によっても進んでいる。こうした動きはオープン・バンキングと呼ばれる。

オープン・バンキングの追い風となっているのが、EU の 2 つの規制である¹⁶⁹。1 つ目は、第 2 次決済サービス指令（Payment Service Directive 2, PSD2, Directive 2015/2366/EU）である。PSD2 により「オープン API」が進むことで、非金融機関は、金融機関の決済システムや口座情報等を利用することが可能になる¹⁷⁰。2 つ目は、一般データ保護規則（General Data Protection Regulation, GDPR, Regulation 2016/679）である。GDPR により、金融を含む個人データの移管・消去が、そのデータが所属する本人の意思に基づいて行われることになる。これらの EU 指令・規則により、金融機関は従前のように顧客の個人データを囲い込むことが困難となり、FinTech 企業等の非金融機関が様々な金融サービスを提供出来るようになってきている。

ドイツでは、オープン API の進展により FinTech 企業のサービス拡大が促進されているが、金融機関に顧客や製品のデータを第三者機関に提供することを求める法律や規制までは導入されていない¹⁷¹。

ドイツにおける FinTech 企業の監督は連邦金融監督庁（BaFin）である。預金受入、貸付、投資仲介、クラウドファンディング、ポートフォリオ管理、保険商品の販売などの活動を行う場合は、BaFin からライセンスを取得することが求められる。2020 年の初めには、暗号資産管理事業がライセンス対象に加わった。

ドイツの FinTech 市場は決済、投資、リテールバンキング、保険など多くのセグメントで資金提供をしている。組み込み型金融やグリーンファイナンス、デジタルユーロの導入可能性などが直近の注目点であり、FinTech は AI とブロックチェーン技術の活用を促しデジタル化の主要な推進力となっている。2024 年は銀行部門に最も多くの投資が行われた（図表 15）。

ドイツ FinTech のユニコーン企業には、N26（Banking、2013 年創設）、SumUp（Payment and Remittance、2011 年創設）、Trade Republic（Capital Markets、2015 年創設）、Mambu（Banking Software and API、2011 年創設）、wefox（Insurance、2015 年創設）等がある。

こうした中、大手銀行においてもオープン・バンキングの取り組みが活発化している。M&A 関連の動きはあまり見られず、FinTech 企業のインキュベーションや FinTech 企業との共同開発、オープン・バンキングを活用したイノベーション強化などが指向されている。

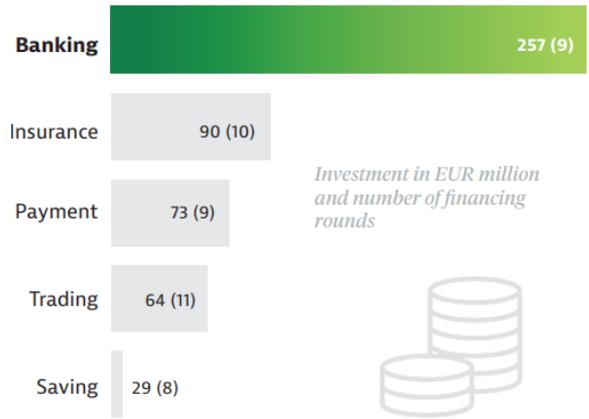
¹⁶⁹ PSD2 及び GDPR に関する記述は、特に断りの無い限り、神山・富永（2017）に基づく。

¹⁷⁰ API は、オペレーティング・システムやアプリケーションの機能を利用するための接続仕様であり、API を介することで、企業間の情報共有等の連携が容易となる。オープン API とは、API の仕様を公開することであり、それにより第三者企業が金融機関の決済口座等にアクセスし、新たな金融サービスを提供することが可能となる。

¹⁷¹ “First-step analysis: fintech regulation in Germany”, July 28 2023, <https://www.lexology.com/library/detail.aspx?g=d6203c94-3a00-49a9-9273-0aeab22af711>

図表 15：FinTech へのベンチャーキャピタル投資額

Venture Capital Investments in FinTech 2024



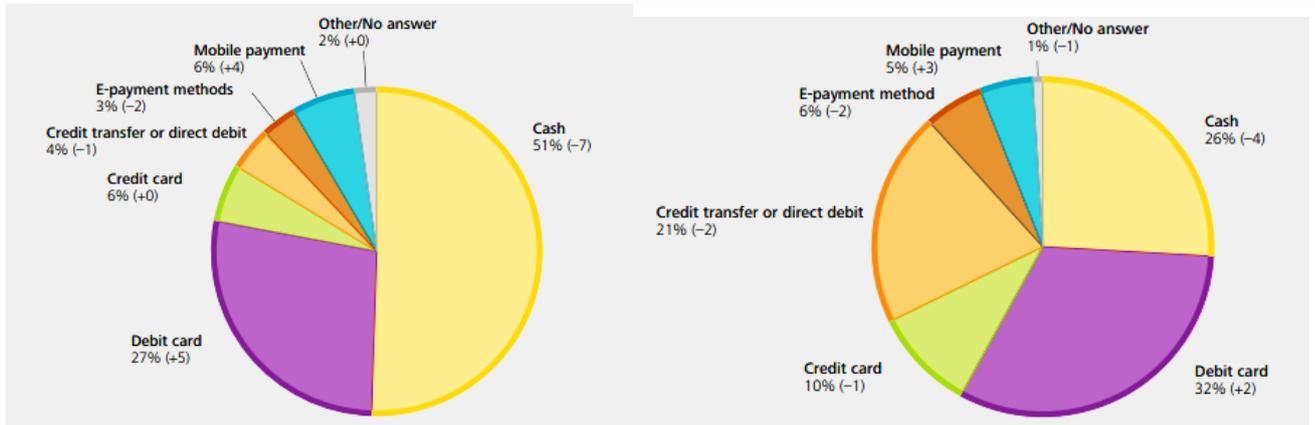
Source: EY Startup Barometer Germany 2025

(出所) GTAI “FinTech in Germany 2025/2026”

(2) キャッシュレス化の状況

Deutsche Bundesbank が実施している調査からドイツのリテール決済手段をみると、**件数ベース**金額ベースともに現金決済比率は低下傾向となり、決済の非現金化が進んでいる¹⁷²。現金に代わって、**デビットカード**と**モバイル決済**が増えている (図表 16)。

図表 16: 手段別にみたドイツの決済状況 (左: 件数 右: 金額)



(出所) Deutsche Bundesbank, “Payment behaviour in Germany in 2023” p.37

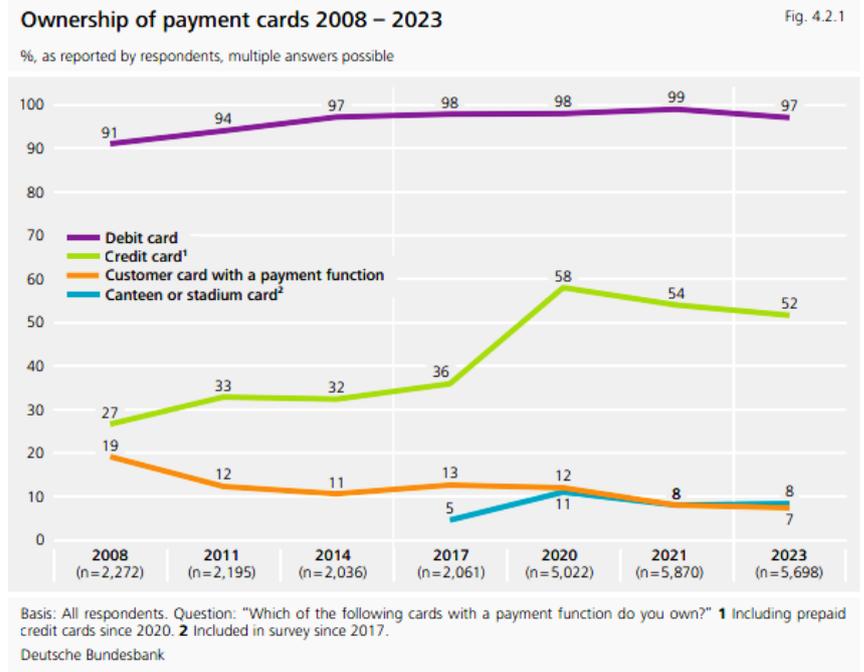
カード決済では、**2023** 年にデビットカード決済の比率は **32.1%** (2017 年:34.9%)、クレジットカード決済の比率は **9.7%** (同 4.6%) となった。カード決済のうち非接触型カードを用いた決済は、デビットカードで **21.1%** (同 0.9%) で、クレジットカード

¹⁷² Deutsche Bundesbank, “Payment behaviour in Germany in 2023”
<https://www.bundesbank.de/resource/blob/934896/baf033fe09b99943024c42f61f620d9c/472B63F073F071307366337C94F8C870/zahlungsverhalten-in-deutschland-2023-data.pdf>

ドで 5.8% (同 0.2%) と、非接触型カードが急伸している。

カードの保有状況を見ると、デビットカードが 100%に近い保有率である一方でクレジットカードは半数程度にとどまっている (図表 17)。

図表 17：カードの保有状況



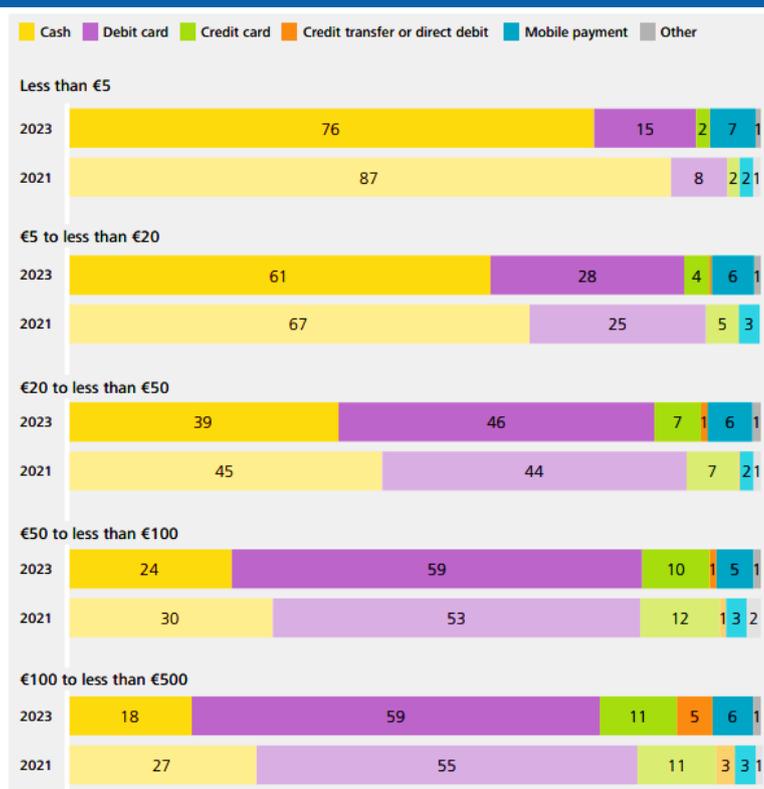
(出所) Deutsche Bundesbank, "Payment behaviour in Germany in 2023" p.37

このようにデビットカードがクレジットカードよりも好まれる理由として、ドイツ国民がクレジットカードに対して、決済から銀行引き落としまでに時間がかかり支出の透明化が図れないと認識していること、親しみが薄いと感じていること、利用可能な場所が限定的と捉えていること等が挙げられている¹⁷³。また、多くの場合、銀行発行のキャッシュカードにデビットカードの機能が備わっていることも、デビットカードの普及に影響していると考えられる。

金額別の決済手段をみると、少額店頭決済ではほとんどの場合に現金が使用されており、根強い現金志向の実態がうかがえる (図表 18)。

¹⁷³ Deutsche Bundesbank, "Payment behaviour in Germany in 2017", p.33

図表 18: 店頭決済における決済金額別の各決済手段の利用割合 (2021・2023年)



(出所) Deutsche Bundesbank, “Payment behaviour in Germany in 2023” p.42

ドイツ銀行の調査によれば、Covid-19の感染拡大以降、ドイツでは小売店が感染予防のために利用者にキャッシュレス・非接触型決済の利用を求めており、少額の現金払いが非接触型決済に置き換わりつつある¹⁷⁴。2020年4月15日、GirocardでPINコード入力が必要としない非接触型決済の上限額が25ユーロから50ユーロに引き上げられた¹⁷⁵。また、VISA、Mastercard、American Expressのカードでも同様に上限50ユーロである。非接触型決済は、現金やPINコード入力が必要とするカード決済よりも迅速に会計を済ませることができるため、簡便さの点でも利点がある。

(3) モバイル決済の動向

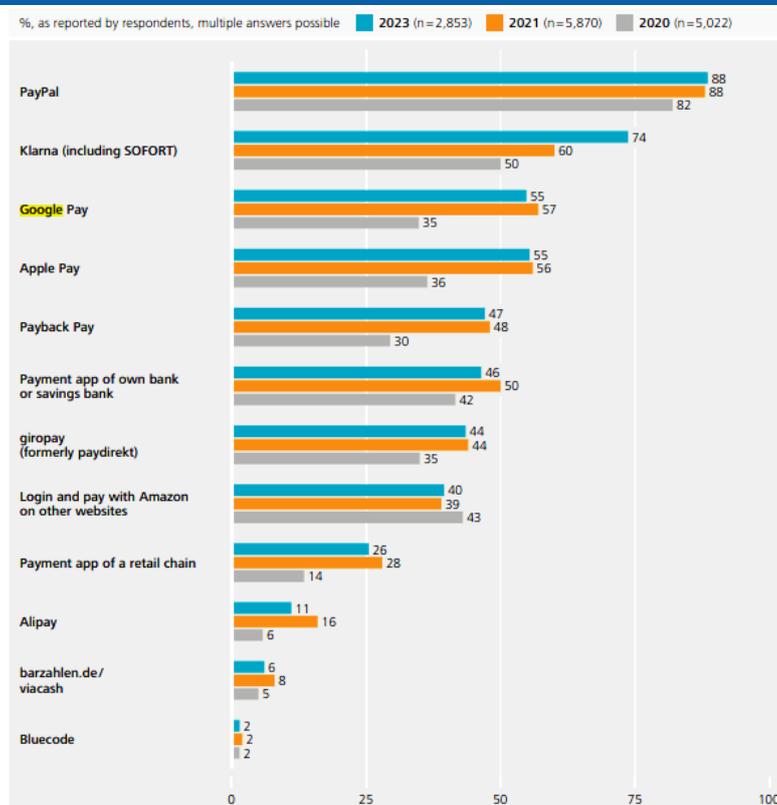
上述の通り、ドイツの非現金決済手段はデビットカードやクレジットカードが中心であるが、オンライン決済も浸透しつつある。モバイル決済の認知度では、オンライン購入向けに設計されたPayPal(88%)とKlarna(74%)が最も高く、Apple PayとGoogle Payはそれぞれ55%が認識している。次いで、銀行・貯蓄銀行の決済アプリ(46%)、Payback Pay(47%)、小売チェーンの決済アプリ(26%)となっている

¹⁷⁴ Deutsche Bank, “Paying in times of crisis: Coronavirus, cards and cash”, May 26, 2020, https://www.dbresearch.com/PR OD/RPS_EN-PROD/PROD000000000508511/Paying_in_times_of_crisis%3A_Coronavirus%2C_cards_and_.pdf?undefined&reload=9I2AC1YuxHFv/PIz1ttK9z8ueEPcMtbEGS4kbErRQDDYaYAlrMgQOMDsImvBpiEVBwAMkih48C3RDfjEM4uPzQ==

¹⁷⁵ Deutsche Kreditwirtschaft, “Einführung des erhöhten Limits für kontaktlose Zahlungen im girocard-System und bei Kreditkarten startet ab heute” <https://die-dk.de/themen/pressemitteilungen/einfuehrung-des-erhohten-limits-fur-kontaktlose-zahlungen-im-girocard-system-und-bei-kreditkarten-startet-ab-heute/>

(図表 19)。

図表 19: モバイル決済の認知度 (2023 年)



(出所) Deutsche Bundesbank, “Payment behaviour in Germany in 2023” p25

(4) リテール決済に関する法規制の状況

リテール金融機関にとって重要なのが、前述した「オープン・バンキング」という新たな潮流であり、その追い風となっているのが EU の 2 つの規制である¹⁷⁶。

1 つ目は、第 2 次決済サービス指令 (PSD2) である¹⁷⁷。PSD2 は、FinTech 等の新たな決済サービスの担い手が台頭してきたことを受け、金融機関等の決済サービス提供者に係る規制であった決済サービス指令 (2007 年) の後継として策定された。PSD2 により、金融機関は、「決済開始サービスプロバイダ (Payment Initiation Service Provider, PISP)」や「口座情報サービスプロバイダ (Account Information Service Provider, AISP)」に対し、標準化された「API (Application Programming Interface)」へのアクセスを提供することが求められる。PISP とは、オンラインショップと銀行口座を接続し、口座振替によりインターネット上で決済を発動するサービス等の提供者であり、AISP とは、複数の口座情報を一覧化出来るサービス等の提

¹⁷⁶ PSD2 及び GDPR に関する記述は、神山・富永 (2017) に基づく。

¹⁷⁷ Directive (EU) 2015/2366 of the European Parliament and of the Council of 25 November 2015 on payment services in the internal market, amending Directives 2002/65/EC, 2009/110/EC and 2013/36/EU and Regulation (EU) No 1093/2010, and repealing Directive 2007/64/EC

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A32015L2366>

EU 指令である PSD2 をドイツの国内法化するために制定されたのが、2018 年 1 月 13 日に発効した決済サービスに関する監督法 (Gesetz über die Beaufsichtigung von Zahlungsdiensten, ZAG) である。

https://www.gesetze-im-internet.de/zag_2018/BJNR244610017.html

供者である。API は、オペレーティング・システムやアプリケーションの機能を利用するための接続仕様であり、API を介することで、企業間の情報共有等の連携が容易となる。API の仕様を公開することで（オープン API）、PISP や AISP が金融機関の決済口座等にアクセスし、金融サービスを提供することが可能となる。

第 2 は、一般データ保護規則（General Data Protection Regulation, GDPR）である¹⁷⁸。GDPR は、EU における個人情報の保護を幅広く規定する規則であり、データ保護指令（1995 年）が改正されると共に、EU 規則へと格上げされた。GDPR により、個人情報保護の強化が図られるが、金融機関にとって特に重要となるのが、情報移管の権利である。即ち、個人は、企業等に提供した自身の情報に関し、機械で読み取ることが可能な一般的に利用されるフォーマットで受領し、また、他企業等へ当該情報を移管する権利が認められる。金融機関にとっては、顧客が望めば、これまで自行内に囲い込んできた顧客の個人情報を、FinTech 企業等の第 3 者に移管しなければならなくなったのである。

以上の 2 つの EU 指令・規則により、金融機関と FinTech 企業等が顧客情報を共有し、従来よりも容易に連携が可能となった。ドイツでは後述する N26、Solarisbank、Fidor のように FinTech 企業が銀行業界に参入する事例が増えている。

PSD2 は、「強力な顧客認証（SCA）」の実行義務を導入している。これは、以下 3 つの認証要素、顧客の①記憶（PIN、パスワード等）、②所有物（携帯電話、カード等）、③属性（指紋等）のうち 2 つの認証要素を使用する顧客確認方法である¹⁷⁹。

(5) 顧客データを活用したビジネス動向

Fidor は、顧客同士が自由に意思疎通を行うためのオンライン・コミュニティを設置しており、顧客はこのコミュニティにおいて、サービスの利用方法等に関して相互に質問・助言したり、サービスを評価したり、新商品を提案したりする。Fidor はこうした仕組みから 2 つの恩恵を受ける。第 1 に、投資額の抑制である。基本的な金融サービス以外は、連携先の FinTech 企業が提供するため、同行の IT コストは顧客一人当たり 15 ドルと、他行の 10 分の 1 以下の水準になっているという。第 2 に、低コストでのデータ収集・活用である。オンライン・コミュニティは、コールセンターの設置コストの削減に寄与するだけでなく、行動履歴が顧客の金融取引の情報と共に AI で分析され、対顧客マーケティングや迅速なサービス提供に活用される¹⁸⁰。

オープンバンキング・サービスを提供するフィンテックに Rasin がある¹⁸¹。2012 年の創設で“Banking-as-a-Service solutions”をコンセプトに、預金者が複数の金融機関の口座から最も有利な金利の口座を選べるプラットフォームを提供している。2021 年 6 月に B2B 預金プラットフォームを提供する Deoisit Solutionto との統合を果たし、欧州有数の大手オープンバンキング・フィンテック企業となった。Aviva、Credit Agricole Consumer Finance、Deutsche Bank 等、250 を上回る金融機関と協働してい

¹⁷⁸ Regulation (EU) 2016/679 of the European Parliament and of the Council of 27 April 2016 on the protection of natural persons with regard to the processing of personal data and on the free movement of such data, and repealing Directive 95/46/EC

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/en/ALL/?uri=CELEX:32016R0679>

PSD2 と異なり、EU 規則である GDPR はドイツの国内法化が必要とならない。

¹⁷⁹ <https://www.bundesbank.de/en/tasks/payment-systems/psd2/psd2-775954>

¹⁸⁰ 中野悠理（2017）「FinTech 時代における金融機関の戦略」

¹⁸¹ <https://www.raisin.com/en/about-raisin/>

る。

(6) リテール金融機関の顧客接点における DX

ドイツ銀行では支店の閉鎖が進められている。ポストバンクブランドの支店の閉鎖については、2017年にドイツポストと締結した契約により年間最大50店に制限されていたが、2021年10月に、その条件の緩和が合意され2023年末までに200店を閉鎖して550店に縮小すると報道された¹⁸²。閉鎖が検討されているポストバンク支店は来店客が少なく住宅ローンや割賦ローンなど利益率の高い商品の販売が見込めない不採算支店であり¹⁸³、さらに250店を閉鎖する予定である（第2章）。

ドイツでは、ポストバンクや貯蓄銀行協会等の伝統的なりテール金融機関が、デジタル化の推進を戦略として掲げてきた。ここでのデジタル化とは、スマートフォンやタブレットの普及に伴うデジタル端末を使ったウェブサイト閲覧に始まり、顧客或いは会員専用サイトにおける残高・取引状況の閲覧、金融機関担当者とのコミュニケーション、金融商品取引等を含む、オンライン・サービスのことである。デジタル化を推進する中で、各機関はオンライン・サービスの強化を謳い、例えば、ポストバンクではビデオチャット等を利用したアドバイザー機能の強化を、貯蓄銀行金融は専用アプリを使った個人間の送金を可能とする方針を打ち出している。

リテール金融機関においては、オンライン・サービスを強化することが合理化を通じた競争力強化に繋がるとの見方が一般的になっている。

(7) インターネット専門銀行

ドイツには、支店を持たず、電話、ファクシミリ、手紙、インターネット等を通じて銀行業務を行う Direktbank という形態が1990年代に誕生している。こうした銀行がインターネット専門銀行の原点となっている。

ドイツで最大のインターネット専門銀行は、ING-DiBa である。オランダの ING グループが100%株主となった ING-DiBa は、金利変動型の一時貯蓄口座（Tagesgeldkonto）が人気商品となり、金融危機下でも急成長を続けたリテール銀行である。国内顧客数は1,000万以上としている¹⁸⁴。

Fidor は、2007年にドイツで創業し、2009年に BaFin から銀行免許を取得した銀行であり、支店を持たず、オンラインで金融サービスを提供する。同行が自ら開発・提供するの、預金口座や決済機能、融資等の基本的な金融サービスのみであり、それ以外のサービスに関しては、FinTech 企業との連携により提供される。同行は独自の API を整備し、顧客が同行を通じて多くの FinTech 企業のサービスを利用できる体制を構築し、顧客の多様な金融ニーズに対応している。例として投資商品は eToro 社、一時貯蓄口座は Renault Bank direk 社、株式取引では Smartbroker 社などのサービス

¹⁸² “Deutsche Bank will 2021 rund 50 Postbank-Filialen schließen”, <https://www.handelsblatt.com/finanzen/banken-versicherungen/banken/privatkundengeschaeft-deutsche-bank-will-2021-rund-50-postbank-filialen-schliessen/26592722.htm>

“Deutsche Bank Accelerates closing of Postbank Branches”, <https://www.reuters.com/article/deutsche-bank-postbank-idUSKBN2HG1JT>

¹⁸³ “Deutsche Bank strebt schnellere Schließung unrentabler Postbank-Filialen an”, 04/05/2021, <https://finanzbusiness.de/nachrichten/banken/article12949716.ece>

¹⁸⁴ ING <https://www.ing.de/ueber-uns/unternehmen/>

と提携している。また、決済開始サービスプロバイダや電子マネー機関向けに API サービスを提供している。なお、同行は 2016 年にフランスの BPCE グループに買収されたのち、2020 年に個人顧客事業はアメリカの投資企業に、システム部門はフランスの Sopra Steria Group に売却された。

N26¹⁸⁵は 2013 年にベルリンで創業し、2016 年に ECB から銀行免許を取得したオンライン専門銀行であり、2018 年末の顧客数 200 万人から、2020 年度には 700 万人を超えるなど、急速に成長している。市場からの評価も高く、2019 年から 2020 年にかけて 5 億 7,000 万ドルの資金調達に成功し、累計 8 億ドルに到達した。これはドイツ国内でワイヤーカード社に次ぐ規模の調達額であり¹⁸⁶、ワイヤーカード社が破綻（2020 年 6 月）した現在では、欧州で最も注目されている FinTech 系企業の 1 つである。ドイツ以外に、欧州、ブラジルなど 25 か国に展開している。個人向け口座は 4 種類で、スタンダード口座は月額利用料が無料でありながら、デビットカード年会費や現金引出手数料が月 2 回まで無料であることが特徴である。

Solarisbank は、2016 年に創業し、同年に銀行免許を BaFin から取得した FinTech 企業である。同社のビジネスモデルは Banking as a Service (BaaS) と呼ばれ、同社と API 接続をすることでデジタル企業や金融サービス事業者に対して送金や決済、デビットカードなどの個別の銀行機能を提供するサービスで台頭してきている。2026 年 2 月末時点で累計 5 億 3,000 万ユーロ以上を調達している。同社に対しては日本の SBI ホールディングスも 2017 年に出資をしており¹⁸⁷、ABN-AMRO、BBVA 等 12 企業から資金調達している¹⁸⁸。

(8) デジタル通貨導入に向けた動き

2021 年 7 月 14 日、ECB 理事会は中銀デジタル通貨（CBDC）デジタルユーロの導入に向けた本格的な調査プロジェクトを開始することを決定した¹⁸⁹。2021 年 10 月から約 2 年間（～2023 年 10 月）にわたって設計や発行方法の検証、市場に与える影響の評価などを行った。

2023 年 6 月には欧州委員会が CBDC 発行枠組みに関する規定案を発表した。ECB は将来的に、法定通貨としてユーロ紙幣・貨幣の補完を目的に、CBDC を発行することができることとされ、欧州議会及び欧州理事会において同規定案が採択された場合には、ECB が発行の可否や時期を最終的に決定するとした¹⁹⁰。

ECB は 2023 年 10 月 18 日、2021 年 10 月から始まった「調査フェーズ」を完了させ、11 月 1 日から「準備フェーズ」を開始することを公表した。「準備フェーズ」においては、「調査フェーズ」の調査結果に基づきデジタルユーロ開発に向けたさらなる準備に重点が置かれている。具体的には、デジタルユーロスキームのルールブック策定、デジタルユーロのプラットフォーム・インフラ開発事業者の選定、ユーロシステム要件とさまざまなユーザーのニーズが満たせるかを確認するための実証実験等が

¹⁸⁵ N26 <https://n26.com/en-eu>

¹⁸⁶ FinTech Global, “Large FinTech deals drive investment in Germany to a record high in the first six months of the year” <https://fintech.global/large-fintech-deals-drive-investment-in-germany-to-a-record-high-in-the-first-six-months-of-the-year/>

¹⁸⁷ https://www.sbigroup.co.jp/news/2017/0315_10615.html

¹⁸⁸ <https://www.solarisgroup.com/en/about/>

¹⁸⁹ https://www.ecb.europa.eu/paym/digital_euro/html/index.en.html

¹⁹⁰ 欧州委員会プレスリリース 2023 年 6 月 28 日付け、
https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_23_3501

含まれる。

2024年6月7日、ECBのラガルド総裁はデジタルユーロ導入に賛成の意を示し、ECBが「未来にふさわしい」銀行となるための重要なステップであると評価した。2027年の任期終了までにデジタルユーロが導入される可能性を示唆すると同時に、そのためには予想以上のスピードが必要であるとコメントした。また、ドイツ連邦銀行のナゲル総裁は、デジタルユーロの導入時期として2028年—2029年を想定しているとした。

準備フェーズを完了させ、2025年10月にECBは次フェーズへの移行を決定した。EU議会は2026年2月10日にデジタルユーロ関連修正案を可決し、年内にEU議会・理事会が採択すれば、2027年に試験運用が開始され、2029年にデジタルユーロ発行が可能となる。

2026年2月18日の報道¹⁹¹によると、デジタルユーロに関するハイレベルタスクフォースの議長でありECB執行委員会のメンバーであるPiero Cipollone氏が、「2029年にデジタルユーロが成立する可能性はEU立法機関が2026年中にデジタルユーロ設立に関する法律を採択するという前提に基づいている」と発言した。

(9) IT人材の育成・活用状況

ドイツは、2011年に産業政策「インダストリー4.0 (Industrie 4.0)」を発表した。同政策は、前年の2010年に策定した科学技術イノベーション計画「ハイテク戦略2020」のプロジェクトのひとつであり、IT技術による産業革命（第4次産業革命）を目指すものである。同政策の下で、連邦労働・社会省（BMAS : Bundesministerium für Arbeit und Soziales）は、2016年11月に白書「労働4.0 (Weißbuch Arbeiten 4.0)」を発表し、デジタル化への適応に向けた労働分野の政策提案を提示した¹⁹²。さらに、同年には、連邦教育研究省（BMBF : Bundesministerium für Bildung und Forschung）と連邦職業教育研究所（BIBB : Bundesinstitut für Berufsbildung）が主導して職業および職業教育・訓練のデジタル化に関するイニシアティブを立ち上げ、将来的なスキル需要の見通しや代替される可能性のある職業の特定等に着手した。それを受けて、公的職業訓練制度における職業のスクリーニングや訓練規則の更新が進められてきた。

公的職業訓練制度におけるIT人材の育成についてみると、若者を対象とする「初期職業訓練」では、2021年8月に「標準職業プロフィール項目（初期職業訓練の共通項目）に「デジタル化した労働環境」を追加し、訓練内容の拡充が図られている。また、公認のIT専門職訓練では、2020年8月に従来の「システム統合」と「ソフトウェア開発」の2分野に、「ITセキュリティー（デジタルネットワーキング）」と「データサイエンス（データプロセス分析）」の2分野が追加され4分野となっている。

IT専門職の職業訓練については、初期職業訓練においても、初期職業訓練終了者や社会人を対象とする継続職業訓練後においても、「欧州資格枠組み（EQF）」に対応する「ドイツ資格枠組み（DQR : Deutscher Qualifikationsrahmen）」の職業資格制度とそれぞれの資格に対応する職業訓練が定められている。

¹⁹¹ <https://www.eunews.it/en/2026/02/18/ecb-digital-euro-from-2029-provided-eu-institutions-agree-in-2026/>

¹⁹² 労働政策研究・研修機構（2022）「欧米諸国におけるデジタル技術の進展を踏まえた公的職業訓練に関する調査-アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス」『JILPT資料シリーズ』No259、2022年8月
<https://www.jil.go.jp/institute/siryu/2022/documents/0259.pdf>

このほか、2020年3月に「専門人材移民法（Fachkräfteeinwanderungsgesetz）」の施行により、EU域外出身者の高度なIT分野の実務経験保有者について就労要件を緩和し、国外からの即戦力の導入を積極化している。

(10) 生成AIの活用状況

ドイツでは2018年11月に「AI国家戦略（Strategie Künstliche Intelligenz der Bundesregierung）」¹⁹³を発表。同戦略は、DXの進行に対応する国際競争力強化に向けたAI振興策とAIの普及に伴う経済・社会的リスクへの対処について、政策を取りまとめている。AIの実用化と普及に向け、技術開発への資金助成や技術開発ネットワークの構築、スタートアップへの支援、中小企業のAI導入への支援プログラム等が盛り込まれている。AIによる経済・社会的リスクへの対処としては、個人データの保護のルール作り（情報自己決定権の原則の確立、AIが下す判断・決定・助言における透明性・公平性・非差別性の確保等）や、労働者の利益の保護（AIの監視機関の設置等）・継続的な職業訓練（AIリテラシーの向上を含む）への支援等を進めるとしている。2020年12月には、同戦略の改訂を閣議決定し、2025年までの連邦政府による投資計画を当初の30億ユーロから50億ユーロに拡大している¹⁹⁴。

2025年には「Hightech-Agenda Deutschland」が発表され、2026年に大規模な「KI-Robotikbooster」が始動する。具体的には、多目的ロボットのリーディングプロジェクト「Embodied AI（具現化AI）」のショーケース開発や科学・産業向けの研究インフラ拡充、自動車・化学・医療・農業など主要分野での共通プロジェクト開始、Generative AI / AI agentsの中小企業向け適応ガイドの開発などである¹⁹⁵。

2. 郵便局金融を含めた金融包摂

(1) 格差に関する社会情勢・国民意識とそれらを背景とした格差是正政策

金融包摂に対する追い風として、マイクロファイナンスが挙げられる。EUでは、マイクロファイナンスが活発であり、その経済的な利点（企業設立による雇用増）と社会的な利点（金融から排除されがちな移民や若者等の包摂）の両面で注目を集めている。2007年に欧州委員会が「成長と雇用の支援におけるマイクロクレジット発展のための欧州イニシアティブ」（A European Initiative for the development of micro-credit in support of growth and employment¹⁹⁶）を発表したことも、マイクロクレジット発展を後押ししている。

ドイツにおいても同様に、マイクロクレジットは活発である。ドイツでは銀行免許をもたない組織が貸出を行うことは認められていない。そのため基本的には、借入者に対して支援を行う組織と銀行が連携してマイクロクレジットの供与を行っている¹⁹⁷。

¹⁹³ Strategie Künstliche Intelligenz der Bundesregierung
https://www.bundesfinanzministerium.de/Content/DE/Downloads/Digitalisierung/2018-11-15-Strategie-zur-Kuenstlichen-Intelligenz.pdf?__blob=publicationFile&v=2

¹⁹⁴ BMBF Pressemitteilungen 2020/12/02, <https://www.bmbf.de/bmbf/shareddocs/pressemitteilungen/de/kabinettschliesst-fortschre--strategie-der-bundesregierung.htm>

¹⁹⁵ https://www.bmfr.bund.de/DE/Technologie/HightechAgenda/DossierHightechAgenda/Dossier_HightechAgenda/_documents/1_k%C3%BCnstliche_intelligenz.html

¹⁹⁶ <https://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=COM:2007:0708:FIN:EN:PDF>

¹⁹⁷ 農林中金総合研究所、「EUにおけるマイクロクレジットの動向」、農林金融 2015年12月号、

また、2004年にベルリンで設立された DMI (Deutsches Mikrofinanz Institut e. V.) という登録社団が、マイクロファイナンス機関の認証を行っている。DMI はマイクロファイナンス機関に対して、認証を付与するのみならず各種トレーニングプログラムを提供する等している¹⁹⁸。さらに政府からの支援としては、連邦経済技術省が欧州復興計画 (European Recovery Program) と欧州社会基金 (European Social Fund) から資金を得て発足させた、Mikromezzaninfonds Deutschland (Micro mezzanine fund Germany) などの取り組みがある¹⁹⁹。

(2) 金融包摂政策における国、自治体、郵便局、金融機関の関わり

ドイツにおける金融包摂の水準は高い。ドイツでは、資金決済やデビットカード・クレジットカードの利用等において、振替口座の保有が前提となるが、Deutsche Bundesbank の 2023 年の調査では、18 歳以上の振替口座へのアクセス率は 99%、自己名義の振替口座の保有率は 97%であった²⁰⁰。高い口座保有率の一つの背景として挙げられるのは、純然たる利潤追求よりも公益性等を重視する貯蓄銀行や信用協同組合の存在であろう。どの銀行の振替口座を所有しているかという問いに対し、44%が貯蓄銀行 (含む州立銀行)、27%が信用協同組合と回答している。口座へのアクセス方法では、オンラインバンキングの利用率が 81%であり、そのうち 68%が銀行ウェブサイト経由、57%が銀行アプリ経由、4%がサードパーティ製アプリを通じてアクセスしている²⁰¹。ドイツでは基本的な金融サービスへのアクセスにおいて、銀行のオンラインバンキングは一定程度普及していると評価されるだろう。

世界銀行の統計によると、10 万人当たりの銀行支店数²⁰²は 6.6 店 (2023 年時点) であり、EU の平均 (16.7 店) や高所得国の平均 (16.0 店) を下回っている。しかしながら、10 万人当たりの ATM 数は 73 台 (2023 年時点) であり、EU の平均 (61 台) や高所得国の平均 (63 台)²⁰³を上回っている。ドイツでは、現金に対するアクセスは確保されているといえる。

もっとも現実には、調査対象に含まれなかった等の理由から、銀行口座を持たない人はドイツでも存在しており、政策対応が進められてきた。最近では、2016 年に「決済口座法 (Zahlungskontengesetz, ZKG)」が施行された²⁰⁴。ZKG には、銀行手数料の透明性を高めたり、銀行間の競争を促進したりする目的と共に、これまでなら口座保有が困難だった人の口座開設を銀行に求めたりするという金融包摂的な目的が

<https://www.nochuri.co.jp/report/pdf/n1512re1.pdf>

¹⁹⁸ <http://www.mikrofinanz.net>

¹⁹⁹ <https://www.mikromezzaninfonds-deutschland.de>

²⁰⁰ Deutsche Bundesbank, “Payment behaviour in Germany in 2021”, <https://www.bundesbank.de/resource/blob/894118/6c67bcce826d5ab16a837bbea31a1aa9/mL/zahlungsverhalten-in-deutschland-2021-data.pdf>

²⁰¹ “Payment behaviour in Germany in 2023” <https://www.bundesbank.de/resource/blob/934896/baf033fe09b99943024c42f61f620d9c/472B63F073F071307366337C94F8C870/zahlungsverhalten-in-deutschland-2023-data.pdf>

²⁰² World Bank, “Commercial bank branches (per 100,000 adults)” <https://data.worldbank.org/indicator/FB.CBK.BRCH.P5>

²⁰³ World Bank, “Automated teller machines (ATMs) (per 100,000 adults)” <https://data.worldbank.org/indicator/FB.ATM.TOTL.P5>

²⁰⁴ 元々、こうした対応は EU レベルで取り組みが進められ、2014年に EU では「決済口座手数料の比較可能性、決済口座の変更、基本的機能を有する決済口座の利用に関する指令 (Directive 2014/92/EU)」が制定された。ZKG は、この EU 指令を国内法化するために制定されたものである。

ある²⁰⁵。例えば、難民申請者のようにドイツ定住が認められていない人が銀行口座を開設するのは困難だったが、ZKG 施行後、銀行は彼らに対して「基本決済口座 (basic payment account, Zahlungskonten mit grundlegenden Funktionen)」を提供する義務を課せられた。基本決済口座は、従来の振替口座と機能が類似しているが、欧州域内の居住者であれば恒久的な居住地が無くても開設でき、銀行が自らの裁量で口座開設を拒否したり、口座を停止したりすることが認められていない点などが振替口座と異なっている²⁰⁶。また、基本決済口座では当座貸越の提供は必須ではない。

基本決済口座は出入金、口座引き落とし、送金、カード決済のサービス提供が義務付けられている。また、基本決済口座は申請に応じて、差押保護口座 (Pfändungsschutzkonto, P-Konto²⁰⁷) と呼ばれる、債権者による差押の効力から保護される口座としても機能することができるため、日常生活に必要な最低限の決済が保障されている。

ドイツ貯蓄銀行協会 (Deutscher Sparkassen- und Giroverband e.V., DSGV) は 1958 年に消費者に対して金融アドバイスをを行う機関 (Beratungsdienst) である Geld und Haushalt を設立した。Geld und Haushalt は DSGV の社会的な取り組みとして国民の金融リテラシー向上を目標に掲げ、貯蓄計画や保険、ローンなど幅広いテーマの講義や教材を無料で提供している²⁰⁸。Geld und Haushalt の作成した予算計画ハンドブックはアラビア語など多言語で提供されている。

なお、ドイツでは郵便事業会社であるドイツポストに金融ユニバーサルサービスの提供義務は課されていない。

ドイツポストの郵便局では POSTIDENT と呼ばれる本人確認サービスを提供している²⁰⁹。POSTIDENT はドイツのマネーロンダリング法 (Geldwäschegesetz, GwG) の要求に沿った本人確認プロセスで、GwG 第 2 セクションで規定された銀行や決済サービス提供機関などが顧客と契約を締結する際に、金融機関に代わってドイツポストの全国約 8,500 の郵便局やビデオチャット、アプリから本人確認をすることができる。POSTIDENT を利用している銀行にはコメルツ銀行やヒポ・フェラインス銀行、オンライン専門銀行の ING-DiBa、comdirect などがあり²¹⁰、銀行支店の減少や物理拠点を持たないオンライン専門銀行が普及する中、口座開設の手続きを容易にしている。

(3) 学校・職域における金融教育

OECD は 2024 年秋にドイツの国家金融教育戦略の提案を公表した。これを受けドイツ連邦財務省 (BMF) と連邦教育研究省 (BMBF) が共同で金融教育イニシアチブを進め、国家戦略の策定を主要目標の一つとしている。このイニシアチブは ①国家金融教育戦略、②中央プラットフォームの構築、③研究強化を目指すもので、すでにそ

²⁰⁵ BaFin, “Payment Accounts Act: New rights for consumers - basic payment account, account switching help and fee transparency”
https://www.bafin.de/SharedDocs/Veroeffentlichungen/EN/Fachartikel/2016/fa_bj_1606_zahlungskontengesetz_en.html

²⁰⁶ BaFin, “Basic payment account”
https://www.bafin.de/EN/Verbraucher/Bank/Produkte/Basiskonto/basiskonto_node_en.html

²⁰⁷ 給与、社会扶助、贈与など収入の種類に関係なく、1 月当たり 1,410 ユーロまでの金額を保護する。https://www.bmj.de/DE/themen/wirtschaft/finanzen/zwangsvollstreckung/pfaendungsschutzkonto/pfaendungsschutzkonto_node.html

²⁰⁸ <https://www.geldundhaushalt.de/ueber-uns/>

²⁰⁹ <https://www.deutschepost.de/de/p/postident/geschaeftskunden/identifizierungsverfahren/verfahren-postfiliale.html>

²¹⁰ <https://www.deutschepost.de/de/p/postident/geschaeftskunden/referenzen.html>

の一環として金融教育ポータル “Mit Geld und Verstand” が開設されている。国家戦略は策定中²¹¹であるが、かねてより各州で金融教育が進められ、金融機関が社会貢献として学校金融教育を積極的に支援してきたことから、金融リテラシー水準は OECD 加盟国中トップである。ただし、州毎にリテラシー水準には格差があると指摘されている。

ドイツでは州ごとに教育権限を持つため、金融教育も州ごとの学習指導要領によって内容が異なる。IFF (Institut für Finanzdienstleistungen e.V.) は、2005年よりハンブルクの学校で「生徒の銀行業」プロジェクトを開始した。IFF がコンセプトを開発し、ハンブルク州が後援、Hamburger Sparkasse がスポンサーを務めた²¹²。対象は中高生であり、生徒が「銀行業務」を疑似体験するカリキュラムで、金融教育の理念は「消費者が市場で主体的に行動する能力の形成」である。実践型の金融教育を重視し、金融機関と学校が連携して授業を行う点が特徴であった。現在は金融教育モデルが移行し、2025年より School Meets Finance と呼ばれる金融機関の専門家が学校へ派遣される制度が新たな公式金融教育プログラムとしてスタートしている²¹³。

OECD は職域を「成人に金融教育を届ける最適なチャネル」と位置づけ、従業員の金融リテラシーが金融ストレスを低下させ、生産性向上に繋がると指摘している²¹⁴。ドイツでは「労使協調型」の職業教育モデルが確立されており、金融職業教育について職業学校と職域で構成されるデュアルシステムが主流となっている。企業は訓練生に金融教育を含む実務トレーニングを提供しており、これにより若年労働者は「給料・税・保険・年金・契約」などを実務と結び付けて修得することができる。ドイツの企業年金は DB を中心としながらも DC の要素も拡大し老後資金の自己責任化が進んでいることを受け、企業は従業員向け金融教育セミナーを導入しているところが多い。具体的には、公的年金・企業年金の仕組みと私的年金との比較やタイアメントプランニングの作成等である。

(4) 政策評価と方向性

上述のようにドイツの金融包摂のレベルは高いが、失業者・貧困層・債務者は排除される傾向にあり、中小企業は信用供与に制限がある。貧困層家庭では金融に関する知識が欠如しており、そのことが貧困の連鎖につながるため、金融教育の義務化を提案する専門家もいる。また、基本決済口座には当座貸越が付与されておらず、流動性リスクからの保護が十分でないとして、公的補助による基本決済口座への当座貸越機能の導入の必要性が指摘された²¹⁵ものの、現在でも銀行は当座貸越限度額を必ずしも認める必要はないとされている²¹⁶。

また、中東やアフリカ出身の難民に対する調査によれば、金融取引と貯蓄は主に現金で行われており、より複雑な金融商品や保険は利用されていないこと、金融リテラシーをほとんど持っていないことから、難民は金融包摂から除外されていると指摘されている。難民の金融包摂には、言語的ハードルおよび社会文化的ハードルの双方を

²¹¹https://www.bundesfinanzministerium.de/Content/DE/Standardartikel/Themen/Internationales_Finanzmarkt/Finanzielle-Bildung/oecd-bestandaufnahme-zur-finanzbildung.html

²¹² <https://www.iff-hamburg.de/2006/03/23/news-37743/>

²¹³ <https://www.hamburg.de/politik-und-verwaltung/behoerden/finanzbehoerde/aktuelles/school-meets-finance-1026794>

²¹⁴ https://www.oecd.org/en/publications/policy-handbook-on-financial-education-in-the-workplace_b211112e-en.html

²¹⁵ Neuberger, D. (2015). *Financial Inclusion, Regulation, and Education in Germany* (No. 530). Asian Development Bank Institute. <https://www.adb.org/sites/default/files/publication/160699/adb-530.pdf>

²¹⁶ https://www.bafin.de/DE/Verbraucher/Bank/Produkte/Basiskonto/basiskonto_node.html

解決する必要があるとされている²¹⁷。このほか、カスタマイズした形での金融教育や消費者保護の強化、起業の支援、ステークホルダーである政府、NGO等、金融機関やフィンテックの間の調整なども提言されている²¹⁸。

このほか、2022年10月に発表された研究論文「ドイツにおける成人の金融リテラシーに関する調査結果」²¹⁹では、オンラインによる金融サービスの提供が拡大する今日の状況下では、金融リテラシーの定義をデジタルリテラシーも含む幅広いものに再考すべきと提言した。欧州連合（EC）によると、ドイツは基本的なデジタルスキルは2022年の48.9%から2023年は52.2%と大きく改善したものの、EUの2030年目標値である80%に届かない状況である²²⁰。

(5) 高齢化対策

OECDによれば、2022年のドイツの高齢化率は22.53%であり欧州で最も高齢化の進んだ国のひとつである²²¹。高齢者もデジタル金融サービスの利用が必須となりつつあるが、デジタルリテラシーの不足が大きな問題となっている。高齢者の利益団体としてBAGSO（Federal Association of Senior Citizens' Organization）があるが、高齢者のサイバースペースへの“包摂”を、政策担当者や高齢者本人に呼びかける運動を展開している。高齢者に対しては、自身が金融機関にスマホのアプリ等の操作について支援を求める声を上げるべきと主張している²²²。BAGSOでは、高齢者のデジタルリテラシーの向上を図るべく、「デジタル化と高齢者向け教育（Digitization and education for older people）」のサービス拠点を設け支援を行うなどしている²²³が、このような取組については団体の自発的なコミットメントにとどまっている²²⁴。

Bafinでは、高齢者が詐欺被害を受けやすいこともあり消費者保護の観点から、BAGSOとの協力で、高齢者向けパンフレット“Investing money during retirement”²²⁵の発刊や、担当者が、デジタル金融サービスや詐欺・不正等のリスク等について、直接質問を受け付けるウェビナー形式のセミナーの開催、トラブルに陥った際のヘルプライン（無料）の設置を行っている²²⁶。金融機関では、接客担当者を対象にセミナー形式等の訓練プログラムを実施し、詐欺被害を防止すべく高齢者による多額の預金引き出し等について注意喚起を促すといった取り組みを行っているところもある。

OECDのレポート²²⁷によると、今後40年間でドイツの労働年齢人口が23%減少す

²¹⁷ Arnold, E. A., Neuberger, D., Seukwa, L. H., & Ulbricht, D. (2018). *Finanzielle Allgemeinbildung Geflüchteter in Deutschland: Eine qualitative Pilotstudie* (No. 153). Thünen-Series of Applied Economic Theory-Working Paper. <https://www.econstor.eu/bitstream/10419/174509/1/1013727088.pdf>

²¹⁸ <https://www.european-microfinance.org/sites/default/files/document/file/Financial%20Inclusion%20of%20German%20Refugees.pdf>

²¹⁹ Michael Schuhen, et al (2022). “Financial Literacy of Adults in Germany FILSA Study Results”, *Journal of Risk and Financial Management*, 2022, 15, 488, <https://www.mdpi.com/1911-8074/15/11/488>

²²⁰ <https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/factpages/germany-2024-digital-decade-country-report>

²²¹ <https://data.oecd.org/pop/elderly-population.htm>

²²² <https://www.reuters.com/business/finance/age-before-apps-revolt-galvanises-europes-elderly-savers-2022-02-17/>

²²³ <https://www.bagso.de/projekte/servicestelle-digitalisierung-und-bildung-fuer-aeltere-menschen/>

²²⁴ Michael Schuhen, et al (2022). “Financial Literacy of Adults in Germany FILSA Study Results”, *Journal of Risk and Financial Management*, 2022, 15, 488, <https://www.mdpi.com/1911-8074/15/11/488>

²²⁵ https://www.bafin.de/SharedDocs/Downloads/DE/Broschuere/dl_b_geldanlage_im_ruhestand.html

²²⁶ OECD (2020), “Financial Consumer Protection and Aging Population”, <https://www.oecd.org/finance/Financial-consumer-protection-and-ageing-populations.pdf>

²²⁷ OECD(2025), “Pensions at a Glance” https://www.oecd.org/en/publications/pensions-at-a-glance-2025-country-notes_8a53ef12-en/germany_c480c8fa-en.html

ると予測されており（OECD平均の13%と比較すると大きな減少幅）、将来的な年金財政悪化が見込まれる。2000年以降、ドイツの高齢者雇用率は大きく伸びているものの、働きながら年金受給する人は少ない（2023年に年金受給者の14%が働き続けているが、OECDの欧州平均22%と比べて低い水準）。14%のうち半数は従来通りの雇用状況であるが、残りの半数は労働時間短縮や新しい仕事などの変化を伴うものである。政府は2023年に早期年金受給者の収入上限を廃止した後、2026年に社会保険料対象の従業員が法定年金受給年齢（67歳）に達しても働き続ける従業員に対し、月額2,000ユーロの非課税手当を導入する計画である。通常の退職年齢を過ぎると従業員は年金拠出金の支払いが免除されるが、免除を放棄して拠出金を支払うことも可能であり、その場合は追加の年金が受け取れる。このように年金財政を維持するために、労働寿命を延長するいくつかの方策が検討されている。

< 出所資料一覧 >

【参考文献（日本語）】

- ・ 落合大輔(1997)「ドイツ第2位の銀行誕生へ」(野村資本市場研究所『資本市場クォーターリー』、1997年秋号)
- ・ 神山哲也(2017)「最近のドイツ銀行を巡る課題～訴訟費用、コール条項付永久劣後債のクーポン払い、ビジネスモデルの問題～」(野村資本市場研究所『資本市場クォーターリー』、2017年冬号)
- ・ 神山哲也、富永悠(2017)「欧州で進展するオープン・バンキング～オープンAPIと個人データ保護規制によるリテール金融改革」(野村資本市場研究所『資本市場クォーターリー』、2017年夏号、pp.118--130)
- ・ 鬼頭佐保子、澤井豊(2015)「ドイツにおける預金保険制度の最近の動向について」(預金保険機構『預金保険研究』、第18号、pp.93-111)
- ・ 金融庁(2014)「ドイツにおける資本市場改革及び金融機関の対応等に係る調査」報告書
(<https://www.fsa.go.jp/common/about/research/20140627/01.pdf>)
- ・ 黒川洋行(2007)「ドイツの貯蓄金融機関の概要—貯蓄銀行グループ及びポストバンクに関する調査研究—」
((財)郵便貯金振興会『主要4か国の貯蓄金融機関』、pp.29-53)
- ・ 黒川洋行(2008)「ドイツの銀行システムと貯蓄金融機関の動向」(一般財団法人ゆうちょ財団東京研究会
(2018年1月期)報告論文、<http://www.yu-cho-f.jp/wp-content/uploads/200801.kurokawa.pdf>)
- ・ 黒川洋行(2017)「EUの銀行同盟における欧州預金保険制度の動向～2015年の欧州委員会によるEDIS規則案とドイツ銀行業界の反応～」(公益財団法人日本証券経済研究所『証券経済研究』、第98号、pp.59-76)
- ・ 齋田温子(2008)「ドイツ州立銀行再編の動き」(野村証券資本市場研究所『資本市場クォーターリー』、2008年冬号、pp.104-111)
- ・ 重頭ユカリ(2015)「EUにおけるマイクロクレジットの動向～マイクロクレジットへのEUの支援策と新しい取組事例～」(農林中金総合研究所『農林金融』、12月号、pp.2-16)
- ・ 清水一史(2019)「デジタル人材確保に向けた指針-企業が確保すべきDX人材と確保に向けた処方箋」(野村総合研究所『知的資産創造』2019年5月号)
- ・ 総務省情報流通郵政局郵政行政部(2013)「郵政事業を取り巻く国際的な動向」(第103回郵政民営化委員会提出資料)
- ・ 代田純(2018)「マイナス金利と銀行の再編成～ドイツの動向～」(公益財団法人日本証券経済研究所『証券レビュー』、第58巻第6号)
- ・ 田渕進(2010)「ドイツ信用協同組合グループの構造変化」(大阪経済大学『大経大論集』、第60巻第5号、pp.139-156)
- ・ 田渕進(2011)「貯蓄銀行と信用協同組合をめぐる政治的論争」(大阪経済大学『大経大論集』、第61巻第5号、pp.49-65)
- ・ 中野悠理(2017)「FinTech時代における金融機関の戦略」(みずほ銀行産業調査部『みずほ産業調査』、Vol.57, No.1, pp.216-223)
- ・ 中山知己(2014)「ドイツにおけるカバード・ボンド～ファンズブリーフ(Pfandbrief)の基本的特質～」(明治大学『明治大学法科大学院論集』、第14巻、pp.321-369)
- ・ 橋本奈巳、河内明子(2002)「諸外国の郵政事業改革～郵便事業を中心に～」(国立国会図書館『調査と情報』ISSUE BRIEF NUMBER 386, pp.1-34, April 11)
- ・ 羽森直子(1998)「ドイツの金融システムと金融政策」、株式会社中央経済社
- ・ 羽森直子(2011)「ドイツの金融システムを構成しているものは何か？」(流通科学大学『論集—経済・情報・経営情報編—』、第19巻第2号、pp.35-55)

- 羽森直子(2012)「ドイツの銀行構造について」(流通科学大学『論集—経済・情報・経営情報編—』、第20巻第2号、pp.131-146)
- 林宏美(2006)「業容を拡大するドイツの郵便貯金銀行ポストバンク」(野村資本市場研究所『資本市場クォーターリー』、2006年冬号、pp.98-104)
- 藤澤利治(2013)「国際金融危機とドイツの銀行制度改革～金融危機再発防止の試み～」(公益財団法人日本証券経済研究所『証券経済研究』、第82号、pp.123-142)
- 文化庁(2008)「海外の宗教事情に関する調査報告書」(https://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/shumu_kaigai/pdf/h20kaigai.pdf)
- 前原信夫(2011)「銀行破綻と監督当局の責任」(香川大学法学会『香川法学』第30巻第3・4号、pp.115-p144)
- 労働政策研究・研修機構(2022)「欧米諸国におけるデジタル技術の進展を踏まえた公的職業訓練に関する調査-アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス」『JILPT資料シリーズ』No259、2022年8月
- 渡辺富久子(2011)「ドイツにおける銀行再編基金法の制定—銀行税の導入—」(国立国会図書館調査及び立法考査局『外国の立法』、248号)

【参考文献（英語・独語）】

- Behr, P. and S. Reinhard H.(2015) “The German banking system: Characteristics and challenges”, *White Paper Series*, No.32, SAFE
- Behr, P., D. Foos and L. Norden(2015) “Cyclicality of SME lending and government involvement in banks”, *Deutsche Bundesbank Discussion Paper*, No.39/2015
- Constâncio, V. “Challenges for future monetary policy frameworks: A European perspective”, Speech at the 19th Annual International Banking Conference, “Achieving Financial Stability: Challenges to Prudential Regulation”, 4 November 2016 (<https://www.ecb.europa.eu/press/key/date/2016/html/sp161104.en.html>)
- Deutsche Bundesbank(2014) “Launch of the banking union: the Single Supervisory Mechanism in Europe”, *Monthly Report*, pp.43-64, October
- Deutsche Bundesbank(2015a) “Structural developments in the German banking sector”, *Monthly Report*, April, pp.35-60
- Deutsche Bundesbank(2015b) “Deposit protection in Germany”, *Monthly Report*, pp.47-60, December
- Deutsche Bundesbank(2016) “The supervision of less significant institutions in the Single Supervisory Mechanism”, *Monthly Report*, January
- Deutsche Bundesbank(2021) “Payment behaviour in Germany in 2020: survey on the use of payment instruments”
- DZ Bank(2011) “Genossenschaften in Deutschland”, *Konjunktur und Kapitalmarkt*, Dezember
- European Central Bank(2014) *Guide to banking supervision*, November
- IMF(2011) “Germany: Technical Note on Banking Sector Structure”, *IMF Country Report*, No.11/370
- Gropp, R., C. Gruendl and A. Guettler(2010) “The impact of public guarantees on bank risk taking: Evidence from a natural experiment”, *ECB Working Paper Series*, No. 1272, December
- Engel, D. and M. Torge(2007) “Investment, Internal Funds and Public Banking in Germany”, *Ruhr economic papers*, No.7

- Marek, P.(2017) “Saving patterns in the low-interest-rate setting – results of the 2016 PHF summer survey”, *Deutshce Bundesbank Research Brief*, 12th, April
- Michael Schuhen,et al (2022). “Financial Literacy of Adults in Germany FILSA Study Results”, *Journal of Risk and Financial Management*, 2022, 15, 488,
- O’Neill, D.(2016) “Rates put Germany’s financial ecosystem at risk”, *EUROMONEY*, November 7
- Praet, P. “Monetary policy and the euro area banking system”, Speech at ECMI Annual Conference, 9 November 2016 (<https://www.ecb.europa.eu/press/key/date/2016/html/sp161109.en.html>)
- Ernst & Young(2018) “Germany FinTech Landscape, FinTech beyond borders:cross-border FinTech activity”, November 2018
- OECD (2020), “Financial Consumer Protection and Aging Population”